



Regional Studies

地域研究

2022年 4月

No. **28**



目 次

Contents

〈論文〉

- 朱 愷 雯：中小企業向け会計と税務との親和性に関する研究
—中国小企業会計準則を中心として— …………… 1
ZHU Kaiwen, A Study on the Relationship between SMEs Accounting and Taxation
—Focusing on Chinese Accounting Standards for Small Entities—
- 朴 賢 貞：地域包括ケアシステムに関する一考察
—日韓高齢者分野におけるコミュニティケアの視点から— …………… 17
PARK Hyun-jeong, A Study on the Community Integrated Care System
—Perspectives on Community care of the Elderly in Korea and Japan—

〈研究ノート〉

- 新 城 将 孝：法学の講義(2) …………… 37
SHINJO Masataka, An Introduction to Law (2)
- 成 定 洋 子・藤 本 秀 平：米軍占領初期の沖縄島における売買春の取り締まり
—ポール・H・スキューズ文書「瑞慶覧地区における売春」(1947年2月)— …………… 55
NARISADA Yoko, FUJIMOTO Shuhei, Policing prostitution
in Okinawa during the early stage of U.S. military occupation
— “Prostitution in Sukiran Area” , Paul H. Skuse Papers—
- 宮 城 利佳子：沖縄県の小学校における「総合的な学習の時間」の実態の検討 …………… 69
MIYAGI Rikako, Survey on integrated studies at elementary school in Okinawa

〈調査報告〉

- 宮 川 名 子：沖縄県と千葉県の保育学生の生活習慣に関する調査研究
—加濃式社会的ニコチン依存度テスト (KTSND) に着目して— …………… 79
MIYAGAWA Meiko, Research about the lifestyle of the childcare
student of Okinawa and Chiba
- 吉 井 美知子：先住民族と迷惑施設に関する研究
—アイヌの人々は「核のごみ施設」立地計画をどう思うのか— …………… 93
YOSHII Michiko, A Study on Indigenous People and Troublesome Facilities
—What does Ainu People Think about the Project of Nuclear Waste Disposal Site—

巻 頭 言

コロナ禍が少しおさまりかけてきたら、戦後最大の危機が世界的に生じている。ロシアのウクライナ侵攻である。テレビニュースを見て、平和な時代はどこにいったのだろうと思う方も多いかもしれない。早く戦禍が収まって欲しいと願わずにおれないが、戦争で犠牲になるのが、子どもや女性、障がい者など弱者に集中するのを映像などで見るのはさらにつらい。日本でも、物価高が問題となっているが、それも経済的弱者の日々の暮らしを襲っている。沖縄戦でもそうだったが、戦争は社会的弱者により大きな影響を与えることを今回も感じている。加えて、コロナ禍を含め、社会の不安定さが増している。時代の大きな変わり目にあるのかもしれない。

さて、沖縄も時代の変わり目を迎える。復帰50年である。(やや宣伝になるが) 2021年度地域研究所島村所長と島袋・山野副所長も執筆者の一員として加わって、「復帰50年 沖縄子ども白書」を発刊する運びとなった。現在、最終準備に入っており、本紀要と時期を前後して上梓される。この本の中では、復帰50年という歴史的なパースペクティブも持ちながら、沖縄の子ども・家族の固有の生活課題を探ろうとしているが、やはり、社会的弱者の立場やその権利、さらに多様性を大切に編集してきた。お手に取っていただけると幸いである。

さて、今回の紀要は7本もの貴重な論考からなる。まず、本学の吉井氏の「先住民族と迷惑施設に関する研究」では、沖縄の基地問題とも絡めて北海道の核のごみ処理場の問題をアイヌの人々の視点から執筆されている。マイノリティが声を上げにくいこと、さらにそれを実行する勇気が胸に迫るものがあつた。成定氏と藤本氏は、米軍占領初期の沖縄島における売春問題をめぐってその取り締まりの実態等を1947年の米軍報告書から明らかにしようとしている。当時沖縄には、売春を禁止する法が存在しなかったが、軍警察と民警察の合同捜査によって、女性と仲介者を取り締まっていた。成定氏と藤本氏は、米軍報告書の中で女性を「犯罪者」「労働者」、さらには「搾取」される「被害者」として捉える視点が見られるなど矛盾した見方で管理しようとしていたことを明示している。宮城氏の研究は、小学校における総合的な学習時間について、県内の保育系の学生に尋ねたものだが、最も記憶に残っている学習内容として、「戦争」について上げる学生が多かったということである。総合的な学習が、地域探求につながる可能性を示したものと考えられる。本学の朴氏は、日本と韓国のコミュニティケアシステム(地域包括ケアシステム)を比較している。両国は、ともに世界で少子高齢化が最も早いスピードで進んでいる国であるが、その制度の仕組みにおいては保険運営、支援計画の担当など様々な違いがあることを見出している。宮川氏は、沖縄県と千葉県の保育学生を対象にした、喫煙などを含む生活習慣に関する比較研究を行っている。特に、健康意識に関する考え方の調査では、沖縄の学生が、朝食欠食、運動不足、飲酒の機会が多く、一方で千葉の学生は、睡眠不足、疲労感が強い傾向が見られた点は興味深い。本学の朱氏の論文は、中国における中小企業向けの会計基準について論じたものであるが、国際会計基準審議会の影響を受けない会計基準が採用されており、それと税法との関連性を検討している。最後に、新城氏の法学講義(2)は、本学法経学部紀要27号に掲載された「法学の講義」の続編となるが、国際法上の琉球(沖縄)の地位と主権について考察している。琉球(沖縄)の歴史と、その国際法上の地位についての関連性を確認しながら、沖縄の独立についても若干触れており興味深い。

どの論文も、「地域研究」誌にふさわしい、ダイバシティ(多様性)を持ち、沖縄やアジアに根を張ったものであり、読み応えたっぷりともものとなっている。

中小企業向け会計と税務との親和性に関する研究 —中国小企業会計準則を中心として—

朱 愷 雯*

A Study on the Relationship between SMEs Accounting and Taxation —Focusing on Chinese Accounting Standards for Small Entities—

ZHU Kaiwen

要 旨

本研究は、中国における会計と税務との関係を明らかにしたうえで、中国の小企業会計準則を取り上げ、中小企業向け会計基準と税法との親和性を考察し、さらに、中小企業向け会計基準と税法との調和の妥当性、そして、中小企業向け会計基準と税法とはどこまで調和できるのかについて検討しようとするものである。

要 約

本研究は、中国における会計と税務との関係を明らかにしたうえで、中国の小企業会計準則を取り上げ、中小企業向け会計基準と税法との親和性を考察し、さらに、中小企業向け会計基準と税法との調和の妥当性、そして、中小企業向け会計基準と税法とはどこまで調和できるのかについて検討しようとするものである。

中国では、中小企業向け会計について、大企業とは違い、IFRSの影響を受けない中国の独自の会計基準が公表されている。この小企業会計準則は、小企業の特性を考慮したうえで、小企業にとって必要性が乏しいと思われるリース取引や連結財務諸表等の内容を省略して作成されたものである。とりわけ、会計処理については、大企業向け会計基準である企業会計準則を参照しつつも、税法による処理との調和を重視し、資産の測定基準、耐用年数や減価償却等、さまざまな項目において、税法規定と一致している。

会計基準と税法との関係について、逆基準性という問題が指摘されているが、主として納税申告のために財務諸表を作成している中小企業が会計基準よりも税法規定を優先的に適用しているという実態を考慮すれば、中小企業向け会計基準における税法規定の容認が必要であると思われる。一方、中小企業向け会計基準と税法とはどこまで調和できるのかについて、今後さらに検討する必要があるが、税法規定が適切な会計処理に適合しているのであれば、両者の調和には問題がないと考えている。

キーワード：小企業会計準則、企業所得税法、逆基準性、会計と税務との調和

* 沖縄大学経法商学部 准教授

Summary

This study attempts to clarify the relationship between the Accounting Standards for Small Entities published by China and the Corporate Income Tax law, and then examine the adequacy of harmonization between accounting standards for SMEs (small and medium-sized entities) and taxation.

China has issued its own accounting standards for SMEs that are not affected by IFRS (International Financial Reporting Standards) . The Accounting Standards for Small Entities are created in consideration of the characteristics of SMEs and omit most of the contents that are considered to be less necessary for SMEs. In particular, the Accounting Standards for Small Entities refer to the Accounting Standards for Business Enterprises but emphasize harmony with taxation and consistent with tax law such as useful life and depreciation of assets.

Regarding the relationship between accounting and taxation, it has been pointed out that tax rules take precedence over the accounting standards. However, considering the actual situation of SMEs that prepare the financial statements mainly for tax filing, it seems necessary to accept the tax rules in accounting standards for SMEs. However, we need to consider the problems about the adequacy of harmonization between accounting standards for SMEs and taxation further in the future, but if the tax rules are appropriate for commercial accounting, I think there is no problem with harmony between the accounting standards for SMEs and taxation.

Keywords : Accounting Standards for SMEs, Corporate Income Tax Law, harmonization between accounting and taxation

I はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) が2009年7月に「中小企業向け国際財務報告基準」(IFRS for SMEs ; 以下、中小企業版IFRSと表記する) を公表したことを契機に、世界各国は中小企業向け会計基準の策定に着目し、それに関する議論を行ってきた。

日本においては、中小企業向け会計基準として、2005年8月に、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所および企業会計基準委員会により公表された「中小企業の会計に関する指針」(以下、中小会計指針と表記する)があったが、中小企業版IFRSの公表、さらに、中小会計指針の普及が進まない状況⁽¹⁾を受け、2012年2月に中小企業の会計に関する検討会により「中小企業の会計に関する基本要領」(以下、中小会計要領と表記する)が公表された。ただし、中小会計要領は、「安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の影響を受けないもの」(中小会計要領「総論」、第6条)として、法人税法で定める処理のうち会計上適当と認められる処理の適用が認められている。

他方、中国も、大企業向け会計基準としての企業会計準則とIFRSとのコンバージェンスを進めながらも、中小企業版IFRSを採用することなく、中小企業の実態を考慮し、中国独自の会計基準として、2011年10月に小企業会計準則を公表した。当該会計基準は、企業会計

準則を参照しつつも、税法との調和を考慮し、資産の耐用年数や減価償却等、さまざまな項目において、税法規定が容認されている。

本研究は、中小企業向け会計基準と税法との調和の妥当性について検討しようとするものである。このような研究目的に照らして、本研究は、まず、中国における会計と税務との関係を明らかにしたうえで、中国の小企業会計準則と税法との親和性を考察する。そして、日本の中小会計指針と中小会計要領に税法規定が容認される項目を取り上げ、中国と日本とを比較することによって、中小企業向け会計基準と税法との調和の妥当性、さらに、中小企業向け会計基準と税法とはどこまで調和できるのかについて検討する。

Ⅱ 中国における会計と税務との関係

1. 中国における会計制度と税法

中国では、かつて、会計と税務が統一化した時期があった。会計と税務の処理基準がほぼ同じ規定が多かった。また、会計実務においても、税法で認められていない会計処理については、当時の会計基準ではなく税法基準にしたがって会計処理を行うことが多かった。このように、会計制度と企業所得税（日本の法人税に相当するもの）が同様の規定を持っていたため、会計実務の多くは税法基準にしたがって処理される傾向が強かった（近藤2005、164頁）。

しかし、経済の発展に伴い、中国の会計制度や税法が次第に整備され、会計と税務との乖離も進んでいた。1992年に、会計法（1985年制定）の改訂に伴い、会計に係る法律や法規として、財政部より「企業会計準則」⁽²⁾や「企業財務通則」等が公表され、企業会計準則具体準則の作成作業も始まった。一方、1993年に、個人所得税法（改定）、増値税暫定条例、消費税暫定条例、営業税暫定条例、企業所得税暫定条例、土地増値税暫定条例、資源税暫定条例等、税務に係るさまざまな法律や行政法規が公表され、1994年には大規模な税制改革が行われた。

これらの法律や法規の公表により生じる会計と税務との差異について、「關於企業財務制度与税法不一致狀況下处理的函」（財商字 [1998] 74号）は、「企業が会計処理を行う際に、「両則兩制」⁽³⁾ および財政部が公表したその他の会計制度に従わなければならない」ことを明確に示している。また、「納税申告の際に、計算範囲や計算時期の違いにより生じる税引前当期純利益と課税所得との差額について、財務会計制度の規定に合致する会計処理および帳簿記録を変更せず、納税調整のみが認められる」ことが明記されている。

さらに、21世紀に入り、会計制度と税法の整備はさらに進んだ。2000年には「企業会計制度」、2001年には「金融企業会計制度」、2004年には「小企業会計制度」が公表された。一方、税法法規として、2000年に、国家税務総局は「企業所得税税前控除辦法」（国税発 [2000] 84号）、「關於股權投資業務若干所得税業務問題的通知」（国税発 [2000] 118号）および「關於企業合併分立業務若干所得税業務問題的通知」（国税発 [2000] 119号）等を公表した（巫2005、157頁）。これらの法規のうち、「企業所得税税前控除辦法」（国税発 [2000] 84号）は、各種の租税政

策が有効に機能するように独自の課税ベースを確立するために作成されたものであり、課税当局としては企業所得税の計算が会計制度の規定に左右されないようになった。具体的には、原価と費用、給与による支出、資産の減価償却、無形資産の償却、借入費用、リースによる支出、広告費、交際費、貸倒損失、その他の控除項目について全般的な税引前控除規則が規定されている。すなわち、この全般的な控除規則は、会計上の原価、費用、損失を税務上でも課税所得の控除項目として認めるものを明確にすることによって、会計と税法は基本的に分離されることになった（近藤2005、165頁）。

2. 課税所得の計算方法

課税所得の計算方法として、企業会計との関係を考えれば、以下の3つに分けられる方法がある（岸田1985、125-126頁；品川2013、121-122頁）。

- (1) 企業会計上の利益をそのまま課税の基礎として課税所得を算定する方法。
- (2) 企業会計上の利益計算を完全に無視し、税法上の課税所得を税法独自の規定により算定する方法。
- (3) 企業会計上の利益を基礎とし、個別的な点において税法独自の計算規定を設け、課税所得を算定する方法。

上記の(1)については、手続上は簡単であるが、現在のように、企業利益計算の独立性が強調され、さらには、納税者側の租税回避行為を防ぐために、より複雑な課税所得計算規定が設けられ、現実的に採用することは難しいと指摘されている。(2)については、税法における課税所得計算の正確性の確保という考え方から見れば、理論的に優れているものであるといえるが、納税コストの面から考えれば、その実行の困難性が指摘されている。(1)と(2)と比べて、(3)はもっとも現実的な方法である（岸田1985、126頁；品川2013、122頁）。

日本の法人税法が採用している確定決算主義は、(3)によるものであるといわれている。すなわち、日本における法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額等を記載した申告書を提出しなければならない（法法74①）。ここでいう確定した決算に基づく申告とは、法人がその決算に基づく計算書類について、株主総会の承認、総社員の同意その他の手続による承認を得た後、その承認を受けた決算にかかる利益の計算に基づいて税法の規定により所得の金額を計算し、その所得の金額および利益と所得の金額との差異を申告することを意味する。したがって、確定決算主義は、税法における課税所得の計算が企業会計上の利益計算に原則的に依存している関係を示している（武田2004、42-43頁）。

中国においては、現行の企業所得税法として、2007年3月に公表され、2008年1月1日より実施されている「中華人民共和国企業所得税法」（以下、企業所得税法と表記する）がある。新しい企業所得税法の公表により、1991年から実施されてきた「中華人民共和国外商投資企業和外国企業所得税法」および1993年に実施されてきた「中華人民共和国企業所得税暫行条

例」が廃止されることになった。企業所得税法のほか、2007年に公表された「中華人民共和国企業所得税実施条例」（以下、実施条例と表記する）、およびそれらに関連する国家税務総局や財政部が公表した法規を含めて、現行の企業所得税法システムが成り立っている。

企業所得税法によれば、企業の課税所得額は、一納税年度における収入総額から、非課税収入、免税収入、各種控除項目、および補填が認められる過年度の繰越欠損金を控除した後の残額となる（企業所得税法第5条）。

課税所得の計算方法として、①実際所得課税方式、②推定利益課税方式および③経費課税方式の3つがある。①実際所得課税方式は、会計制度の定めにより会計上の利益を算出し、これに必要な税務調整を行い税務上の課税所得を計算する方法である。現地法人はすべてこの方式によって課税所得を計算する。これに対して、②推定利益課税方式および③経費課税方式は、事業所等のように課税所得を正確に計算することが困難であり、または計算できない場合に採用される方式である（税理士法人トーマツ2014、102頁）。企業が納税申告を行う際、「納税調整項目明細表」という附表に、調整項目に応じて金額を計算し記載しなければならない。この「納税調整項目明細表」は、日本の法人税確定申告書における別表四、すなわち、会計上の利益または損失の額を出発点として税務上の加算項目、減算項目を計算する「所得の金額の計算に関する明細書」に相当するものである（EY新日本有限責任監査法人2020、85頁）。上述により、中国では、現行の企業所得税法に基づく課税所得の計算方法は、日本の確定決算主義に近いものであるとはいえ、上記(3)の計算方法に区分されることができる。

なお、上記の(3)に基づく課税所得の計算方法は、一律ではなく、アメリカ型と日独型に区分することができる。アメリカ型は、課税所得計算における申告調整が容易であるのに対して、日独型は課税所得計算における申告調整項目が極めて制限されることになる（品川2013、123頁）。中国の企業所得税法は、会計基準で計算した利益に基づいて税務調整を行い、課税所得を計算しているが、損金経理要件はないため（金融庁2012、17頁）、日本とは違い、アメリカ型に近いものであると考えている⁽⁴⁾。ただし、アメリカ型と日独型の違いに関して、「その差は会計と税法とがリンクする程度の差に過ぎず、法人所得課税の根底には企業会計に基づくという自然な前提が存在している」（坂本2009、94頁）と認識されている。

Ⅲ 小企業会計準則と企業所得税法との親和性

前述したように、中国における会計と税務との関係は「統一」から「分離」への動きがみられている。中国では、会計と税務との分離が現実的に必要であることを認識したうえで、会計と税務との調和に努めている。しかし、IFRSとのコンバージェンスが進む中で、会計と税務はますます乖離することになるだろう。

一方、中小企業向け会計については、大企業とは違い、IFRSの影響を受けない中国の独自の会計基準が公表されている。中国では、2011年10月に、小企業のための会計基準として、小企業会計準則を公表し、2013年1月1日から、「企業の株式あるいは債券が公開市場で取

引されている小企業」、「金融機関あるいはその他の金融の性質を有している小企業」および「企業集団における親会社あるいは子会社」以外の小企業⁽⁵⁾を対象に任意適用している。

小企業会計準則は、小企業の特性を考慮したうえで、小企業にとって必要性が乏しいと思われるリース取引や連結財務諸表等の内容を省略して作成されたものである。とりわけ、会計処理については、大企業向け会計基準である企業会計準則を参照しつつも、税法による処理との調和を重視し、資産の測定基準、耐用年数や減価償却等、さまざまな項目において、税法規定と一致している。また、課税所得の計算方法に関して、小企業会計準則では、「小企業は、企業所得税法の規定に基づいて、利益総額をもとに合理的に納税調整を行い、当期の課税所得額を計算し、その所得額と対応する税率に基づいて、当期末払税額を計算する。」(第71条)と明記している。以下においては、小企業会計準則における会計処理のうち、企業会計準則とは異なり、企業所得税法またはその実施条例の規定が採用されまたは容認される項目を取り上げ、両者の親和性を明らかにしたい。なお、表1に示されるものは、主に小企業会計準則と税法との調和を図ったものであると考えている。

表1 小企業会計準則と企業所得税法との親和性

	小企業会計準則	企業所得税法	企業会計準則
資産の測定属性	資産は、取得原価によって測定する(第6条)。	実施条例第56条	測定属性として、取得原価、再調達原価、正味実現可能価額、現在価額、公正価値等がある(企業会計準則基本準則第42条)。
資産の減損処理	金銭債権の貸倒引当金、棚卸資産や有価証券の評価損、固定資産の減損損失等の計上は求められない(第6条)。	企業所得税法第10条(七)、実施条例第55-56条	減損損失の対象となる資産は、企業会計準則第8号「資産の減損」に準拠して減損損失を計上する。
長期持分投資を保有する間に生じる損益	長期持分投資は、原価法によって会計処理を行う。投資先企業が公表した配当等利益分配は、配当金額によって投資収益に計上する(第24条)。	実施条例第17条	企業会計準則第2号第5条で定められる条件を満たす長期持分投資は原価法が適用される。被投資企業に対して共同支配権または重大な影響を及ぼす長期持分投資は持分法が適用される(企業会計準則第2号第5条、第8条)。
固定資産の当初認識時の測定	自家建設の固定資産は、工事完成前に当該固定資産を建設するために発生した支出(借入金による費用が含	実施条例第58条	自家建設の固定資産は、当該固定資産が使用可能な状態になる前に生じるすべての支出を取得原価とする(企

	小企業会計準則	企業所得 税 法	企業会計準則
	まれる) を取得原価とする (第28条 (二))。 ファイナンス・リースによる固定資産は、賃借契約に約定された金額および賃借過程で発生した費用を取得原価とする (第28条 (四))。		業会計準則第4号第9条)。 ファイナンス・リースにより取得した固定資産の原価は、企業会計準則第21号にしたがって計上する (企業会計準則第4号第12条)。
固定資産・生物 資産の減価償却 方法	原則として、定額法が適用される (第30条、第37条)。	実施条例第59条、 第63条	定額法、生産高比例法、200%定率法および級数法等が適用可能である (企業会計準則第4号第17条、第5号第18条)。
固定資産・生物 資産の耐用年数	資産の性質および使用状況に基づいて、税法の規定を考慮し、耐用年数および見積残存価額を合理的に決定する (第30条、第37条)。	実施条例第60条、 第64条	資産の性質および使用状況に基づいて、耐用年数および残存価額を合理的に見積もる (企業会計準則第4号第15-16条、第5号第18-19条)。税法規定への配慮が言及されない。
固定資産の取得 後による支出	固定資産の修理による支出は、発生した時点で資産の原価または当期損益に計上する。固定資産の改造による支出は、固定資産の原価に計上する。ただし、減価償却が終了した固定資産の改造、オペレーティング・リースによる固定資産の改造、または固定資産の大規模修理による支出は長期前払費用に計上する (第32-33条)。固定資産の大規模修理による支出とは、以下の2つの条件を同時に満たすものをいう (第43条)。 ①修理費用は固定資産を取得するときに支払った税込金額の50パーセント以上に達する。 ②修理した固定資産の耐用年数は2年以上延長する。	企業所得税法第 13条、実施条例 第69条	固定資産の改造または修理による支出について、固定資産の認識基準 (企業会計準則第4号第4条) を満たすものは、発生時に固定資産の原価として計上し、固定資産の認識基準を満たさないものは、当期損益として計上する (企業会計準則第4号応用指南二)。

	小企業会計準則	企業所得 税 法	企業会計準則
無形固定資産の償却	定額法によって償却を行う。耐用年数について、信頼性をもって見積ることができない場合は、償却期間を10年以上としなければならない（第41条）	実施条例第67条	耐用年数を確定できるものについて、経済的利益の実現方式に基づいて償却を行う。耐用年数を確定できないものについては償却しない（企業会計準則第6号第17、19条）。
長期前払費用の償却	長期前払費用は償却期間内に定額法によって償却を行う（第44条）。 ①減価償却が終了した固定資産の改造による支出は、当該資産の見積耐用年数に応じて均等償却する。 ②オペレーティング・リースによる固定資産の改造費は、契約に基づく残存リース期間にわたり均等償却する。 ③税法の規定と一致する固定資産の大規模修理による支出は、当該資産の耐用年数に応じて均等償却する。 ④その他の長期前払費用は、支出が発生した翌月から均等償却するが、償却年限は3年以上でなければならない。	実施条例第68-70条	償却期間に関する明確な規定はない。
割賦販売の収益認識	割賦販売の場合、契約で定められる代金の回収日に収益を認識する（第59条（三））	実施条例第23条（一）	収益の認識は企業会計準則第14号（2017年改訂）に基づいて行われる。

表1に示したように、小企業会計準則では、とくに資産の認識や測定等の処理において、企業所得税法とその実施条例で定める処理が容認されている。これは、企業所得税法が、課税所得計算に関して、会計基準よりも細かく定めているため、特に、経理に従事する人員が少なく、高度な会計処理に対応できる十分な経理体制を持たない中小企業にとって、会計基準で認められる税法上の処理にしたがって会計処理を行ったほうが、納税申告する際の納税調整が少なく、職業的専門家としての判断を必要としないため、負担が軽減されるからであ

ると考えられる。

たとえば、固定資産および生物資産の耐用年数について、小企業会計準則では、「税法の規定を考慮し、耐用年数および見積残存価額を合理的に決定する」ことが記されている。これに対して、企業所得税法においては、減価償却資産の最低耐用年数について、詳しく定めている⁽⁶⁾。このように、小企業は、小企業会計準則を適用する際に、企業所得税法で定める耐用年数を用いて、固定資産や生物資産の減価償却を行うことができる。

また、企業所得税法またはその実施条例における規定を、そのまま小企業会計準則の規定として用いられる項目もみられる。たとえば、長期前払費用に関する規定において、固定資産の大規模修理による支出の2つの条件、および長期前払費用の償却方法に関する規定は、企業所得税法の処理をそのまま会計処理として、小企業会計準則に書き込まれている。

しかし、そもそも、会計と税法との目的に相違があるため、小企業会計準則による会計処理と税法処理との完全一致が難しいと思われる。とりわけ、収益と費用の認識および測定において、その差異が顕著である。たとえば、企業所得税法によれば、課税所得を計算する際の調整項目として、社会福利費、教育経費、交際費や広告宣伝費の上限額が定められているのに対して、小企業会計準則は、主に経営者や債権者等の利害関係者に企業の財務情報を提供することを目的とする小企業の会計行為を規範するために作成されたものであるため、これらの費用を経済的事実に基づいて計上することを求めている。

IV 逆基準性の問題からみる中小企業向け会計基準と税法との親和性

会計基準と税法との関係について、かねてから逆基準性という問題がある。すなわち、会計処理を行う際に、会計基準に準拠するよりも、税法上の計算規定のほうが優位性を有するという問題である。中小企業のための会計基準において、税法基準を容認することによって、逆基準性をもたらすことも懸念される。とりわけ、確定決算主義のように、企業会計上の利益をもとに、個別的な点において税法独自の計算規定を設け、課税所得を算定する方法は、逆基準性をもたらすとの批判があった。

以下においては、日本の中小会計指針と中小会計要領を取り上げ、両基準が税法との関係を明らかにし、中小企業向け会計基準と税法との調和の妥当性を検討する。さらに、小企業会計準則、中小会計指針と中小会計要領の3つの会計基準を比較することによって、中小企業向け会計基準と税法とはどこまで調和できるのかについて検討してみたい。

中小会計指針は、「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じにあるべきである。しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる」(中小会計指針「総論」、3頁)という考え方に基づいて作成されたものであり、とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成するにあたって、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示している(中小会計指針「総論」第3条)。

一方、中小会計要領は、中小会計指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に、中小企業の経営者が自社の経営状況の把握に役立ちながら、利害関係者への情報提供に資する会計、そして、中小企業に過重な負担を課さないものとして、中小企業の実務を十分考慮し、会計と税務の調和を図ったうえで、会社計算規則に準拠する会計を目指して作成されたものである（中小会計要領「総論」第1条）。

なお、中小企業のための会計基準として、中小会計指針も中小会計要領も税法の適用が容認されている。中小会計指針の「総論」第7条では、「会計基準がなく、かつ、法人税法で定める処理に拠った結果が、経済実態をおおむね適正に表していると認められる場合」、または「会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理に拠った場合と重要な差異がないと見込まれる場合」に、法人税法で定める処理を会計処理として適用することが認められる。他方、中小会計要領の「総論」第5条にも、「本要領で示していない会計処理の方法が必要になった場合には、企業の実態等に応じて、企業会計基準、中小指針、法人税法で定める処理のうち会計上適当と認められる処理、その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の中から選択して適用する」と明記されている。

以上のことからわかるように、日本においても中国においても、中小企業向け会計基準を作成する際に、税法基準への配慮が明確に示されている。これは、中小企業の実態を考慮したからであると考えられる。

いうまでもなく、企業会計と税務会計には本質的な差異がある。それは、両者の目的が違うからである。企業会計は、主に、株主や債権者などの利害関係者へ財務情報を提供すること、利害関係者間の利害関係を調整することなどの目的を有している。これに対して、税務会計は、企業活動の成果をもとに適正な課税所得を計算し、公平な税負担や税制の中立性を実現することを主な目的としている。このような差異により、会計基準に基づく会計処理と税法基準に基づく処理には必然的に相違が生じてしまうのである。

一方、中小企業は、会計基準にしたがって財務諸表を作成することが法的に義務付けられていないのが一般的であるが、企業が存続する限り、税法に準拠して納税申告をしなければならない。このような中小企業は、会計基準よりも税法上の計算処理を優先的に適用し、会計処理を行うのが現状である。また、中小企業においては、大企業と違い、高度な会計処理に対応できる十分な能力を有する会計専門職が比較的に少ないため、企業会計上の会計処理と税法上の規定との共通部分が多ければ多いほど、中小企業にとって、納税申告する際の税務上の調整が少なく、負担が軽減される。

このような中小企業の実態を鑑み、中小企業のための会計基準に税法上の規定を容認するか、または税法上の規定と同じ処理、あるいはそれに近い処理を設ける必要がある。もし税法上の計算規定が適切な会計処理に適合していれば、会計上の利益計算にも実質的な弊害はないと考えられるため（堺2015、47頁）、中小企業向け会計基準と税法との調和には何も問題なく、むしろ中小企業にとって望ましいことであるといえよう。

前述したように、中国の小企業会計準則においては、税法上の規定を容認する項目、または、税法上の規定をそのまま小企業会計準則の規定として用いられる項目が多数みられる。同様に、中小会計指針や中小会計要領においても、税法基準に基づく処理の容認または採用が多く存在している。

たとえば、貸倒引当金の算定方法について、中小会計指針では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に準拠し、原則的に、債権を一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権の3つに区分するが、法人税法上の基準によって貸倒引当金の設定が認められる場合の算定方法も定めている（中小会計指針、8-9頁）。中小会計要領では、貸倒引当金の算定方法として、「債権全体に対して法人税法上の中小法人に認められている法定繰入率で算定すること」が認められている（中小会計要領、7頁）。

また、固定資産の耐用年数について、中小会計指針では、「減価償却における耐用年数や残存価額は、その資産の性質、用途、使用状況等に応じて合理的に決定しなければならない。ただし、法人税法上の耐用年数を用いて計算した償却限度額を減価償却費として計上することも認められる」（中小会計指針、19頁）と明確に記されており、税法上の処理を認めている。中小会計要領においても、「固定資産の耐用年数は、法人税法に定める期間等、適切な利用期間とする」（中小会計要領、11頁）ことが明記されている。

それ以外にも、中小会計指針や中小会計要領では、有価証券の評価方法や減損処理、棚卸資産の評価方法や評価損の処理など、さまざまな項目において、税法基準に基づく処理が容認されまたは採用されている。

以上からわかるように、小企業会計準則、中小会計指針および中小会計要領が税法との調和を図ったうえで作成されたものとして、税法との親和性が見られるが、税法に基づく処理がどこまで容認されているのかについて、それぞれ相違がある。中小企業向け会計基準と税法とはどこまで調和できるのかについて、今後さらに検討すべきであるが、少なくとも以下の2点を前提条件としなければならないと考えられる。

- (1) 税法上の規定が適切な会計処理に適合すること
- (2) 中小企業の会計処理上の便益をもたらすこと

上記(1)については、前述のように、企業会計と税務会計の目的の差異により、会計基準に基づく会計処理と税法基準に基づく処理には相違が生じているのである。会計基準を作成する際に、企業会計の目的に照らして作成しなければならないため、もし税法上の規定が適切な会計処理を行うことに弊害が生じているのであれば、税法上の処理を認めるべきではない。この点については、反してはならないことである。また、(2)について、会計基準と税法との調和は、中小企業の実態を考慮し、会計・税務処理上の負担を軽減するために行われることであるため、もし中小企業向け会計基準と税法との調和の結果、中小企業は会計処理上の便益をもたらすことはなく、むしろ過重負担になれば、当該税法上の規定を会計基準において認めるべきではないと考えている。

V おわりに

本研究は、中国における会計と税務との関係を明らかにしたうえで、中国の小企業会計準則を取り上げ、中小企業向け会計基準と税法との親和性を考察し、さらに、中小企業向け会計基準と税法との調和の妥当性、そして、中小企業向け会計基準と税法とはどこまで調和できるのかについて検討した。

中国においては、日本と同じく、中小企業のための会計基準として、IFRSの影響を受けない中国の独自の会計基準、いわゆる小企業会計準則がある。当該会計基準は、税法による処理との調和を重視し、さまざまな項目において、税法規定が採用されまたは容認されている。

繰り返すまでもなく、会計基準と税法との関係について、逆基準性という問題が指摘されているが、主として納税申告のために財務諸表を作成している中小企業が会計基準よりも税法規定を優先的に適用しているという実態を考慮すれば、中小企業向け会計基準における税法規定の容認が必要であると思われる。一方、中小企業向け会計基準と税法とはどこまで調和できるのかについて、今後さらに検討する必要があるが、税法規定が適切な会計処理に適合しているのであれば、両者の調和には問題がないであろう。

注

- (1) 「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果」によると、中小会計指針の認知度について、中小企業の会計を「知っている」と回答した企業は、2007年度の44%が最も高く、その後、ほぼ横ばいの状況が続いており、2010年度になると、39.5%になった。また、中小会計指針への準拠度について、完全に準拠する、または一部準拠する企業の合計割合は54.3%であり、そのうち、完全に準拠する企業は17.2%にすぎない（中小企業庁2011、37頁；42頁）。
- (2) 現行の企業会計準則は、基本準則、具体準則および応用指南により構成される。1992年に公表された「企業会計準則」は基本準則のみであり、一般原則、財務諸表の構成要素などを示しており、概念フレームワークのような役割を果たしていた。2006年には、38項目の具体準則が作成され公表されたが、2014年の大幅の改定を経て、現在、42項目までに増設している。本研究では、1992年に公表された「企業会計基準」を指す場合のみ、「」をつけて表示する。
- (3) 「両則両制」とは、「企業会計準則」（1992年公表）、「企業財務通則」（1992年公表）、13業種の業種別会計制度および10業種の業種別財務制度をいう。
- (4) 坂本（2009）によれば、会計と税務の関係について、ドイツやフランスのように会計と税務との結びつきが強い国と、アメリカやイギリスのように会計と税務との結びつきが弱い国とに分類することができる。イギリスの財政法（Finance Act）には、「課税所得は一般に公正妥当と認められた会計実務（Generally Accepted Accounting Practice；UK GAAP）に基づく会計を基礎に計算されなければならない」と示されて

いるが、損金経理要件はないため、会計と税務とは分離されていると判断された（坂本2009、93-94頁）。中国にも、損金経理要件はないため、イギリスやアメリカと同じく、会計と税務との結びつきが弱い国であると考えている。

- (5) ここでいう小企業は、中国の「中小企業劃型標準規定」に基づいて、小企業の条件を満たす企業を指している。なお、「中小企業分類標準規定」に従った産業分類と小企業の規模基準が以下の表2に示されている。すなわち、第1条件における従業員数、売上高、資産総額のいずれかの条件を満たした場合に、当該企業は中企業、小企業、超小企業の対象となる。次に、中企業と小企業の判定については、第2条件で定められる従業員数、売上高、資産総額の条件をすべて満たした場合に、当該企業は中企業または小企業として分類される。さらに、超小企業については、従業員数、売上高、資産総額のいずれかの条件を満たした場合に超小企業と判定される。

表2 中国における中小企業の区分

産 業	第1条件			第2条件								
	中、小、超小企業 (以下のいずれかの条件を満たす場合)			中企業 (以下の条件を同時に満たす場合)			小企業 (以下の条件を同時に満たす場合)			超小企業 (以下のいずれかの条件を満たす場合)		
	従業員数(人)	売上高(万元)	資産総額(万元)	従業員数(人)	売上高(万元)	資産総額(万元)	従業員数(人)	売上高(万元)	資産総額(万元)	従業員数(人)	売上高(万元)	資産総額(万元)
農・林・牧畜・漁業	—	20,000以下	—	—	500超	—	—	50超	—	—	50以下	—
工 業	1,000以下	40,000以下	—	300超	2,000超	—	20超	300超	—	20以下	300以下	—
建築業	—	80,000以下	80,000以下	—	6,000超	5,000超	—	300超	300超	—	300以下	300以下
卸売業	200以下	40,000以下	—	20超	5,000超	—	5超	1,000超	—	5以下	1,000以下	—
小売業	300以下	20,000以下	—	50超	500超	—	10超	100超	—	10以下	100以下	—
運送業	1,000以下	30,000以下	—	300超	3,000超	—	20超	200超	—	20以下	200以下	—
倉蓄業	200以下	30,000以下	—	100超	1,000超	—	20超	100超	—	20以下	100以下	—
郵政業	1,000以下	30,000以下	—	300超	2,000超	—	20超	100超	—	20以下	100以下	—
ホテル業	300以下	10,000以下	—	100超	2,000超	—	10超	100超	—	10以下	100以下	—
飲食業	300以下	10,000以下	—	100超	2,000超	—	10超	100超	—	10以下	100以下	—
情報伝送業	2,000以下	100,000以下	—	100超	1,000超	—	10超	100超	—	10以下	100以下	—
情報技術サービス業	300以下	10,000以下	—	100超	1,000超	—	10超	50超	—	10以下	50以下	—
不動産開発業	—	200,000以下	10,000以下	—	1,000超	5,000超	—	100超	2,000超	—	100以下	2,000以下

産 業	第1条件			第2条件								
	中、小、超小企業 (以下のいずれかの条件 を満たす場合)			中企業 (以下の条件を同時に 満たす場合)			小企業 (以下の条件を同時に 満たす場合)			超小企業 (以下のいずれかの条件 を満たす場合)		
	従業員 数(人)	売上高 (万円)	資産 総額 (万円)	従業員 数(人)	売上高 (万円)	資産 総額 (万円)	従業員 数(人)	売上高 (万円)	資産 総額 (万円)	従業員 数(人)	売上高 (万円)	資産 総額 (万円)
不動産 管理業	1,000 以下	5,000 以下	—	300超	1,000 超	—	100超	500超	—	100 以下	500 以下	—
貸借・商務 サービス業	300 以下	—	120,000 以下	100超	—	8,000 超	10超	—	100超	10 以下	—	100 以下
その他 業 種	300 以下	—	—	100超	—	—	10超	—	—	10 以下	—	—

注：工業は採鉱業、製造業、電力、熱力、ガス及び水の生産・提供業が含まれ、情報伝送業は通信に関するサービスが含まれ、その他業種は科学研究及び技術サービス業、水利、環境及び公共設備管理業、住民サービス業、社会奉仕、文化、体育及び娯楽業などが含まれており、輸送業は鉄道輸送業を含まない。

出所：朱2013、137頁を引用したものである。

(6) 中国国務院や税務部門で他の規定が定められる場合を除き、固定資産の最低耐用年数は以下の通りである（実施条例第60条）。

- ① 建物：20年
- ② 飛行機、電車、船、機器、機械装置：10年
- ③ 生産経営活動に係る器具、工具、家具等：5年
- ④ 飛行機、電車、船以外の運搬具：4年
- ⑤ 電子機器：3年

また、生産性生物資産の最低耐用年数は以下の通りである（実施条例64条）。

- ① 森林類生産性生物資産：10年
- ② 畜類生産性生物資産：3年

参考文献

〈日本語文献〉

EY新日本有限責任監査法人編著（2020）『海外進出の実務シリーズ 中国の会計・税務・法務Q&A〔第2版〕』税務経理協会。

井上隆（2016）「逆基準性の存続に関する一考察—ドイツとわが国における逆基準性アプローチの変遷—」『志學館法学』第17号、17-47頁。

——（2017）「中小企業会計における逆基準性の現状について—日本・ドイツ・米国の国際比較—」『税研』第33巻第3号、100-105頁。

加納輝尚（2013）「中小企業の会計に関する基本要領と法人税法との親和性の一考察」『富山短期大学紀要』第48巻、75-86頁。

河崎照行編著（2015）『中小企業の会計制度—日本・欧米・アジア・オセアニアの分析』中

中央経済社。

河崎照行・万代勝信（2012）『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社。

岸田雅雄（1985）「アメリカにおける企業会計の税務会計に対する法的拘束力」『神戸法学年報』、125-151頁。

近藤義雄（2005）『中国の企業所得税と会計実務』中央経済社。

金融庁（2012）「IFRSに関するアジア調査出張（中国）調査報告書」（企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議資料）。

堺貴晴（2015）「会計基準の複線化と中小企業の会計」『熊本学園商学論集』第19巻第2号、35-50頁。

坂本雅士（2009）「会計基準の国際的統合化と確定決算主義」『租税研究』第718号、92-103頁。

品川芳宣（2013）『中小企業の会計と税務～中小会計要領の制定の背景と運用方法～』大蔵財務協会。

朱愷雯（2013）「中小企業向け会計基準の策定のあり方に関する研究—2011年中国『小企業会計基準』を題材として—」『商経学叢』第60巻第1号、133-154頁。

税理士法人トーマツ（2014）『アジア諸国の税法（第8版）』中央経済社。

孫美灵（2017）「比較制度分析理論から見た中国企業会計制度の変遷」『流通科学大学論集—流通・経営編—』第30巻第1号、117-131頁。

武田隆二（2004）『法人税法精説（平成16年版）』森山書店。

中小企業庁（2011）「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果」。

日本公認会計士協会（2010）租税調査会研究報告第20号「会計基準のコンバージェンスと確定決算主義」。

日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会（2021）「中小企業の会計に関する指針」。

中小企業の会計に関する検討会（2012）「中小企業の会計に関する基本要領」。

〈中国語文献〉

財政部会計司編集（2007）『企業会計準則講解2006』人民出版社。

陳凱（2021）「財務会計と税務会計之間的協調分析—以中小企業為例」『财会學習』2021年第25期、173-175頁。

郭侃（2013）「厘清稅會差異 做好稅務調整—基於《小企業會計準則》的分析」『中国稅務』2013年第11期、54-55頁。

黃顯福（2014）「《小企業會計準則》与企業所得稅的協調与差異探析」『經濟師』2014年第9期、157、160頁。

胡紹雨（2015）「企業會計準則与企業所得稅法的差異分析及協調」『中国注册會計師』2015年第3期、59-64頁。

- 姜澤清 (2014) 「《小企業會計準則》与税法的差異分析及協調」『商業會計』2014年第1期、41-43頁。
- 巫珊玲 (2005) 「論會計制度和稅收法規的協調」『第一屆立信會計學術研討會論文集』、151-159頁。
- 徐筱婷・劉昆麗 (2017) 「从稅會差異的協調談《小企業會計準則》对小企業會計信息質量的影響」『山西農經』2017年第2期、84-85頁。
- 中國稅網編著 (2012) 『小企業會計準則与税法差異分析及協調』中國市場出版社。
- 中華人民共和國財政部 (1998) 「關於企業財務制度与稅收法規不一致狀況下處理的函」(財商字 [1998] 74号)
- 中華人民共和國財政部 (2006) 『企業會計準則2006』經濟科學出版社。
- 中華人民共和國財政部 (2011) 「小企業會計準則」。
- 中華人民共和國國務院令 (2007) 「中華人民共和國企業所得稅法實施條例」(國務院令第五12号)
- 中華人民共和國主席令 (2007) 「中華人民共和國企業所得稅法」(主席令第63号)。
- 趙建華・蔣悄悄 (2014) 「《小企業會計準則》与税法的時間性差異分析」『注冊稅務師』2014年第8期、49-51頁。
- 周文華 (2009) 「新企業所得稅法下會計準則与稅收制度的關係探析」『會計之友』(下旬刊) 2009年第6期、61、65頁。

地域包括ケアシステムに関する一考察 —日韓高齢者分野におけるコミュニティケアの視点から—

朴 賢 貞

A Study on the Community Integrated Care System —Perspectives on Community care of the Elderly in Korea and Japan—

PARK Hyun-jeong

要 旨

韓国と日本は少子高齢化問題、低出産問題、急速な高齢化による様々な社会問題に医療・年金・介護を取り巻く多くの課題に直面している。特に、韓国では1997年金融危機以降女性の社会進出増加や核家族化により既存の家族扶養意識も薄れてきており、高齢者の介護問題を社会連帯責任として2007年「老人長期療養保険制度」が成立された。1997年日本の「介護保険制度」の導入が影響したのも多くある。更に、日本では団塊世代の高齢化、韓国ではベビーブーム世代の高齢化が課題になり、住み慣れた地域でのケアとして日本では「地域包括ケアシステム」、韓国では「地域社会統合ドルボム（コミュニティケア）」を通してコミュニティケアシステムとして試みている。本稿では両国の高齢者を取り巻くコミュニティケアの視点から公的介護関連保険制度及び地域包括ケアへの取り組み現状及び課題を考察する。

要 約

本稿では韓国型地域統合ドルボム¹（コミュニティケア）の構築までの経緯を日韓における高齢者ケアにおける政策である介護保険制度と老人長期療養保険制度の導入及びその後高齢者分野における地域包括ケアをコミュニティケアの視点で考察する。

2018年、韓国の保健福祉部は「地域社会統合ドルボム（コミュニティケア）」の計画を発表した。日本は韓国より先に高齢化を経験しているため、様々なベンチマーキングの対象となっている。少子高齢化は日韓共通の懸案事項である。本研究の目的は日韓におけるコミュニティケアに至るまでの背景及び公的介護関連政策を把握し、両国の高齢社会における地域包括ケアの取り組みを考察するためである。

キーワード：介護保険制度、地域包括ケア、地域統合ドルボム、老人長期療養保険制度

* 沖縄大学福祉文化学科

英文要約

This paper examines the background of the introduction of the long-term care insurance system for the elderly in Korea and Japan and the perspective of community care in the field of the elderly.

In 2018, the Ministry of Health and Welfare announced a variety of plan for the Korean “Integrated community care program”. Japan has experienced aging before Korea, so it is subject to various bench-marketing. The low birth rate and declining population are common concerns between Korea and Japan. This paper examines the background of the introduction of the long-term care insurance system and the community care for the elderly in Japan and Korea.

Keywords : Community-Based Integrated Care, Long-term Care Insurance System

はじめに

韓国では“コミュニティケア (Community Care)”について政府部署である保健福祉部ⁱⁱで定義されたのは2018年3月「コミュニティケア推進本部第1次会議開催」であった。会議のタイトルは「在宅・地域社会を中心に社会サービス提供 - コミュニティケア本格的推進 -」であり、この会議の定義によると、コミュニティケアとは、ドルボム (Care) を必要とする住民が在宅やグループホームなど地域社会 (Community) に住みつつ個々人のニーズにあった福祉サービスが提供され地域社会と共に生き、自己実現と活動を営むようにする革新的な社会サービス体系を意味する」としている (2018)。

このように画期的な構想に至った経緯は2026年高齢化率が20%を超える事が予想されその準備として概念を整理し、具体的な社会サービス方案及び各自治体におけるインフラ構築、運営のあり方を検討するためであった。

主要先進国の場合、コミュニティケアの導入時期は高齢社会へ突入時期とほぼ同じ時期である。突入同時の状況の深刻さが理由になるよりもその後の保健医療費の支出負担を軽減したく長期的な観点から導入した事が多い。日本の場合、2005年超高齢社会 (高齢化率20%以上の社会) に突入してから2012年地域包括ケアシステムを導入した。1997年介護保険制度成立 (2000年実施) から地域包括ケアシステムの導入まで様々な制度の見直しやベビーブーム世代の高齢化が大きく影響している。

このような現状は韓国でも同様に起こっており、韓国は日本よりも早いスピードで高齢化が進んでいる中、両国における地域包括ケアシステムをコミュニティケアの視点で考察する事は今後の方向性を導くために必要である。

1. 研究目的及び方法

韓国における高齢社会への取り組みは韓国より先に高齢者関連政策やコミュニティケアの

あり方を構築した日本と比較し考察する事により韓国型地域統合ドルボム（ケア）への示唆点を探ると共に、日本の取り組みにおける特色を把握する。日本よりインフラが不足している中での取り組みや社会・政治・経済の状況は異なるが両国は少子高齢社会への取り組みにおいてコミュニティケアの考え方での取り組みでは多くの点が似ているため比較する意義は大きいと考えられる。また、両国の取り組みの共通点としてコミュニティケアの視点、ベビーブーム世代の高齢化に対応する政策などは今後の方向性を導くため必要である。

また、研究方法は主に政府から出された報告書を含む先行文献を用いて時系列的にコミュニティケアの視点でコミュニティケアを導入、その後の両国における地域包括ケアの取り組みなど分析し、今後の課題などを明らかにする。

2. 各国における高齢社会突入とコミュニティケア導入時点及び制度の改革

各国の社会福祉の変化及び発展はその国の時代の社会構造と思想と共に政治的、経済的、社会的、文化的構造によってそれぞれ発展してきた。コミュニティケアの考え方は北欧の国々から世界に広がったと考えられるが世界で最も早い時期に「コミュニティケア法」を制定したイギリスの導入背景を考察する。本稿ではコミュニティケアに関する歴史的な考察より日韓両国における地域包括ケア、地域統合ドルボム（コミュニティケア）に焦点を当てて検討したい。

イギリスは第二次世界大戦後福祉国家建設を目標にNHS（National Health Service）と体表する医療費無料（国営）とし、福祉に関しては地方自治体の責任で行う分離構造であった。その後、高齢化に伴い疾病構造の慢性化はLong Term Care（長期ケア）に対する需要が高まり、医療と福祉の連携の必要性が高まった（郡司、2006）。イギリスのコミュニティケア改革の契機は、1990年のNHS・コミュニティ・ケア法の成立であるが、その背景には、福祉国家の転換、国家役割の縮小、効率的なサービス供給を目指す政府の意図が大きな影響を与えているといえる（岡田・秋山、1998）。イギリスでは1975年高齢社会（高齢化率14%以上の社会）に突入し1990年「Community Care Act」を制定し行政組織を改革、地域の民間組織であるPrimary Care Trust（一次医療）、さらにCare Trustに大幅な権限委譲することによって、医療と福祉の連携を促進しようとした。コミュニティケアの導入の一番大きな目的は保健医療費の削減だった。イギリスの保健医療サービスは一般税金で賄う体系だったので増える保健医療サービス費用を財政的に厳しい状況まで至ったのが結果的に医療と社会的ケアを分離する方向へ進んだ。保健医療サービスの財政支出を削減するため、保健医療サービスはNHSで責任指導し、社会的ケア（ケアサービス）は民間（営利・非営利）参与を奨励し民間が参与するサービス提供者が多く、政府はサービスの質を向上させ維持するための管理機関を設けている。

スウェーデンの場合、1972年高齢社会突入した20年後である1992年エーデル改革（Adel Refomen）を行った。その背景には1970年代までは高齢者の増加や介護施設などの順番待

ちの問題が深刻であったため施設の建設が多くあったがその後在宅ケアの重視が高まり、1980年代には在宅介護サービスや在宅医療が拡大した。しかし、施設ケアと在宅ケアとの線引きや役割分担が不明確であったため、1982年社会サービス法（The Social Service Act）が制定され、施設入居などの社会的介護はコミュン（Kommunⁱⁱⁱ）が担い、在宅医療や初期の医療介護はランスティング（Landsting^{iv}）が担当する事になった。ところがその後役割分担が不明確になり、退院後の高齢者のケアがランスティングからコミュンへ移行できず高齢者が在宅へ戻れず社会的入院する問題が多発し社会問題になった。

社会的入院問題を解決する事と国と地方自治体との責任を明確にするために1992年エーデル改革（Adel Refomen）が行われた。具体的な改革内容としては、責任を明確にするために財源や権限をコミュンへ移譲、保健・医療事業に関する責任の移譲、保健医療事業計画策定などが主な内容であった。

スウェーデンやデンマークなどの北欧の国々はコミュニティケアの発想が障害者や高齢者の地域社会での“正常化（Normalization）”から始まり、高齢者や障害者を持つ人々が住み慣れた地域で出来る限り長く正常的な生活を営むように支援することであった。そのため、保健医療は中央政府の役割とし、社会的ケアは地方の役割が大きいと判断するのが共通点である。

日本の場合、1970年高齢化社会、1994年高齢社会を経て2005年には超高齢社会（高齢者人口の割合20%以上）そして2021年現在29.1%とし世界で最も長寿国である。高齢化社会から高齢社会になるまでかかった期間は24年、北欧の国々に比べると短く医療保健福祉サービスを一貫的に提供できるようケアマネジメントシステムに基づいて実施される1997年介護保険制度が成立された。介護保険制度実施（2000年）と団塊世代700万人が後期高齢者（75歳以上）になる2025年に備えて“持続可能な社会保障制度の確立するための改革の推進に関する法律”（社会保障改革プログラム）を制定しながら地域包括システム（2012年）を本格化した。

主要先進国の高齢社会突入とコミュニティケア導入時点を見ると、北欧のスウェーデンやイギリスの場合、高齢社会突入（1975年）後10年～20年後超高齢社会（高齢化率20%以上の社会）に備えてコミュニティケア導入が論議され、実際高齢社会突入後コミュニティケアが導入されるまで15年～20年かかった（朴、2020）。

3. 日韓の公的介護関連制度の導入

1) 日韓の高齢化速度

高齢化社会に先に突入したのは日本（1970年）であり、韓国より30年早かった。その後、日本は世界で最も早い高齢化が進む国で、1994年高齢社会、2005年超高齢社会へ突入し高齢者を取り巻く医療・介護・年金など様々な課題に直面している。

韓国の場合2000年以降、高齢社会、超高齢社会への到達点が世界に例のないスピードで進んでいることが分かる（表1）。当然、社会的な問題として高齢者の医療保健福祉を取り巻

く環境問題、経済的には医療、年金、介護、余暇など様々な問題が表れている。特に伝統的な家族扶養が主であった韓国では、1960年～1990年までの30年間経済成長を経て「漢江の奇跡」と言われるほどの経済的成長に伴い急速な都市化、女性の社会進出、核家族化、貧困の格差などによる様々な問題を抱えている。1997年金融・外貨危機を経験は所得の不平等から貧富の両極化が進み経済的危機は少子高齢化にも大きく影響を与えて2021年は0.84%と2年連続世界最下位の状況である。

(表1) 日韓高齢化速度

	到達年（高齢化率）			所要年数	
	高齢化社会（7%）	高齢社会（14%）	超高齢社会（20%）	7%→14%	14%→20%
韓国	2000年	2018年	2026年	18年	8年
日本	1970年	1994年	2005年	24年	12年

資料：統計庁「人口動態統計」各年度、「令和3年版高齢社会白書」より作成

2) 介護保険制度（2000年）と老人長期療養保険制度（2008年）の導入

韓国で近年高齢者の地域統合ドルボム（ケア）への取り組みを考察するには前述したような他の先進国の高齢化率の増加や慢性化する高齢者の医療費が重なり新たな社会保障としての方策の一環として行われた法制度を検討する必要がある。

少子高齢化による高齢者医療費増加に伴う医療費赤字問題と医療と介護の分離することを試みとしての出発であった。政治面で見ると、韓国における地方分権は1995年から本格的に始まり、日本とほぼ同じ時期にスタートしたが、多く権限はまだ中央集権であり特に老人長期療養保険では保険者が国民健康保険公団になっている。制度の実施においても韓国では十分なインフラがない状況からスタートしているため地域格差などの課題も抱えている。また、韓国の高齢者の46.5%が貧困層であるため韓国と日本を単純比較するのは限界があるのも事実である。

韓国より早く社会保険方式の公的介護保険制度を導入した日本から学び韓国の実情に合わせて成立したものであり、制度実施後の改正における部分を考察する。

(表2) 日韓高齢者対象の社会保障制度比較

	韓国	日本
名称	老人長期療養保険制度	介護保険制度
本拠法	老人長期療養法	介護保険法
導入時期（実施）	2007年4月「老人長期療養保険法」 (2008年7月実施)	1997年12月「介護保険法」 (2000年4月実施)
保険者	国民健康保険公団	市町村

	韓 国	日 本
被保険者 (加入者)	全国民	40歳以上の医療保険被保険者
	20歳以上健康保険者と医療扶助受給権者	65歳以上 第1号 40～64歳 第2号
仕 組 み	社会保険方式	社会保険方式
対 象 者	65歳以上の高齢者及び65歳未満老人性 疾患患者	65歳以上高齢者及び40歳～64歳特定疾 病者
要介護度 (等 級)	1等級（日常生活全てに療養が必要） ～5等級（認知症）	要支援1～2（介護予防サービス） 要介護1～5（介護サービス）
給付内容	在宅・施設・現金サービス	在宅・施設サービス
支援計画	国民健康保険公団	ケアマネジャー（介護支援専門員）
財源構成	保険料負担の20％は国庫負担	公費と保険料（国、地方自治体）負担
保 険 料	国民健康保険料に乗じた額	所得段階による定額（給与所得の一定 比率）
自己負担	在宅15％、施設20％、低所得者は減免	所得に応じて10％～30％

日韓の高齢者対象の社会保障の比較（両国の政府関連文献参考に筆者作成）

高齢者の介護問題を社会連帯責任である社会保険制度としての共通点はあるものの国のおかれた状況による制度の運用においては異なる点もある。日本は韓国と地理的に近隣している国であり、様々な制度、政策が似ている部分があり参考になることは多くあるが、歴史的、社会文化的、地理的、地方自治、政治的、人口学的な特性も差が多くある（李コンセ、2019）。

日本と同様に急速な少子高齢化により西洋の国々のように高齢化に備えて準備する期間が短く、法制度や利用サービスを整備しつつ見直しが行われてきた。まず、韓国では日本より10年遅く公的介護関連制度として「老人長期療養保険法」が成立し、制度の実施は日本の場合3年間の準備期間とし、モデル事業や利用サービスの拡大、人材確保など準備したが韓国の場合、制度成立から翌年に実施された。従って、元々少ない利用サービスのメニューや地域格差は大きな課題となった。2つ目に、保険者が日本は市町村になっているが韓国では国民健康保険公団になっており健康保険料として徴収され各地方に交付されるようになっている。医療保険料の中に「老人長期療養保険料」として徴収され公団が管理する事により、日本のような地方自治体が管理運用する事が出来ないのである。これらの資金の管理は後に韓国における「地域統合ドルボム」システムにおいて地方自治体の裁量による地域包括ケアを工夫する際に大きな課題になってくる原因となる。最後に、支援計画作成において、日本の場合介護保険法の導入時から「ケアマネジメントシステム」を導入し、更に介護支援専門員（ケアマネジャー）が支援計画を担当する専門職として資格制度ができた。韓国ではケアマ

ネジメントシステムは導入せず、支援計画も国民健康保険公団の職員が担当する事になっている。医療保健福祉関連職種とは言え日本の介護支援専門員のような専門知識を身につけているとは言い難い職種が担当していることは今後見直す必要があると思われる。

4. 地域包括ケアへの取り組み

1) 日本の地域包括ケアシステム

(1) 広島県の公立みつぎ総合病院の実践「地域包括ケア」

日本の地域包括ケアシステムの初めは1970年代にスタートした広島県公立みつぎ総合病院を拠点とした尾道市みつぎ町の「地域包括ケア」である^v。この「地域包括ケア」の最初の提唱者であるみつぎ総合病院の外科医である山口昇医師は1970年当時脳卒中や心筋梗塞が原因で倒れみつぎ総合病院に入院した高齢者が退院して在宅に戻るとすぐに「寝たきり」状態になりすぐまた入院することに気づいた。この問題に対して、みつぎ町では1975年から看護及び医療を家庭に配達するサービスを始め寝たきり予防に力を入れた。また、町の保健福祉部門を病院内の健康管理センターに統合し組織改編を1984年に実施した。この時からみつぎの保健医療福祉の統合による「寝たきり予防」のための実践を「地域包括ケア」と呼ぶようになった。しかし、日本でこの実践が普遍化される全国的な政策になったのは2000年以降である。介護保険が実施されてから間もないころ、厚生労働省保健局が組織改編し「高齢者介護研究会」が発表した「2015年高齢者介護」で再度「地域包括ケア」構築の必要性を提案された。また、2010年の「地域包括ケア研究会」の報告書の中からその概念整備が行われ、全国的な政策として普遍化されるようになった。介護保険制度の改正によって具体的になったのは2005年第一回目の介護保険制度改正後、「地域包括支援センター」が制度化されるようになった。

(2) 「地域包括ケアシステム」の定義

山口昇は「コミュニティケアシステム」について次のように定義している。コミュニティケアシステムとは、地域に必要な包括ケアを社会的な要因を配慮しつつ継続して実践し、住民（高齢者）が住み慣れた場所で安心して一生その人らしい自立した生活ができるようにそのQOLの向上を目指す仕組みであるとしている。また、包括ケアに関しては、治療（キュア）のみならず保健サービス（健康づくり）、在宅ケア、リハビリテーション、福祉・介護サービスのすべてを包含するもので、多職種連携、施設ケアと在宅ケアとの連携及び住民参加のもとに、地域ぐるみの生活・ノーマライゼーション（Normalization）を視野に入れた全人的医療・ケアとして定義している。言い換えれば、保健（予防）・医療・介護と生活の連携（システム）としここで地域とは単なるエリアではなくコミュニティを目指すことを意味する。

厚生労働省の定義によると、地域包括ケアとは高齢者が住み慣れた地域で可能な限り、生活出来るように支援するために個々人の高齢者の状況の変化に合わせ、適切なサービ

ス、多様な支援を提供する事を必要とする。このためには自助能力を基本とし、介護保険を中心に保健、福祉、医療の専門職が相互間の連携、またボランティアなどのインフォーマルな活動含む地域の多様な資源を統合、ネットワーク化し高齢者を継続的かつ包括的にケアする必要がある（厚生労働省、2006年地域包括支援センター職員研究資料：初任者研修）。

日本の地域包括ケアシステムは「介護が必要になってからも住み慣れた地域でその人らしい生活を営むことができるように医療、介護、予防、生活支援、住居などを包括かつ持続的に提供するシステム」として定義されている。一言でいうと、(Aging in place：住み慣れた地域で最後まで)といえる。地域包括ケア研究会の報告書によると、ニーズに合わせた住宅を提供されることを基本とし生活上、安全、安心、健康を保証するため医療および介護予防のみではなく福祉サービスを含む多様な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できる地域での体制としている。当然、これらのニーズに合わせるためには訪問診療をはじめ、医療と介護の連携が必要であり、在宅医療には医者のみではなく、歯科医者、看護師、薬剤師、栄養士、リハビリ、ケアマネジャー、ホームヘルパーなどの介護関連職種を含む多職種連携が必要になる。そのため、地域包括支援センターは基本的に医療保健福祉の多職種連携を必須要件としている。

山口のコミュニティケアの考え方からはじめ厚生労働省の定義まで地域包括ケアシステムには児童、障害、高齢者、地域住民を対象にするよりは高齢者の在宅生活の持続、予防を視野に入れた医療、介護、福祉、リハビリなどの包括とし多職種の連携また自助能力を含むインフォーマル資源活用まで有機的なネットワークを意味する。

(3) 地域包括ケアシステムの背景と動向

日本で「地域包括ケアシステム」が本格的な制度として全国的に実施されるようになったのは、2005年介護保険法の改正後である。2000年4月に実施された介護保険制度は高齢者に対する公的支援は政府及び地方自治体が役割分担するようになった。この時期日本の高齢者政策は介護施設の拡大やサービス提供する担い手になる人材育成、全国に様々なサービス提供主体の多様化が進んだ。2005年介護保険改正は公的支援の方向性において重要な転換を迎えるようになった。当初予想した介護費用を超える介護サービスの拡大は財政破綻への危機感になり、第1回目の改正では要介護者になる前に予防する事によって将来介護給与費と保険料負担の増加を抑制することを目標に改正された。

地方自治体がこの時期から介護予防事業の拠点として「地域包括支援センター」が設立されるようになった。また、自治体を中心に全ての高齢者の保健及び福祉を総合的に管理する考え方から各種高齢者生活支援事業が登場し始まった（李、2017）。

地域包括ケアセンターの法的根拠は「介護保険法」にあるが、介護保険サービス利用者ではなく、その家族、地域住民全てが必要に応じて地域包括支援センターのケアマネジメントを通して住居、医療、介護、予防、生活支援サービスなどを継続的に利用でき

ることに大きな意義がある。以前、在宅介護支援センター^{vi}のような相談窓口の役割も担っている。

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設である（介護保険法第115条の46第1項）。

市町村の地域包括支援ケア計画は第6期の介護保険事業計画実施年度である2015年から義務化された（介護保険法117条及び118条）。介護保険事業計画は介護保険117条及び118条に基づき円滑な保険給付の実施のため都道府県と市町村が3年を1期に制定する事業支援計画である。第3期から第6期が始まる2015年までは地域包括支援システム構築の観点から認知症支援策の充実、医療との連携、高齢者の居住に関する施策との連携、生活支援サービスの充実など地域の実情に合わせ選択し作成する事になった（荒木剛、2019）。

2017年の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律によって社会福祉法が改正され、市町村は、地域住民等及び支援関係機関による地域福祉の推進のための相互の協力し、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するなど市町村による包括的支援体制の整備が規定されている。地域包括ケアシステムがより普遍化し、市町村、地域住民が多職種の連携による相互に協働するように支援体制が整備された。

ここで日本が介護保険制度実施後5年後の第1回目の改正を取り組み始めた地域包括ケアシステムの導入背景について考察する。

（表3）介護保険実施後高齢者ケアの変化

区 分	主 な 内 容
第1期 (2000年～2005年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護の社会化」 ・介護サービスに関する市場化を推進
第2期 (2006年～2011年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ケアの地域化」 ・「地域包括ケアシステム」の目標とし自立支援、介護予防事業推進、介護サービスと公衆衛生の統合推進 ・自助と互助の希薄化を「公助」で補う
第3期 (2012年～2017年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「コミュニティ基盤のケア」 ・地域の医療介護のケアシステム基盤し生活支援サービス連携システム構築 ・独居賃貸住宅の低所得要介護高齢者を対象に住宅施策と介護保険との統合サービス提供 ・2006年介護保険と公衆衛生の統合化に失敗し、地域包括ケアシステムを「Community-based Integrated Care System」と新たに定義

区 分	主 な 内 容
第 4 期 (2018年～現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・「Managed Care」 ・保険者機能の強化を目標 - 自立支援・重度化防止 ・介護医療院の新設（看取り・ターミナル）と生活施設 ・介護保険の自己負担割合見直し（1割～3割） ・医療・介護のデータ基盤の整備推進

筒井孝子（2019）「地域包括ケアシステムでの医科、歯科、介護及び生活支援サービスの連携の未来」を参考に筆者作成

筒井（2019）は、2000年に介護保険法が施行され20年が経過し、この間さまざまな制度改革がされてきている中、診療・介護報酬同時改定が6年に一度、実施されることから、これらの改革は、概ね6年を一つのタームとし第4期に分けて説明している(表3)。筒井によると、第1期「介護の社会化」から始め、第2期「ケアの地域化」の中地域包括ケアシステムが導入され、第3期にはコミュニティ基盤のケアになったとしている。更に、第4期は「Managed Care」になり介護サービスの保険者としての市町村が行う事になるサービスの効率性を向上させるための施策やプロセスを含んだシステムを意味する。

2021年4月から2024年3月まで第8期介護保険事業計画が運営は始まっている。2015年度から（第6期）以降、国の基本指針において「地域包括計画」が位置づけられ、団塊世代が後期高齢者になる2025年を目指し、各市町村では地域包括システム構築に力を入れて取り組んでいる。具体的には、団塊世代のジュニアが高齢期になる2040年を見据え、地域共生社会の実現を視野に入れ、2018年の社会福祉法の一部改正により地域福祉計画の策定を努力義務とし、地域福祉計画との調和など地方自治体の力や地域マネジメントが問われるようになった。

介護保険制度の改正では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等を主な内容としている（厚生労働省、2020）。

2021年4月現在、地域包括支援センターは全ての市町村に設置されており、全国に5,270カ所、ランチ設置数1,688カ所、サブセンター設置数347カ所になり合計7,305カ所の地域包括支援センターが地域住民の身近なところで相談窓口の役割などを担っている。

(4) 特色及び課題

日本の地域包括ケアシステムはその実践は1970年広島県の公立病院の実践から遡る事ができその後、介護保険制度の改正（2005年）により地域包括ケアシステムの構築になった。

政策の発展過程における特徴は、まず高齢者の医療問題の解決を目指して取り組み始

めたのが地域社会での包括支援システムへの発展してきた事である。二つ目に、医療と介護の連携により地域で生活支援に必要な様々な関連機関や職種間のネットワークの構築ができた。三つ目に、在宅支援センターや調整ケア会議などの過去の政策や実践を地域包括ケアシステムの中で活かして活用できた事によって人的・物的な資源を活用できた。四つ目に、介護保険制度と共に導入されたケアマネジメントシステムにより、ケアマネジャー、介護福祉士、医師、看護師、保健師などの専門職の参加、専門家による研究会の報告などが長年会議等を重ねて蓄積され発展できたことである。このように医療保健福祉分野の関係者はそれぞれの地域に合うようにシステムを調整しお互いに連携しながら地域共生社会づくりをしたので発展できたと考えられる。

課題としては、一つ目に医療と介護の連携が不十分であることだ。医療情報や介護に関する情報についてお互いにICTの活用により共有できるようになるとより連携しやすくなると思われる。二つ目に、地域包括ケアシステム構築は実際に市町村が主体になっているため地域格差があることである。地域の特色に応じて対応できるようになっているが、農村・漁村などの過疎地におけるシステム構築は都心部に比べると格差が大きい。三つ目に、地域包括ケアシステムの名の通り地域に住んでいる住民全体を対象にすべきであるが、現状では法的に高齢者のみが対象になっている限界がある。今後、対象の拡大や地域格差を少なくするための工夫が必要である。

2) 韓国の地域社会統合ドルボム^{vi} (コミュニティケア)

(1) 韓国の老人長期療養保険制度の成立

1999年韓国は高齢化率が6.9%となった年であり、韓国保健福祉部では「老人保健福祉中長期計画推進」を発表し、高齢者関連「老人長期療養保護政策企画団」と「実務作業班」を設置し、関連研究を支援していた(金道薫, 2007)。2001年2月老人長期療養保護政策企画団が「老人長期療養保護総合対策方案書」を報告、金大中大統領は同年8月祝辞で「老人療養保障制度の導入計画」を発表した。その後、「公的老人療養保障制度」の導入に関する検討を経て、2003年盧武鉉大統領へ「公的老人療養保障制度の実施」を報告された。

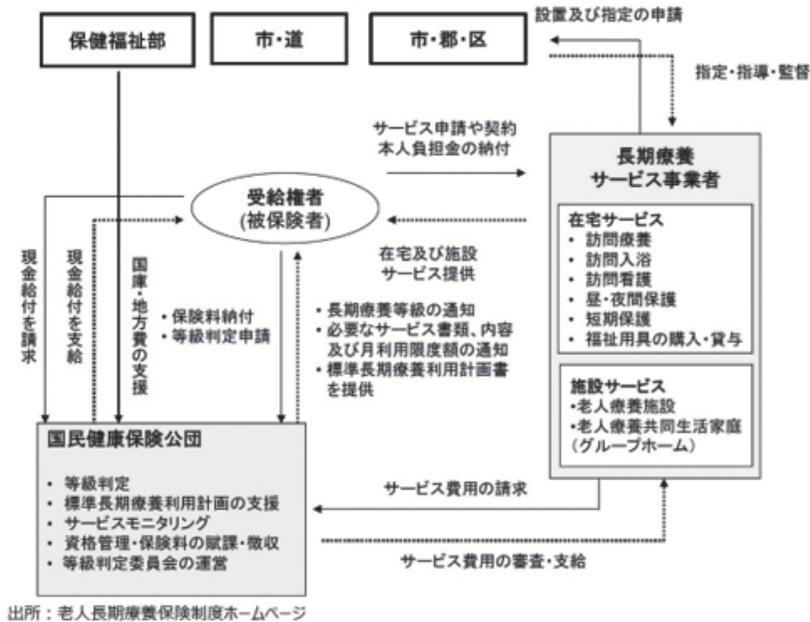
2003年から2005年まで「公的療養保障推進企画団」や「公的療養保障実行委員会」、「老人療養保障制度運営評価委員会」などによる会議など重ね、2005年4月「老人療養保障制度運営評価委員会」と「モデル事業運営評価団」が設置され、2005年7月から2006年3月まで第1次モデル事業、2006年4月から2007年4月まで第2次モデル事業、2007年5月から2008年6月まで第3次モデル事業を通して、段階的に市郡区(韓国の基礎行政単位)を最初6カ所、65歳以上の生活保護者対象からはじめ、次に7カ所からは65歳以上の高齢者へ対象者を拡大し、最後は13カ所に広げモデル事業を実施した。

第2次モデル事業が終了した時点で「公的老人長期療養保険法」が公布され、国会本議会を通った。2001年から準備したとは言えまだ十分な社会資源や医療保健福祉サービ

スのインフラがあったわけではなく、医療保健福祉分野の専門家では異論が多くあったのも事実である。

老人長期療養保険制度は金大中大統領任期中に制度導入計画を発表し、実効法制度が成立したのは2007年4月盧武鉉大統領任期中であった。しかし、日本と同様、制度実施前には賛否世論があり財政問題、地域格差、人的物的インフラ不足による持続可能な制度として懸念が一番多くあった。多くの課題を抱えても制度が実施された理由としては以下の問題を解決するためであったと考えられる。一つ目に急速な高齢化が進む中、高齢者の保険医療費増加や社会的入院問題化の深刻さは医療体制に大きく影響を及ぼしていたことである。二つ目に、医療費も増加を含む高齢者の療養問題を個人の責任にするこの限界即ち、社会保険方式で運営する公的責任として社会連帯責任で担う時期が来たとの社会全体的に共感が出来たことである。三つ目に、国民の生活の質の向上による在宅や住み慣れた地域で人生の最期を迎えたいとのニーズである。

韓国には病院から退院し在宅に行く前にリハビリを行うための日本の老人保健施設のような施設がなく、公的長期療養保険法が成立する前は慢性化した疾病などが原因で在宅での生活が困難な場合は生活のため入院するしか方法がなかった。このように急速な独居または高齢者世代の増加とともに核家族化の進行、住み慣れた地域で生活をしたい高齢者のニーズに対応と高齢者の医療費削減の問題を同時に解決できる方策として必要不可欠であった。



(図1) 老人長期療養保険制度の管理・運営体系

制度の管理・運営体系における特色は、保健福祉部傘下「国民健康保険公団」という公団が管理・運営するようになっており、保険金の管理も医療保険料として支払い公団が管理・運営する。また、等級判定やサービス利用計画（ケアプラン）も公団職員が管理し、サービスモニタリングを行うなど重要な役割を担っている。

（表4）老人長期療養保険等級判定認定率

区 分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	増減率 (前年対比)
65歳以上 高齢者人口	6,940,396	7,310,835	7,611,770	8,003,418	8,480,208	6.0
申 請 者	848,829	923,543	1,009,209	1,113,093	1,183,434	6.3
等級判定者 (等級内外)	681,006	749,809	831,512	929,003	1,007,423	8.4
認 定 者	519,850 (76.3%)	583,287 (78.1%)	670,810 (83.1%)	772,206 (83.1%)	857,984 (85.2%)	11.1
人口対比認定率	7.5%	8.0%	8.8%	9.6%	10.1%	

資料：2020年老人長期療養保険統計年報より作成

高齢化率のスピードに伴い申請件数の増加、等級判定や認定者数も徐々に増加している。等級認定の申請や判定における地域格差（都市部が多く農漁村地域は少ない）などの特色もあるが別の機会に述べる。

(2) 韓国のコミュニティケア導入背景及び定義

韓国は2017年高齢社会に突入し、ベビーブーム世代^Ⅳが高齢人口になり高齢化が急速に進行し2026年には超高齢化社会に到達する事が予測され、世界に例がないスピードで高齢社会を経験している（韓国保健福祉部、2018）。2018年基準韓国の高齢人口は17.5%が65歳以上の高齢人口であり、9.4%が後期高齢者で構成されている。今後、ベビーブーム第一世代（1955年生）が何らかのケアが必要になる75歳になる2030年には人口の15.7%が後期高齢者になり、最後のベビーブーム世代1963年が75歳になる2038年には後期高齢者の割合が24.4%で人口4人に一人が75歳以上の高齢者になることが予測されている。

（表5）日韓の高齢化率の推移（1960年～2060年）

	1960	1970	1980	1990	2000	2010	2020	2030	2040	2050	2060
韓国	2.7%	3.1%	3.8%	5.1%	7.2%	11.3%	15.8%	24.3%	32.5%	38.2%	42.2%
日本	5.7%	7.1%	9.1%	12%	17.3%	23.1%	28.8%	31.8%	36.5%	39.6%	38.1%

資料：統計庁「人口動態統計」各年度、「令和3年版高齢社会白書」より作成

韓国の高齢化率は2020年15.8%であり、日本の28.8%に比べるとまだ低い水準であるものの、少子高齢化のスピードが日本より早く、2060年には42.2%と日本を上回ることが予想されている。その原因を金（2016）は次のように分析している。現在、韓国の高齢化率が日本より低い理由としては、ベビーブーム世代が生まれた時期が日本より遅く、ベビーブーム世代の期間が日本より長かったこと（日本は1947～1949年、韓国は1955～1963年）や、2000年までは日本より高い出生率を維持していたこと、韓国の出生時の期待寿命（Life expectancy at birth）が日本より低い（日本（2017年）→男性81.1歳、女性87.3歳、韓国（2017年）→男性79.7歳、女性85.7歳）こと等があげられるとしている。確かに、ベビーブーム世代が日本より長い事や少子化が日本よりも早いことは社会保障全般にわたり制度的な取り組みが必要な状況が日本よりも早く来ることを意味する。

このような人口学的な接近だけではなく社会的に共働きの増加、都市化・工業化による核家族化現象及び女性の社会進出、高齢者単独世代の増加、独居高齢者の増加、地域社会のケア機能の弱化は高齢者ケア問題を家族扶養や個人の責任だけでは解決できない社会連帯責任が問われる時代的な要求があった。

韓国保健福祉部の分析（2018）によると、その原因の第一は、蔓延する“社会的入院”とし、2016年基準各種福祉施設や病院で長期入院生活をしている高齢者、障害児・者、精神疾患の患者等は84万人（生活施設22.7万人、療養病院54.4万人、精神医療機関6.9万人：保健福祉部発表資料）であり、療養病院の入院患者数は2016年58,506名から3年間34.6%増加し診療費も2,088億ウォンから3,490億ウォンへ67.2%増加した（保健福祉部、2018）。第二に、施設や病院からまた施設や入院へ再入院を繰り返す現象、第三に、希薄する地域社会ケアサービスをあげている。具体的には不足する公共サービス、受給圏の普遍性に至らず都市と農村山間地帯との格差、サービスの包括性が足りない事、サービスの水準の適正性の不足などによる。このような問題は政府がサービス支援水準を決め、その範囲内でサービスを差別的に提供しており、サービスニーズへ充足できない現実を意味する。高齢者のみではなく、障害児・者、精神疾患患者などの場合も同じ現象が起き、社会サービス全般において地域社会ケアシステムの必要性が求められている。

韓国保健福祉部の定義によると、韓国型コミュニティケアは地域社会内でのケア（In the community）、地域社会によるケア（By the community）、地方分権によるケア（decentralized community）と保健医療サービス（Medical & health care）、長期療養及び福祉サービス（Long-term care & Social care）、自立生活（Independent living）を総合的な政策として推進されるべきである（保健福祉部、2018）。

(表6) 韓国のコミュニティケアの3つの次元

区 分	主 な 内 容
地域社会内でのケア (In the community)	<ul style="list-style-type: none"> ・脱施設化：施設中心のサービス提供から脱施設 ・地域化：施設化を予防し家族の介護負担を軽減
地域社会によるケア (By the community)	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的サービス利用者の権利向上 ・意味のある生活ニーズに充足できる包括が重要 ・個人、家族、近隣、地方自治体、非営利部門の参加による地域社会共同体復元
地方分権によるケア (decentralized community)	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティケアは地方分権化 ① 中央 - 地方政府の役割分担 ② 地方自治団体の権限と責任保障 ③ 地域民 - 官協力の基盤づくり

韓国保健福祉部、「コミュニティケア委員会議」、2018年

コミュニティケアの導入において他の国々と同様韓国でも中央（国）政府の役割より地方への権限や責任を委譲する目的があり、国の税金と地方自治体、国民、利用者本人の一部負担を合わせ、国の負担を軽減するための導入である。多様な形態でのコミュニティケアへの参加と共に地方自治体の役割や機能が大きく変わることになった。ここで韓国のコミュニティケアの理解のため韓国の地方自治制度の歴史を簡単に考察する。

韓国の地方自治制度は終戦後の1947年に韓国政府の建設とともにスタートするが、間もなく朝鮮戦争の勃発、休戦後の政治的混乱、その後1987年の民主化の後の1988年に全面改正された後、32年ぶりの全面改正となった2020年の韓国の地方自治法として全面改正になった（申、2020）。軍事クーデターによる独裁政権の誕生と1972年の維新体制による大統領への権力集中という権威主義体制の形成の中で機能停止の休眠状態のまま民主化を迎えることとなった。中でも、1961年の5月に現役の軍人であった朴正熙の軍事クーデターで誕生した軍事独裁政権が制定した「地方自治に関する臨時措置法^{ix}」により地方自治の制度運用が留保されたまま1987年の民主化を迎えたが、経験不足のまま韓国の地方自治は1988年地方自治法の全部改正の法制度的な不完全さは、2003年以降の地方分権の推進において制度的不備の「法律と政治」の壁として逆機能することとなり、2008年から2017年の保守系政権の中での地方分権改革は一步前進二歩後退の状態に陥る結果となった（申、2020）。

本稿では、地方分権に関する詳細は別の機会に譲り、本稿と関連する部分について簡単にまとめる。保守政権（李明博、朴謹恵政権の7年間）での高齢者政策への新たな展開があまりないまま進歩政権になり多様化・複雑化する高齢者を取り巻く環境に新たな社会保障方式のコミュニティケアシステムを導入することになった。韓国は日本とは異なり大統領制であるため政治と医療保健福祉政策も政権によって大きく反映されやすい部分が大いと思われる。32年ぶりである2020年の「地方自治法」の改正は今後の韓国

型地域統合ドルボム（コミュニティケア）の在り方にも大きく影響与えると期待できる。

(3) 韓国型地域統合ドルボム（コミュニティケア）特色と課題

2007年4月韓国の老人長期療養保険制度が実施され今年で15年目を迎えている。日本よりも早いスピードで少子高齢化が進み、4年後2026年には超高齢社会に突入することが予測されている。コミュニティケアを推進するようになった背景に高齢化に対する対策、保健医療福祉など多様なサービスニーズに対する統合的な提供が求められている中、医療保健と福祉の間には長年課題となっていた連携の不足が持続的な問題、中央政府中心ではなく地方自治体中心の支援システムの必要などがあげられる。

このような背景から、韓国コミュニティケアの特色の一つ目は、段階的・計画的に推進することである。保健福祉部では2019年地域社会統合ドルボム（コミュニティケア）体系を導入するための段階的推進計画を発表した。コミュニティケアを提供できるインフラ構築のため普遍的提供体系を構築するための計画は2018年から超高齢社会に突入する2026年まで3段階に計画された。1段階は、2018年から2022年までコミュニティケア先導事業を行い、主なインフラを拡充する計画である。2段階では2023年から2025年までの3年間としコミュニティケア提供基盤を構築することである。3段階は2026年以降コミュニティケアが普遍的に提供可能にする計画である（保健福祉部、「地域統合ドルボム（コミュニティケア）先導事業推進計画」説明会資料、2019年）。

二つ目に、地域統合ドルボムは幼児から高齢者まですべての地域住民を対象にすることである。地域社会統合ドルボムは幼児から青少年、障害者、高齢者までケアが必要な人を対象にして第1段階では高齢者を主な対象者として先導事業（モデル事業）行っており、2019年6月に8カ所をはじめとしその後同年9月には16カ所に対象地域を増やしている。

(表7) 市郡区・邑面洞の役割区分

区 分	市郡区融合サービスチーム	邑面洞統合ドルボム窓口
役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合事例管理事業総括 ・ 地域ケア会議運営 ・ 事例管理士専門性強化(スーパービジョン) ・ 邑面洞実績評価及び管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケア対象者初期面談 ・ ケアサービス申請・受付、サービス連携現況把握及び事後管理(モニタリング) ・ 退院者定着支援サービス提供
事例管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難事例管理 －市郡区単位の資源が必要なケース管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般事例管理 －邑面洞の人的・物的資源で問題解決可能な事例管理

資料：『地域社会統合ドルボム自体推進ガイドブック』、保健福祉部、2020

最後に、政府の関係部署が連携・協働することにより多職種・他分野との協働であり、少ない資源を活用する事である。韓国の地域統合ドルボム（コミュニティケア）はまだ第1次先導事業が今年完成年度であり、事業の成果などがまだ充分把握できない。しか

し、その名の通り保健福祉部をはじめ国土部、住宅公社（LH）、農食品部、行政安全部など政府内閣の複数の部署が連携しながらの事業計画であり他分野多職種の連携や官民協働のモデルである。第1次先導事業では高齢者を中心対象者とし、住宅公社と協働し住宅改造、国土部とは都市再生事業と連携し都市再生及びニューディール事業を通して生活全般における改造事業、農食品部は社会的弱者である高齢者・障害者を対象に社会農業の教育・雇用サービスとの連携を図ろうとしている。

16カ所の選定された地域ごとに試みている事業は地域の特色を活かすものとし、一部地域では企業との連携しAI（人工知能）やインターネットを用いて独居高齢者の支援サービスを試みている。現段階ではガイドラインとしての段階であり、今後自治体別特性を活かした地域統合システムが構築される事を期待する。

課題としてはまず一つ目に、地域統合ドルボムケアは基本的に韓国の行政単位である市郡区であり、地域特性をいかして発展していくことになっている。しかし、農村・漁村や島嶼山間地域など高齢化は進んでいるけど利用サービスが充分届いていないなど地域格差問題がある。二つ目に、利用対象を幼児から高齢者まで利用できる多職種の連携や施設や機関間の連携システムづくりが課題である。日本のようにケアマネジメントシステムがまだ導入されていないため、連携の在り方には工夫が必要である。最後に、まだ段階的な進行中ではあるが、多くの公的機関との連携事業を計画しているため既存の縦割り行政の弊害がないように地域特性を活かした実践が求められる。

終わりに

韓国と日本は世界で最も少子高齢化が早いスピードで進んでいる国であり、韓国は日本よりも深刻な社会問題として抱えている。少子高齢化が生み出す様々な社会問題は自然的な流れで高齢者のケアを社会連帯責任として捉え、社会保障の制度として公的制度が成立し、コミュニティケアという高齢者にとって住み慣れた地域で最後まで生活できる医療保健福祉サービスが受けられる地域包括ケアシステムを導入するようになった。

日本の高齢者ケアに関連し、介護保険制度および地域包括ケアシステムを韓国の老人長期療養保険制度と地域統合ドルボム（コミュニティケア）を照らし合わせ考察を行い現在までの状況把握及び課題を考察した。本論で日韓の公的介護関連制度と地域包括ケア関連システムを考察において次のような限界があった。

第一に、両国において公的介護関連制度の導入は1997年と2007年であったがその制度の仕組みにおいては保険運営、支援計画の担当など様々な違いがあったことが分かった。

第二に、1980年代から在宅福祉への移行を制度的に準備した日本より在宅福祉への取り組みが遅くなった経済的、社会的背景などが分かった。韓国では国際金融危機の1990年代末から2000年代初めは社会経済的な変化が多くあった時期であり、高齢者関連サービスなどに十分な準備ができないまま高齢化が早いスピードで進んだのが原因の一つである。

第三に、韓国より早く地方分権が進み様々な権限が地方に移譲し、介護保険制度においては財源の管理運営が地方自治体に移譲された日本と比べると韓国はまだ地方自治体に十分な権限が委譲されてない状況で今後コミュニティケアの在り方に及ぼす影響なども多くあると思われる。

最後に、まだ韓国ではコミュニティケア又は「地域統合ドルボム」がスタートしたばかりで詳細な経過を日本と比較するには限界があるが、日本の場合ケアマネジメントシステムの導入し支援計画を介護支援専門員が担当するが韓国では国民健康保険公団の職員が担当するので専門性が問われる。今後さらに研究を深めたい。

-
- ⁱ ドルボムとはハングル固有語であり、“世話”または看病の意味を含める広い意味での“ケア”を意味する。
- ⁱⁱ 保健福祉部は日本の厚生労働省に当たる政府部署である。
- ⁱⁱⁱ スウェーデンの地方自治体の単位とし、日本の市町村に当たる。
- ^{iv} スウェーデンの地方自治体の単位として日本の県よりも小さい市がより効率的な広域行政を進めるために近隣の市と発展的に連合した行政組織である。
- ^v 日本総合研究所、「地域包括ケアシステム」、2014
- ^{vi} 在宅介護支援センターは、1989（平成元）年「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」により、高齢者の在宅福祉や施設福祉の基盤整備の推進の一環として、高齢者やその家族が身近なところで専門職による相談・援助が受けられるよう、全国1万か所の設置目標に、予算措置が図られ、整備が進められた施設であり、介護保険制度導入後、地域包括支援センターの創設により、その多くは地域包括支援センターへ移行したほか、地域包括支援センターのブランチ、サブセンター（機能を役割分担）として位置づけられました。一方、運営主体である社会福祉法人等が継続して「在宅介護支援センター」事業を展開
- ^{vii} 地域社会統合ドルボムは日本の「地域包括ケアシステム」と同じ意味で用いているが韓国では高齢者のみ対象ではなく、地域住民すべて幼児、障害者、高齢者を対象にする。
- ^{viii} 韓国のベビーブーム世代は1955年～1963年であり、日本の1947年～1949年の2年間より長いこと日本の団塊世代と呼ばれるような人口の規模も多い。
- ^{ix} 「地方自治に関する臨時措置法」（全11条）は、1961年9月1日に制定され、1988年5月の全面改正までに地方自治の制度的機能を無力化させた法律である。クーデターによる政権掌握に反発する地方自治団体を抑圧し、中央政府の統制力を強化するのが目的であり、第9条においては知事・直轄市長、市長・郡守・区庁長の任命制を、第11条では「地方自治法のうち、本法と抵触する規定は本法の規定による」とし、地方自治法は機能不全となった。

参考文献

1. 韓国保健福祉部ウェブサイト、<http://www.mohw.go.kr/react/al/sal0301vw.jsp>
2. 朴賢貞他3人、『慶尚南道社会サービス院、慶南型Smart Care Model開発研究成果報告書』慶南道社会サービス院（韓国保健福祉部モデル事業）、2020年1月
3. 郡司篤晃、「イギリスにおける医療と介護の機能分担と連携」、『海外社会保障研究』No.156,19-31
4. 伊澤知法、「スウェーデンにおける医療と介護の機能分担と連携」、『海外社会保障研究』No.156,32-44
5. 金道薫、「韓国介護保険制度の内容と構造に関する考察」、日本福祉大学プロジェクト21世紀COEプログラム福祉社会開発の政策科学形成へのアジア支店、ワーキングペーパー、2007年
6. 金明中（2016）、「韓国における老人長期療養保険制度の現状や今後の課題 - 日本へのインプリケーションは？ -」ニッセン基礎研究レポート2016
7. 李コンセ、「日本地域包括ケアシステムの現況と韓国地域統合ドルボム構築の課題」、『大韓公共医学学会誌』、2019 Vol(3)
8. 東洋大学福祉社会開発研究センター、『地域におけるつながり・見守りのかたち - 福祉社会の形成に向けて』、中央法規、2011
9. 厚生労働省、「域包括支援センター職員研究資料：初任者研修」、2006年
10. 保健福祉部、「海外事例との比較による韓国型コミュニティケアの概念整理及び推進方向」、2018年
11. 保健福祉部、「地域社会統合ドルボム（コミュニティケア）先導事業推進計画」、2019年
12. 申龍徹、「韓国における改正地方自治法の主な内容と争点」、自治総研通巻508号 2020(2)
13. ノデミョン、「韓国福祉制度の現況と争点」、保健福祉フォーラム、2005(4)
14. 松田晋哉、「英国における近年の医療改革制度」、J UOEH, 35(4) 279-289
15. 金民需他、「超高齢化社会を備えた老人長期療養保険制に関する研究」、韓国産学技術学会論文誌、20(10)、2019年
16. リユンキョン、「利用者の観点から老人長期療養保険制度の評価及び改善方案」、韓国保健社会部研究、
17. イウンキョン他6人、『安全社会日本の動揺と社会連帯模索』、ソウル大学日本研究所、博文社、2017
18. アンミョンソン、パクジュヒョン、「老人長期療養保険制度の問題点及び改善方案に関する考察」、韓国コンテンツ学会論文誌、2019(19-8) 525-534
19. オヨンイン、「韓国型地域社会統合ドルボム（コミュニティケア）の正しい推進方向のため批判的視覚」、医療政策フォーラム、2019、16-21
20. ベビョンジュン、「政府の地域社会統合ドルボム推進方向」、政策動向、2019(13-3)、7-15

21. ユンヘヨン、「エイジングインプレイス実現のため日本の高齢者支援体系」、韓国住居学会論文集、2014 Vol (25-2)、99-107
22. カンテキョン、「地域社会統合ドルボム（コミュニティケア）の原則」、医療政策フォーラム、2019 (17-1)
23. チェジスク、「地域社会統合ドルボムと健康保険審査評価院の課題」、政策動向、2019
24. 岡田忠克・秋山智久、「英国の行政改革とコミュニティ・ケア」、大阪市立大学生活科学部紀要・第46巻 (1998)
25. 保健福祉部、『地域社会統合ドルボム自体推進ガイドブック』、保健福祉部、2020
26. 韓国保健福祉部ホームページ、<http://www.mohw.go.kr/react/search/search.jsp>

法学の講義 (2)

新城将孝*

An Introduction to Law (2)

SHINJO Masataka

要旨

「国際法主体性と琉球（沖縄）」に着眼し、琉球（沖縄）における国際秩序と近代国際法、現代国際法上の琉球（沖縄）の地位と潜在（残存）主権について考えることとします。また、戦後、米国（米軍）統治下での琉球（沖縄）における戸籍の編成、琉球（沖縄）返還後の沖縄の米軍基地と財産権の侵害についても考察を行います。

なお、本稿は、沖縄大学法経学部在職中における法学概論の講義ノート、準備ノートに補筆・訂正、加筆等を加えるものですが、これらのことをスタートとして、時の経過とともに、大幅な加筆・訂正等を行います。本稿に先立つ、「法学の講義」は法経学部紀要第27号（沖縄大学法経学部：平成29年9月）において掲載しています。

キーワード：国際法主体と琉球（沖縄）、琉球（沖縄）の地位と潜在（残存）主権、琉球（沖縄）における戸籍編成、米軍基地と財産権の侵害

目次

1. はじめに
2. 国際社会における法主体（国際法主体）
 - (1) 国家
 - (2) 準国家団体（交戦団体、民族解放団体、亡命政府）
 - (3) 国際組織（国際機構）
 - (4) その他（個人、非政府組織等）
3. 国際法主体性と琉球（沖縄）
 - (1) 国際法主体としての「人民」、そして、「琉球（沖縄）人」

* 松蔭大学教授・沖縄大学名誉教授

(2) 近代化と琉球（沖縄）の歴史

（以上、本号）

(3) 現代国際法上の琉球（沖縄）の地位と潜在（残存）主権

4. 沖縄にとっての自決権

5. おわりにかえて

1. はじめに

明治維新において、わが国は、近代国家の形成を行います。いわゆる、国制改革を行うこととなります。これは、近世の徳川幕藩制（将軍・譜代門閥制）と幕閣（老中や若年寄）を構成する上層の譜代大名制、そして、これまでの藩制の改革です。明治維新は、近代国家といわれる中央集権国家の形成を図っていきます。

周知のように、近代国家は、人民、領土（領海を含む）、主権の三つで成り立っています。当然、明治維新における国制改革はその制度改革として、版籍奉還、廃藩置県、領土の確定、国政改革等を行っていくこととなります。

また、近代社会の成立は、資本主義経済社会の成立過程ともなります。勿論、それは、わが国における近代国際法及び近代国内法の成立過程ということにもなります。世界は、産業革命、東インド航路の発見、そして、新大陸の発見等、その近代化形成を進めてきました。これら近代西欧列強国による、近代国家観に基づく東アジア諸国との関係、国際貿易の進展等々が生まれてきます。その歴史と過程は西欧列強国の世界における植民地の獲得、近代西欧国際法（万国法）の認容・発展（世界化）へと繋がってきます。立憲主義にある国（文明国）が国際法上の正員と理解され、世界との関わりの中においては、この近代西欧国際法の受容を求めていく展開となっていきます¹。

当時、一言で、東アジアは中国中心の華夷秩序の中にありました。中国を中心とした周辺諸国関係の国際秩序です。中国が周辺諸国を夷（東方の未開の民族；外国）として従属させていました。東アジア諸国はそれぞれの国家（国制）の下で、それぞれ相応に発展し、一定程度の国家的権力を確立していたといえます。しかし、それらは、近代西欧におけるような立憲主義にない国家（国制）です。近代西欧における国際法秩序からみていきますと、「文明国（西欧）」のような法・政治システムを備えていない諸国との位置付けになります。

この西欧の近代国際法秩序は、東アジアの諸国に一定の国家関係を認めます。しかし、それは、半人前の国際法上の主体としての取り扱いとなってきます。いわゆる、これらの国々は近代西欧諸国から見て、不平等条約締結の対象とされます。具体的には、西欧人（近代国家の国民）の活動を保障するため、主権（国家主権・領域主権）の制限を求められる地域です。これは、幕末から明治維新の初期の日本においてもみられました。この西欧における近代国際法秩序は立憲主義にない東アジア諸国の国際秩序（華夷秩序）の解体・再編に向けられることとなります²。

また、第二次世界大戦において、大日本帝国はポツダム宣言を受諾し、その後、日本国は対日講和条約を締結します。沖縄は第二次世界大戦において、大日本帝国内、内地の中で陸上戦が行われた地域です。他に、内地の中では小笠原の硫黄島（旧硫黄島村）においても陸上戦が行われています³。両地域とも、米軍による上陸、占領を受け、1952年の対日講和条約で日本国の潜在（残存）主権の下、米国（米軍）による統治を受けます。1968年（昭和43年）、小笠原は日本国へ返還されます（返還後は、東京都小笠原村となります）。

この両地域の共通するところは、①明治維新の近代国家形成の過程において国境地域として外国、沖縄・奄美大島は清国（中国）と、小笠原は米国・英国との交渉地域にあったこと、②第二次世界大戦において陸上戦の行われた地域であること（沖縄島、硫黄島）、③対日講和条約において日本国の潜在（残存）主権の下、米国の統治下に置かれたこと、④日本国への返還が実現した地域にあることです。

本稿では、「国際法主体性と琉球（沖縄）」に着目し、琉球（沖縄）における国際秩序と近代国際法、現代国際法上の琉球（沖縄）の地位と潜在（残存）主権に関する考察を行います。また、戦後、米国（米軍）統治下での琉球（沖縄）における戸籍の編成、琉球（沖縄）返還後の沖縄の米軍基地と財産権の侵害についても考察して行きます。

2. 国際社会における法主体（国際法主体）

国家は、人民、領土（領海を含む）、主権の三つで成り立っています。近代国際法の下において、国際法主体は基本的に国家のみと考えられてきました。しかし、今日では、いくつかの複数の国際法主体性が認められるようになってきています。国際社会における法主体、すなわち国際法主体は、(i) 国家、(ii) 交戦団体、民族解放団体等の準国家団体、(iii) 国際組織（国際機構）、(iv) その他（個人、非政府組織等）とされるに至っています。例えば、第一次世界大戦後の国際連盟や国際労働機構（ILO）等は国際組織の国際法主体性に関する議論の中から生まれてきたものです。国際組織、個人等はその実態から、派生的な法主体として、一定の範囲で国際法上の法主体性（権利義務の帰属主体性）を認められるようになっています⁴。

国際組織（国際機構）には国際社会における国家間協力の必要性から生まれた国際行政連合、その他多数の国際組織をみることができます。国際行政連合としては国際連盟、今日の国際連合があります。加えて、今日の国際社会では個人（団体、法人等を含む。）等の、国境を越えた活動が増大してきています。例えば、赤十字国際委員会のような非政府組織（NGO）、民間団体の国際的協力、国際的交流のネットワーク等、グローバル化の中での、国際活動の拡大は周知にあるところです。個人や、企業の多国間化、グローバル・コミュニティーの飛躍的進展等に基づくものです。国際社会はもはや、国家間のみで運営される時代ではなくなってきています。この状況の変化の下、例えば、国際人権の問題、国際環境の問題、国際犯罪の問題等々と、私たち個人の日常生活は国境を越えています。当然、国際法は

この領域（個人の日常生活）に目を向けて行く必要も増大しています。

しかし、留意すべきは、①国際社会には立法機関がありません。また、②国内における政府（内閣）のような行政機関もありません。③国内裁判所のように、総ての紛争を処理する司法機関（裁判所）もありません。この国際法に係る社会は、国内法的統治権のない社会になります。

国際法の法源には、条約と慣習（法）があるとされます。確かに、国際法の法源に、「国家間の合意」（条約）があることは言うに及びません。この合意（条約）は原則、当事国を拘束します。しかし一方で、国際連合の総会決議は加盟国を確実に、法的拘束とするものではありません。この意味において、国際法主体性を一律に論ずることにはかなりの困難があるようにも思えます。しかしそれでも、国際連合等、国際組織の決議、決定等は国際法の形成に多くの影響を与えてきていることは確かなことです。

(1) 国家

それでは、国家についてみていくことにします。

一般に、国家の資格要件には、①明確な領域、②永続的住民（国民・人民）、③他国と関係を取り結ぶ能力（外交能力または独立・主権）があるとされます。これは1933年のモンテヴィデオ条約を基礎とするものです。このモンテヴィデオ条約に基づく近代国家は領域（領土・領海・住民）を基礎においた団体で、実効的な政府（統治組織・政治体）を持つ団体となります⁵。

もう一点、留意すべきは、近代国家観の中には、文明国家をもって国家とするとの考え方です。ここでの文明は、当時の近代西欧文明のことです。その他の社会の文明、近代西欧文明以外の文明は未開、ないしは野蛮の文明との理解になります。この観点からみていくと、近代国際法は西欧社会を中心とした、近代的文明国家間の法となります。そして、この近代国家にない領域（地域）は不平等条約の対象とされ、無主地先占の領域（地域）は植民地の対象とされます。これは近代文明国家による地域（世界）の、武力による解体、分離、併合、統合の繰り返し、植民地等の合法化を是認する法思想となります⁶。

これに対して、第二次世界大戦（1939年～45年）後は、第一次世界大戦（1914年～18年）の経験を経て、考え方を大きく変化させます。国際社会を多文化の世界と捉え、多様な文化を、そして、発展の段階を異にした国家観を認めるに至ります。具体例として、近代国際法の下での植民地（地域）等の独立を認め、国家承認をして行きます。第二次世界大戦後の植民地の独立・承認、信託統治制度、地域の独立・承認等々がその例となります。これら地域等の国家承認への帰趨は、人民の自決権の実現を一つの論拠としています⁷。

今日の国際法（現代国際法）は領土不拡大の理念の下、多文化社会の存在を認め、そこでの政治体を認め、主権国家間の法として、派生的な法主体性を認容し、その歩みの中にあります。その中で、国際法上の権利主体としての地位にある国家は、国際慣習法、条約等を中心とする国際法の形成、運用等での、中核的担い手となります。

(2) 準国家団体（交戦団体、民族解放団体、亡命政府）

現代国際法は、武力不行使の原則を基本的指標とします。国際社会は第二次世界大戦後、国連憲章をもって戦争に加えて、武力による威嚇、武力の行使を原則禁止しています（国連憲章2条4項）。ただ、第一次世界大戦の頃までの、近代国際法は、戦争を認容してきました。近代国家の歴史は時として、国家の武力行使による他国の解体、分離、国家併合等を伴ってきました。そして、その過程において、国際法は国家に準じた団体（準国家団体）として、(i) 交戦団体、(ii) 民族解放団体、(iii) 亡命政府の存在を認めてきました。

(i) 交戦団体

交戦団体とは、国際法上、交戦者（交戦団体）として認められた団体のことです（広辞苑）。これは、一国内における革命、内戦等で一定地域を支配下におく団体のことです。この交戦団体は国際法上、国家に準じた団体としての権利義務（国際法主体）を認められます。交戦団体は、第三国の国民の保護を目的として認められた制度です。紛争地には交戦当事国にない第三国の国民が居住していたり、事業活動をしていたりしている場合があります。第三国は交戦団体と交渉をし、自国民の生命と財産の保護を図っていく必要性があります。当該国における合法政府も、当該領域（交戦者支配領域）に、その支配は必ずしも及んでいません。合法政府においても、第三国に対して交戦団体との交渉権等を認めていく必要性があります⁸。

わが国においても、幕末の函館戦争（1867年～68年）の時、函館政権（旧幕府軍・榎本武揚軍）が交戦団体として承認されています（仏、米による承認がありました）。また、米国の南北戦争において、英国は中立国宣言をし、南軍を交戦団体として承認しています（1861年）。この英国による承認は、交戦団体承認に関する最初のものといわれます⁹。

(ii) 民族解放団体

民族解放団体は、一言で、民族主義に基づく政治団体です。民族主義とは、民族の独立と統一を第一義に重視する思想・運動のことです（広辞苑）。

この点、国連憲章はその第1条2項において、「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎を置く諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること」としています。これは、自決の原則といわれるものです。

自決権（right of self-determination）は人民が自己の政治組織を自らにおいて選択し、決定することのできる権利です。沿革的には、植民地が本国からの支配を逃れ、国家としての独立を主張する論拠となります。民族解放運動等に由来し、植民地支配等による従属的な地位にある人民を対象とします。一民族一国家の実現を目指す政治運動から発生してきたものですが、今日では、圧政下にある人民（民族に限定されません）もこの中に含まれると理解されています¹⁰。

民族解放団体は、この自決権を享受できる民族（人民）団体のことです。自決権の

実現のために結成された団体、これが民族解放団体といえるかと思えます。例えば、パレスティナの独立のためのパレスティナ解放機構（PLO：現在はパレスティナ暫定自治政府）は国連総会決議（1974年11月）に基づき、オブザーバーとしての地位を与えられています。また、ジュネーブ条約は、民族解放団体に一定の国際法主体性を認めています¹¹。

(iii) 亡命政府

亡命といえば、簡単に、本国を脱出し他国に身を寄せることをいいます。亡命政府は、他国に亡命した政府首脳（国家元首・首相等）が構成している政府です。脱出国において政府機能を維持する政府（組織）のことです。この場合、国家領域の対する実効的支配はありません。受入国の承認を得て、一定の政府機能を持つこととなります。実効的支配の回復を目指していることが一般的で、戦争や革命等によって、当該国の政府が一時国外に亡命する場合にみることのできる政府です。

第二次世界大戦時にはオランダ、ベルギー、ポーランド、ノルウエー等が英国に亡命政府を置いています。また、湾岸戦争（1990年～91年）では、クエートがサウジアラビアに亡命政府を置いています。

亡命政府は当該国の憲法上の継続性から、受入国において承認されています¹²。

(3) 国際組織（国際機構）

国際組織とは、政府間国際組織のことをいいます。国際機構ないしは国際機関とも呼ばれたりします。先駆的なものとして、国際河川委員会、国際衛生理事会、国際行政連合等があります。そして、国際連盟、その後の国際連合と移り変わり、国際組織は今日では増加傾向にあります。500以上の、数多くの国際組織があります¹³。

例えば、国際河川委員会は、ヨーロッパの複数国家を貫流する河川（国際河川）管理のための組織です。船舶の安全航行の確保を目的としています。国際衛生理事会は、伝染病の国際的蔓延の防止を目的としています。今日の世界保健機構（WHO）の任務の一部を行うものでした。国際行政連合は、国際関係における交流の活発化に伴って設けられています。通信、郵便、通商、衛生、科学技術等、それぞれの各分野における課題解決のための国際組織といわれます。今日では、国際電気通信連合（ITU）、万国郵便連合（UPU）、交際貿易機関（ITO）、世界的知的所有権機関（WIPO）、世界貿易機構（WTO）等々の国際組織をみることができます¹⁴。

国際連盟は、第一次世界大戦後にヴェルサイユ条約に基づき成立した国際組織です。世界平和の確保と国際協力の促進を、その目的としています。第二次世界大戦後、国際連合がその精神を受け継いでいます。平和と安全の維持、各国間の友好関係の促進、経済上・社会上・文化上・人道上の問題等について、広く国際協力を達成していくものとされます（広辞苑）。

(4) その他（個人、非政府組織等）

(i) 個人

前述のように、従来、国際法主体は、国家にあると理解されてきました。個人（法人を含む）に、国際法主体は認められることなく、国内法（国内立法）を通しての国際法の適用という形式が採られていました。考え方として、国内法の制定は、国家の義務となります。そこで、個人は国内手続に基づき、その救済を図られるという形になります。これは、当然に、条約締結国に対する権利と義務は国家にあり、個人にはないことを意味します。例えば、国際組織は、原則国際法に基づき設置されます。個人は、それぞれの国内法によって権利能力を認められます。その法的地位は、異なっているとの説明に繋がってきます。

例えば、通商航海条約であれば、個人の利害事項は国内法を通して（国内手続で）行うべきものとされます。条約の遵守は国家の義務と理解され、国内手続がないとき、個人の保護は国による外交的保護の形をとることとなります。このとき、国は必ずしも個人の代理人ではなく、外交的保護の権利は国家自身の権利として行使されると理解されます¹⁵。

しかし、人権保障の観点からは、個人の国際法主体性を認めるべきとの理解もできます。ただ、この場合、個人が国際法上の当事者となるには、国際法（条約等）に個人の権利義務についての規定の存在が求められてきます。国際法上の権利義務の発生とその救済のための国際的な手続（例えば、条約で個人の出訴権を定める等）が必要との理解です（国際的手続説）。これに対して、国際法（条約）が個人の法的地位や権利義務を定めている場合、国際法主体性を認めるべきとの考え方もあります（実体法基準説）。後者の考え方は、国家による外交的保護権の行使は個人の利益であると理解します。実体的権利義務は、個人に属するとの理解です。これは、国家の自由な処分（例えば、外交的保護）に任せておけない性質があることを示唆しています¹⁶。

現在、奴隷取引の禁止、海賊行為の禁止、戦争犯罪、人道に対する犯罪や集団殺害等、武力紛争法や国際刑事法領域での利害事項、これらは個人に対する義務づけとなっています。この領域では国内法を介することなく、その責任が追及されるようになってきています。これは、個人の行為に対する国際法による直接規制の必要性に基づくものといえます。国際法上の犯罪の場合、国際法に基く国際裁判における処罰形式となってきました¹⁷。

(ii) 非政府組織（NGO）

前述の国際組織は、政府間国際組織（国家間協定を通して設置した国際組織）のことでした。これに対して、非政府組織は、民間の国際組織となります。国家間の協定によることなく、民間で設置された団体のことです。平和、人権の擁護、環境保護、人道の分野等での活動が行われています（広辞苑）。人権分野ではヒューマン・ライツ・

ウオッチ、アムネスティ・インターナショナル等が有名です。環境分野では国際自然保護連合やグリーンピース、人道分野では赤十字国際委員会や国境なき医師団等の団体があります¹⁸。

今日、これら団体はそれぞれ専門知識を持つ活動団体として、協議資格が与えられ、会議へのオブザーバー参加等が認められています。その活動は、国際組織等との協力関係にあります（国連憲章第71条参照）。そして、条約の定立、解釈、実施等において、重要な役割を果たしています¹⁹。

3. 国際法主体性と琉球（沖縄）

(1) 国際法主体としての「人民」、そして、「琉球（沖縄）人」

ここで、衝撃的な言葉を出します。確かに、日頃、私達は、この言葉をほとんど使いません。でも、心のどこかで、その可能性について何かを感じているものがあるとは思いますが。それは漠然とした形で、心の中のみでの現象であるかも知れません。

ある本屋さんで、『国際法で世界がわかる』 岩波書店（2016年）を手に入れました。その中で、「沖縄が日本から独立するかも知れない？—現在の国際社会における自決権の意義—」（伊藤一頼 執筆担当）をみつけました²⁰。

「沖縄が日本から独立するかもしれない？」。この伊藤先生の論文のテーマから見ていくと、私たち沖縄の人々は、国際法上の自決権を持つ「人民」との位置づけができるかも知れません。これまでも見てきたように、国際法主体には、国家のほか、準国家団体としての交戦団体、民族解放団体、亡命政府等がありました。その中で、民族解放団体は自決権を主張する、武力での抵抗をしている人民の団体ということでした。勿論、自決権の主張は武力によるものだけではなく、人民の意思、例えば、2014年のスコットランドの住民投票等のように、住民投票を経てということでも可能です。

このスコットランドの住民投票は、独立を不承認としました²¹。これに対して、カタニャール地方（スペイン）での住民投票は、独立賛成派が90%を占めていました。しかし、中央政府は住民投票の違憲を主張しました²²。

そこで、このところから大雑把に言えば、沖縄も住民投票をし、日本国の承認を得ることができれば、外国（国家）からの承認があれば、独立国家となることができるということにはなりません。

確かに、沖縄には、沖縄独立の可能性を研究する学会、「琉球民族独立総合研究会」（2013年設立）があります。名称の中に「琉球民族」が入っています。

広辞苑で、民族といえば、文化や出自を共有した、その親近感を中核としたもので、歴史的に、共通の帰属意識をもつ人々の集団としています。いわゆる、言語の共有とか、宗教や生業などから民族的伝統をつくりあげていること等がその要件とされています。

ただ、国際法上の自決権は、人民の自決権と理解されています（国連憲章1条2項）。ここで、

広辞苑をもう一度引いてみますと、人民とは、国家・社会を構成する人のことで、民族単位から切り離すための概念とされています。実際、第二次世界大戦後、植民地解放によって誕生した国家は、その殆どが多種多様な民族による構成となっています。

いずれにしても、以下、沖縄の自決権について考えてみていくことにします。

(2) 近代化と琉球（沖縄）の歴史

ここで、まず、琉球（沖縄）の歴史をみることにします。確かに、沖縄には「琉球王国」の時代があります。1429年、尚巴志（南山王）は琉球の三山（北山、中山、南山）を統一します。そして、中国（明）に朝貢し、冊封体制に入ります。その後、1609年、薩摩藩の侵攻を受け、大和（日本）の幕藩体制に組み込まれます。しかし、それは、同時に、朝貢の利益から中国との関係を維持するものでもありました。これを大和（日本）の側からみたとき、琉球は属国みなし、中国から見ても属国みなしと捉えられる余地を残します。これは琉球が両籍（両国帰属）を持つ形、または三つの籍（両国帰属と独立国）を持つ形の余地も残します。その中で、薩摩藩による表示なき実効的支配というような形（間接統治）の説明をも可能としているようにも思えます（奄美群島は、薩摩藩直轄）。

この後、近代化を推進する明治政府は、国内手続きとして琉球の併合を行います。まず、明治政府は、琉球藩を設置します（1872年：明治5年）。そして、1879年（明治12年）、沖縄県の設置をします。これは国内事情に加え、万国公法（近代国際法）を背景的理由とした、日本の近代化における領域確定の一過程となります。この領域の確定は西欧列強諸国を意識したものともいえますが、明治政府による近代国家確立の一つの国内手続き（近代国家要件の充足、いわゆる日本の領域の確定を含む琉球の領域化）といえます²³。一方、この明治政府による国内手続は、450年続いた琉球王国の滅亡につながることとなります。

ただ、ここで、再度留意すべきは、当時の琉球（沖縄）は中国（清国）との冊封関係（華夷秩序）と欧米列強諸国との国際法上の関係があったという点です。琉球王国は、近代国際法の認容する一定の国家性（国制）を認められていました。具体的に、琉球王国は西欧列強国との国際法上の国家（国制）関係があり、琉米修好条約（亜米利加合衆国琉球国中山府（政府）トノ定約：1854年）、琉仏条約（1855年）、琉蘭修好条約（1859年）の締結が行われていました²⁴。

明治政府は日清戦争の終結前、国際法手続きとして、琉球の帰属について清国との間でその交渉を行っています。その中で、明治政府は琉球を沖縄島以北と先島諸島とに分割し、先島諸島の清国領とすることを提案しています。清国は、奄美諸島以北を大日本帝国、沖縄諸島を独立、先島諸島の中国（清）への帰属案を提起しています²⁵。

結局のところ、1894年（明治27年）、清国は日清戦争に敗れ、台湾島等を日本に割譲しました（下関条約）²⁶。琉球に関する主権は、この条約に盛り込まれていません。明治政府とすれば、琉球（沖縄）は国際法的に領土となった（または、承認（黙示を含む）を得た）と

の立場にあったと思えます²⁷。

その後、1945年4月、沖縄は第二次世界大戦による米軍の占領を受け、米軍による統治、そして1952年、対日講和条約に基づき米国の統治下に置かれます。

(i) 近代前における東洋の国際（法）秩序

近代初頭の東アジア、すなわち、前近代の東アジアの国際秩序は、先ほども触れました。一言で、華夷秩序にありました。華夷秩序とは、中国を中心とした前近代的国際秩序のことです。華夷は、中国側からみた表現です。それは、中国と外国との意にあります（広辞苑）。

中心国家である中華、中国が周辺の諸国家、諸民族を夷として従属に置くことを意味します。ただ、この華夷秩序は、中華による権力的支配ではないといわれます²⁸。儀礼的な上下関係のことを指し、それぞれの自立性と独自性が保障されたシステムとされます²⁹。

この東アジアの国際秩序は近代西欧列強国の圧力の下、19世紀半ば以降、解体・再編の過程に入ります。換言すれば、この頃の東アジアは、自らが持つ華夷秩序と西欧列強国の近代的国際法秩序という複雑な交差の中にあっただといえます。ある意味、新たな国際秩序の創造・参加の中にあっただともいえます³⁰。

その歴史を簡単にみていくこととします。

紀元前221年、秦の始皇帝は中国の統一をします。皇帝支配の始まりです。1911年の清朝滅亡まで、天子を中心とする華夷思想の中に、中国はあります。

華は中国であり、夷は朝鮮、琉球、ベトナム等を含む世界となります。特に、漢代以降、華夷秩序は中国皇帝を中心とした冊封体制にありました。周辺諸国は中国王朝に（皇帝の徳を慕って）臣従し、貢物を持参（朝貢）します。皇帝はこれに回賜を与え、国王の任命（冊封）をします（朝貢と冊封のシステム）。これは、皇帝による徳の誇示となります（徳治主義）。一方、周辺諸国はそれぞれの国内における支配の正当性の誇示となります。華夷秩序には、このような利点（皇帝の徳の感化：属人的秩序）等がありました。この臣従関係は上国・下国関係があることを意味することになります。しかし、これは、西欧列強国の近代国際法概念とは当然に、異なるものです。言い換えますと、臣従関係にはあるものの、そこには実質的な支配関係、一義的な支配服従関係はありませんでした³¹。いわゆる、前近代的な概念となります。

(ii) 西欧に起源をもつ近代の国際法秩序

西欧に起源をもつ近代国際法秩序は、世界の諸国家・地域を以下3つに区分したといわれます。①国際法上主体性が認められた文明国、②相応に発展し、ある程度国家権力を確立しているものの、「文明国」のような法・政治システムを備えていない諸国、③植民地の対象となる地域です³²。

上記①、国際法上の主体性が認められる文明国は、一言で、近代西欧諸国（西欧列

強国) のことです。対外的独立性を持ち、対内的に、立憲主義にあり、排他的統治権が認められた国、そして、資本主義的な経済関係の円滑展開を備えた諸国 (近代的文明国) となります。

上記②の国家は、「文明国」にない国家となります。これらの国は立憲主義にない国で、ある程度国家権力を確立している領域 (地域) となります。一定の国制を有する国となります。当時における中国、朝鮮、日本等、東アジアの国々となります。完全な国際法主体性は、認められていません。近代国家 (西欧列強国) に属する人々の活動を保障するため、不平等条約の対象とされます。ここでは、国家主権の制限等が行われます³³。

上記③の地域は、上記①②に属しない地域のことです。植民地の対象となる地域で、上記①の諸国が植民地化してもよい地域です。先占の理論に基づく植民地化、領域化の対象となります。アフリカの地域等がその例としてあげられます。

近代国際法は、西欧列強国の主張によるものです。近代における主権国家概念を基礎とする国家体系を前提とします。この意味で、近代国際法は近代西欧に固有な法で、その主権国家間における法的平等と自由を基調とする法といえます。この思想は産業革命等を背景としたもので、一方では強国横行を許すもの、そのための論であったといえます。現代社会に至り、この思想は修正が行われます。

(iii) 琉球における国際秩序と近代国際法

それでは、琉球は、上記の③の分類に属する地域でしょうか。それとも、②の分類に属する地域でしょうか。明治政府は、固有の領域 (領土) であると主張します³⁴。

秦の始皇帝以来、東アジアの世界では、伝統的な華夷秩序がありました。2千年以上、東アジアでの国際秩序として継続してきた秩序です。東アジアの近代化前、大雑把に、19世紀中葉、中国や朝鮮において、そして、琉球も、この華夷秩序の中にありました。それが、近代西欧諸国における国際秩序との相克の中に入っていきます。

ここで、大和 (日本) と琉球の関係についてみることにします。前述のように、琉球は中国に朝貢し、冊封体制にありました。同時に、薩摩藩の侵攻を受け、大和 (日本) の幕藩体制にも組み込まれていました。琉球による中国への朝貢・冊封は維持され、薩摩藩は琉球を中国との朝貢貿易を維持するための地としていました。奄美大島は薩摩直轄となり、沖縄島以南の琉球は間接統治となります。

江戸幕府時代、外国や他民族との交渉は長崎・対馬・薩摩・松前において行われています³⁵。長崎は、幕府直轄で外国 (蘭国、中国) を対象とします。対馬は、対馬藩による特権として朝鮮を対象としました。琉球は、薩摩藩の特権としてのものです。松前藩の特権は、アイヌ民族 (蝦夷:北海道) に対するものです。これら各藩の朝鮮、琉球、アイヌ民族との関係を、明治政府は政府 (大日本帝国) との関係とするに至ったといえます³⁶。明治政府による琉球併合は、その一環にあるといえます³⁷。

一方で、それでは、琉球は前述の国制にあつたいえるのでしょうか。琉球は1854年、琉米修好条約を、1855年、琉仏修好条約を締結しています。琉球併合（1879年：明治12年）後においても、明治政府は琉球の帰属について清国とその交渉を行っています。

1880年（明治13年）、明治政府は緊張関係にあつた清国（中国）に対し、先島諸島分島案（分島・増約案）を提案しています。これは日清修好条約の条項（最恵国待遇）の追加と引き替えに出されたものといわれます。案は、①沖縄島以北を大日本帝国領とし、②先島諸島（宮古群島、八重山群島）を清領とする、③日本の商人が欧米諸国並みに中国で商業活動ができるようにしようとするものです³⁸。

これに対して、清国は、①奄美諸島以北を大日本帝国領土とする、②沖縄諸島を独立させ、琉球王国を復活させる、③先島諸島を中国領土とする案（琉球三分割案）を主張しています。ただ、清国は、当時、露国との国境紛争がありました。このような環境下、清国は明治政府の提案する分島・増約案に、一度は合意（仮調印）をしています。しかしながら、この条約の正式調印は棚上げされました³⁹。

結局、1894年（明治27年）、戦争に敗れた清国は台湾島等を大日本帝国に割譲します。琉球（沖縄）は、条約の対象外となりました。

ここで、復習として、明治政府の琉球（沖縄）に対する対内的処理（併合への国内手続）、琉球併合について簡単に触れることとします。

琉球併合とは、明治政府による琉球の大日本帝国への併合にいたるまでの一連の過程のことをいいます。琉球併合は、1872年（明治5年）、琉球藩の設置（藩王 尚泰）に始まります。そして、1879年（明治12年）、廃琉置県、沖縄県の設置が行われます。これにより、琉球王国は滅亡し、大日本帝国に併合される、手続きとなります。

ここで眼を転ずるべきは、明治維新時における他の地域、琉球（沖縄）以外での廃藩置県の手続きということになります。琉球以外の地域においては、まず、版籍奉還（1869年：明治2年）が行われています。

版籍奉還とは、版図と戸籍、簡単にいえば、土地と人民を政府に返還することです。これは、明治政府の中央集権化（集権国家化）のための施策です。

明治維新は徳川幕府による大政奉還（1867年）、その後における王政復古の大号令（1868年）によって、そのスタートを切ります。藩治職制の布達（1868年10月）、戊辰戦争（1868年—1869年）の終結、いよいよ、明治政府は西欧諸国の集権国家体制、中央政府強化策の実現を図っていきます。

第一段階である版籍奉還は、廃藩置県（1871年：明治4年）の前提です。版籍奉還は薩摩藩、長州藩、土佐藩、肥前藩の主唱の下で行われます。その他の各藩には諮問という形式でその実現が図られています。廃藩置県は、太政官布告に基づくこととなります⁴⁰。藩主は、従来の特権を持ちます。そして、身分上は天皇の任命する官吏（知藩事）となります。知藩事は家禄と身分を保障され、東京へ移住します。府県へは明

治政府から府知事、県令（知事）が任命されることとなります。その後、秩禄処分（1876年：明治9年）が行われ、華土族特権はなくなります。

琉球において、大政奉還、版籍奉還はありませんでした。加えて、沖縄県では、旧慣温存政策も取られました。旧慣温存政策は、旧琉球支配層の懐柔にあったといわれます。そして、地租改正、秩禄処分の実施も見送られています。土地整理（地租改正）は、1899年（明治32年）から1903年（明治36年）に架けて行われます。秩禄処分は、1910年（明治43年）に行われます。これらはわが国が近代化を進める上での、琉球（沖縄県）と他の地域との相違点です。その歴史と文化等の相違等から来るものです。これらは、今日におけるそれぞれの地域についての理解に、それぞれ齟齬を生じさせている事柄の一つともなっているように思えます⁴¹。

（続く）

注

¹ 柳原正治・森川幸一・兼原敦子編『プラクティス 国際法講義 第2版』信山社（2016年）9頁—11頁。杉原高嶺『国際法学講義 第2版』有斐閣（2013年）19頁—33頁、40頁—41頁。

² 大日方純夫『日本の近代の歴史2「主権国家」成立の内と外』吉川弘文館（2016年）1頁—2頁。

³ 共通法（1918年：大正7年法律第39号）は、「本法において地域と称するは内地、朝鮮、台湾、関東州又は南洋群島をいう」としています（第1条1項）。この規定から、朝鮮、台湾、関東州及び南洋群島以外の地が内地となります。北海道、沖縄、小笠原は内地となります。樺太は、内地に包含されます（同条第2項）。

⁴ 国際法が国家間の関係を規律する法であることに大きな変化はありません。今日においても、国際法の当事者である権利義務の中心にあるのは国家です。国家は一般的に、単一国家（中央政府（または君主）をもって国家を統括する形態）を想定します。その他、国家連合、連邦、モンウエルス等の国家結合形態も見ることができます。今日では、国家以外の国際法主体も現れています。山形英郎編『国際法入門』法律文化社（2014年）287頁—289頁。柳原・その他 前掲1 82頁—85頁。杉原 前掲1 40頁—41頁、197頁—202頁。

⁵ 小松一郎『実践国際法』信山社（2011年）68頁。

⁶ 近代国際社会の成立過程は、資本主義経済社会の成立過程といえます。近代国際法の成立過程でもあります。これは近代西欧列強国の国家観からの、新大陸発見、東アジア諸国との関係、国際貿易の進展等へと繋がってきます。その過程は立憲主義にある国（文明国）が国際法上の正員と理解され、世界との関わりの中においては、この近代西欧国際法の受容を求めていく展開となります。その中で、植民地の獲得等々、近代西欧国際法の世界化が進められて行きます。柳原・その他 前掲1 9頁—11頁。杉原 前掲1 19頁—33頁、40頁—41頁。

当時の東アジアは、中国中心の華夷秩序にありました。中国を中心とした周辺諸国関係における国際秩序です。中国が周辺諸国を夷（東方の未開の民族；外国）として従属させていました。ただ、この東アジアにおける諸国は、近代西欧列強国にみる立憲主義にはない地域です。近代西欧列強

国による国際法秩序からみますと、「文明国（西欧）」のような法・政治システムを備えていない諸国との位置付けになります。この西欧における近代国際法秩序は東アジアの諸国に一定の国家関係は認めるも、完全な国際法上の主体とは認めないことになります。西欧人（近代国家の国民）の活動を保障するための、主権（国家主権・領域主権）の制限が行われる地域、不平等条約締結の対象となります。これは、東アジアにおける国際秩序（華夷秩序）の解体につながります。大日方 前掲2 1頁—2頁。

⁷ 現代国際法は、第二次世界大戦後の国際連合体制に始まるといわれます。戦争の違法化（禁止）が唱えられ、非植民地化と新興国の独立、東西冷戦と、集団安全保障体制がとられます。加えて、南北問題、地球資源の大量消費、地球規模の環境破壊等、経済、人権、食料、難民等々の解決すべき課題等が発生してきます。国家には、面積極小国（バチカン、モナコ）、人口1,000人未満の国（バチカン）、人口10億人を超える国（中国、インド）、そして、一人あたりの年間国民総所得が豊かな国（モナコ）もあれば、それが極めて低い最貧国等もあります。柳原・その他 前掲1 11頁—12頁。杉原 前掲1 374頁—37頁。山形 前掲4 61頁—75頁。

⁸ 柳原・その他 前掲1 96頁—97頁。井上秀典『持続可能な社会を考える 法律入門』八千代出版（2016年）28頁。

⁹ 第一次世界大戦以後、交戦団体の承認は行なわれなくなりました。理由は内戦が国際化したこと、武力紛争法の適用にあるとされます。柳原・その他 前掲1 96頁—97頁。井上 前掲8 28頁。

¹⁰ 杉原 前掲1 57頁—58頁。

¹¹ 柳原・その他 前掲1 98頁—99頁。井上 前掲8 28頁。

¹² 柳原・その他 前掲1 97頁—98頁。

¹³ 柳原・その他 前掲1 99頁。

¹⁴ 小寺彰・岩沢雄司・森田章夫編『講義国際法 第2版』有斐閣（2014年）186頁—189頁。柳原・その他 前掲1 99頁—106頁。

¹⁵ 東京地裁は原爆訴訟において、「外交的保護は国家自身の外交的保護権に基く行為であって、これによって個人の請求そのものが提出されるのではなく、損害賠償請求は国家自身の請求として提出されるのである。そして外交的保護権を行使するかどうかは、国家が自らの判断により決定し、しかも自らの名において行使するのであって、国民を代理するわけではない。」としています（昭和38年12月7日判決、下民集14巻12号41頁—84頁）。

¹⁶ 国際的手続説は個人の請求権を認める国際的手続の有無を基準とし、国際法主体性の判断をします。個人の権利義務が国際法上承認（規定）されていること、国際裁判所への出訴権等が保障されていること（国際的手続の保障）を求めます。実体法基準説は、国際的手続の有無に関係なく、国際法が個人の権利義務を認めているとき、国際法主体性を認めていくべきとします。柳原・その他 前掲1 106頁—110頁。杉原 前掲1 42頁—48頁。山形 前掲4 294頁—298頁。井上 前掲8 29頁—30頁。小寺・その他 前掲14 325頁—328頁。

東京地裁は、原爆訴訟において（前掲15）、「個人の国際法上の主体性は、国際法（主として条

約)が個人の権利義務に関して規定している場合に、はじめて問題となるのであるが、この場合、国際法学説として、国際法上個人の権利義務が規定されていれば、それだけで個人に国際法上の権利義務が生ずるとする考え方と、個人がその名において国際法上権利を主張し、義務を追求される可能性がなければ国際法上の権利義務が生じたとはいえないとする考え方とが対立している。・・・この対立は、国際法主体、ひいては法主体性一般に関する理解の仕方の相違によって生ずるものであるが、一般的にいて、ある者に権利主体又は法主体性が認められるということは、その者の名において権利を追求し、義務を負わされる可能性をもつことを意味するのである。従って、国際法上の権利主体が認められるためには、やはり国際法上自己の名において権利を主張しうるとともに、義務を負わされる可能性がなければならない、と解すべきであろう。従って、こういう点からみれば、後者の考え方が正当である」とし、国際的手続説の立場に立っています。

- ¹⁷ 柳原・その他 前掲1 106頁—110頁。杉原 前掲1 42頁—48頁。山形 前掲4 294頁—298頁。小寺・その他 前掲14 25頁—328頁。
- ¹⁸ 柳原・その他 前掲1 11頁—112頁。杉原 前掲1 9頁—60頁。
- ¹⁹ 柳原・その他 前掲1 11頁—112頁。杉原 前掲1 9頁—60頁。
- ²⁰ 森川幸一・森肇志・岩月直樹・藤沢巖・北村朋史『国際法で世界が分かる（ニュースを読み解く32講）』岩波書店（2016年）32頁—40頁。
- ²¹ 琉球新報 2014年9月20日。
- ²² 琉球新報 2017年10月3日。
- ²³ 琉球併合は、当時の内務卿伊藤博文の命により行われています。これは琉球藩の廃止、沖縄県を設置となります。菊山正明『明治国家の形成と司法制度』御茶の水書房（1993年）329頁—333頁。
- ²⁴ この点、薩摩は諸外国との利益を独占し、軍備強化をしたといわれます。徳川幕府は琉球を外藩と位置づけ、琉球を西欧列強国の進出を食い止める方策に出たといわれます。また、明治政府は琉球をその領域に組み込む必要性から、領域であることの周知のため、久米、宮古、石垣、西表（入表）、与那国の5島に国旗の掲揚を命じます。これは、琉球藩王尚泰による謝恩表上奏（1873年3月）の後に行われています。それ以前においては、条約締結国等との交渉（琉球置藩の事情通知）も行っていた模様です。新崎盛暉『日本史リブレット66 現代日本と沖縄』山川出版社（2001年）004頁—006頁。英 修道「沖縄帰属の沿革」国際法学会編『沖縄の地位』有斐閣（1955年（昭和30年））15頁—21頁。植田捷雄「アメリカ学者の見た沖縄問題」国際法学会編『沖縄の地位』有斐閣（1955年（昭和30年））42頁—46頁。明治政府の琉球施策については、菊山 前掲20 283頁以下、329頁以下。
- ²⁵ 新城俊昭『教養講座 琉球・沖縄史 第2版』東洋企画（2015年）215頁。新城俊昭『改訂 ジュニア版 琉球・沖縄史』東洋企画（2014年）172頁—176頁。新崎 前掲24 005頁—009頁。清国の琉球3分割の提案は、薩摩と琉球間の合意（奄美群島の轄取等）を知っていたことに起因するといわれます。英 前掲24 9頁—14頁。

²⁶ 日清講和条約の内容については、Chin-ching Lin『戦後の日華関係と国際法』有斐閣（1987年（昭和62年））59頁—60頁参照。

²⁷ この点、台湾出兵の頃からの経緯を見ておく必要があると思えます。台湾出兵の理由として、明治政府は①台湾漂着琉球人殺害事件、②小田県人に対する略奪事件（小田県：現在の岡山県西部、広島県東部）をあげています。琉球人と小田県人を「日本国属民等」と表現し、台湾出兵の正当性を主張します。加えて、台湾については、無主地先占の主張もしています。沖縄歴史研究会『高等学校 琉球・沖縄の歴史と文化 三訂版』東洋企画（2017年）86頁。新崎 前掲24 005頁—009頁。英 前掲24 21頁—22頁。新城『教養講座』前掲25 208頁。新城『ジュニア版』前掲25 170頁。

1874年の台湾出兵に関しては、英国公使ウエートの仲介による和解（日清両国互換條款）が行われています。その中において、清国は日本の出兵を「保民義拳」と認め、償金の支払いを認めています（英 前掲24 22頁）。英は、その論文において「……その一面右の外交的解決が爾今、日本側に有力な口実を与える結果になったことは否めない」としています（英 前掲24 22頁）。

その後、清国は明治政府の琉球併合との係りにおいて、明治政府との調停を米国（前）大統領グラント将軍に依頼しています。グラント将軍も琉球分割を示唆していた模様です。清国の調印拒否、明治政府による交渉打ち切りが行われています。台湾、澎湖島は日清講和条約（下関条約）により、大日本帝国に帰属しました。琉球の帰属は同条約には現れず、その後、大東島、尖閣諸島の沖縄県への編入が行われて行きます。英 前掲24 22頁、26頁—38頁。

²⁸ 大日方 前掲2 1頁。

²⁹ 大日方 前掲2 1頁。植田 前掲24 42頁。

³⁰ 大日方 前掲2 1頁。

³¹ 西欧の近代国際法の下での秩序にはなく、暦の使用であるとか、儀礼の手続きとか等、これらの順守にあったといわれます。柳原・その他 前掲1 8頁。

³² 大日方 前掲2 1頁。

³³ 「国制」の用語は、憲法が成立する（立憲主義）以前と以後の政治制度を、それを支える法制、財政や外交・軍事、経済や社会・教育などの仕組み等を包括的に捉えるために用いられている概念です。歴史学や法学などで「憲法」の用語と区別するために用いられています。奥田春樹『維新と開化』吉川弘文館（2017年）2頁。

³⁴ 主権国家の概念は、近代国家観を基礎とするものです。琉球併合が行われたのは、明治に入ってからです。大日本帝国憲法が制定されたのが、明治22年です。憲法史的には、これが日本の近代化との理解を可能とするものとも思われます。法史を紐解くと、わが国は、明治28年の日清講和条約（下関条約）により台湾の割譲を受け、領有しています。日本では、この頃から、領域と法の適用（外地法）についての議論が始まっています。

³⁵ 大日方 前掲2 3頁。

³⁶ 大日方 前掲2 3頁—5頁。

³⁷ 1872年（明治5年）、明治政府による琉球王国の廃止、琉球藩の設置が行われます。当初、琉

琉球藩の所管官庁は外務省でしたが、1874年（明治7年）、所管官庁は内務省となりました（菊山前掲23 319頁—326頁）。そして、同年（1874年：明治7年）、明治政府は近代国家、わが国最初の海外派兵といわれる台湾出兵を行い、中国（清国）と互換条款・シヨウ単（1874年：明治7年）を締結しています。1875年（明治8年）、明治政府は琉球（沖縄）の清国への進貢と冊封を止めています。そして、明治の年号、大日本帝国の法律による藩の官制改革を論達します。清国に対しては、琉球人（具体的には宮古島（先島諸島）等の人民）の中国旅行免許状問題を持ち出し、間接的に、琉球（沖縄）が日本領土であることを認めさせようとしています（1876年：明治9年）。英 前掲24 23頁。

³⁸ 前掲24、27参照。新崎 前掲24 007頁—008頁。新城 『教養講座』前掲25 215頁—216頁。新城 『ジュニア版』前掲25 172頁—174頁。沖縄歴史研究会 前掲27 88頁—89頁。

³⁹ 清国においては、琉球士族等による明治政府の琉球併合に対する反対の嘆願等がありました。対日講和条約締結時も、三島分割論等は考慮の一つにあった模様です。中国（中華民国）は、沖縄（琉球）の中国への帰属を主張していました。米国側には奄美大島群島の日本帰属、沖縄本島及びその周辺の島々は米国の統治、先島諸島（宮古群島と八重山群島）は中国帰属という課題解決も頭の片隅にはあった模様です（嘉陽安春『沖縄民政府 一つの時代の軌跡』久米書房 198頁—199頁）。この点、「ルーズベルトが語ったところによると、スターリンも琉球の歴史をよく知っていて、アメリカが琉球を中国に割譲する意向を示したことに對し、別に反対はしなかった」といわれます（太田昌秀『沖縄の帝王 高等弁務官』久米書房（1984年）392頁）。

また留意すべきは、①カイロ宣言では「右同盟国の目的は、日本国より1914年の第一次世界戦争の開始以後に於て日本国が奪取し又は占領したる太平洋に於ける一切の島嶼を剥奪すること、並びに満州、台湾及び澎湖諸島の如き日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還することに在り。日本国は又暴力及び貪欲に依り日本国の略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべし」（太田 前掲書392頁—393頁）、②ポツダム宣言では「カイロ宣言の条項は、履行せられるべく、又日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国並に吾等の決定する諸小島に局限せられるべし」（8項）としている点です。すなわち、カイロ宣言における、大日本帝国が「暴力及び貪欲に依り日本国の略取したる他の一切の地域」とポツダム宣言における第8項との関わりです。琉球（沖縄）は、ポツダム宣言8項における「諸小島」にあたるか否かとなってきます。太田教授は「日本の占領ならびに管理のための連合国最高司令官に対する降伏後初期の基本的指令」（1945年11月3日付）、「若干の外辺地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」（1946年1月29日付）等から琉球（沖縄）はポツダム宣言8項における「諸小島」にあたらないものとします（太田 前掲書400頁）。この点、今日の沖縄（県）の位置（地位）を理解していくに、対日講和条約3条及び潜在（残存）主権論は大きな意味を持つもののように思えます。

⁴⁰ 「廃藩置県の詔（1871年（明治4年）7月14日太政官第350号）」藤田 正・吉井蒼生夫編著『日本近現代法史（資料年表）』信山社（2010年）18頁。

⁴¹ これらが沖縄における近代化の遅れとなったともいわれます。新崎 前掲24 008—009頁。新

城『教養講座』前掲25 222頁。新城『ジュニア版』前掲25 178頁—182頁。沖縄歴史研究会前掲27 90頁—91頁。

琉球（沖縄）において、琉球併合に対し、抵抗がありました。その抵抗は武力によるものでなく、県政への協力を拒むという不服従運動でした。結果、沖縄県庁の人員構成は首脳部からその末端に至るまで、県外の人、長崎・鹿児島県の藩閥的色彩が濃かったといわれます。菊山 前掲23 340頁—358頁、363頁。そして、留意すべきは、①琉球王国の廃止・琉球藩の設置（明治5年：1872年）と②所管官庁が外務省にあったことです（琉球藩には外務省出張所が設置されていました）。内務省への移管は、明治7年（1874年）のことです。菊山 前掲23 319頁—326頁。

米軍占領初期の沖縄島における売買春の取り締まり
—ポール・H・スキューズ文書「瑞慶覧地区における売春」(1947年2月)—

成 定 洋 子*・藤 本 秀 平**

Policing prostitution in Okinawa during the early stage of
U.S. military occupation
—“Prostitution in Sukiran Area”, Paul H. Skuse Papers—

NARISADA Yoko, FUJIMOTO Shuhei

要 旨

小論は、1947年2月14日付のポール・H・スキューズ文書（沖縄県公文書館所蔵エドワード・フライマス文書に所収）の全訳と解説である。米軍占領初期・沖縄島の売買春問題をめぐる布告成立前の米軍による売春の取り締まりの実態や背景、意味・表象を、沖縄民政府警察と軍警察の強制合同捜査の報告書から明らかにするものである。

キーワード：沖縄島、米軍占領、売春／売買春、沖縄民政府警察／軍警察、本国法、米国軍政府特別布告

【解説】

はじめに

本小論は、沖縄県公文書館所蔵「エドワード・フライマス (Edward Freimuth) 文書」シリーズ「文書類（沖縄に関する雑書）」に含まれるポール・H・スキューズ文書 (Paul H. Skuse Papers) 全65件の一つ、「Prostitution in Sukiran Area, 24 Paul H. Skuse Papers」(1947年2月14日)の解説と全訳である（以下、本資料と表記する）¹。訳者らは、本小論に先立ち、

* 沖縄大学経法商学部 narisada@okinawa-u.ac.jp

** 沖縄大学地域研究所特別研究員、高知工業高等専門学校ソーシャルデザイン工学科
shu-fujimoto3549@yahoo.co.jp

¹ Prostitution in Sukiran Area, 24 Paul H. Skuse Papers, エドワード・フライマス文書／文書類（沖縄に関する雑書）、沖縄県公文書館蔵（資料コードU00001426B）。本資料は、土井智義氏が沖縄県公文書館で収集したものを提供頂いた。記して謝意を表します。

本資料の関連資料である、1947年2月10日付の「21 Paul H. Skuse Papers」（以下、前資料と表記する）の翻訳と解説として「米軍占領初期の沖縄島における売買春と性病管理—ポール・H・スキューズ文書にみる布告の成立過程—」をまとめている（土井・藤本・成定2019）²。本資料や前資料は、ともに、1947年3月1日に布告された三つの布告—米国軍政府特別布告第14号「占領軍への娼業禁止」、同第15号「花流病取締」、同第16号「婦女子の性的奴隷の禁止」—の成立背景の一端を明らかにするものである。前資料が、米軍占領初期の沖縄島における売買春³問題と性病管理をめぐる、三つの米軍布告の成立過程と背景を示しているのに対し、前資料の四日後、1947年2月14日付の本資料は、特に、米国軍政府特別布告第14号の成立背景に関連していると考えられる。本資料は、当時の沖縄島における軍人と沖縄女性との売買春の場所や方法、仲介者の役割、売買春によって交換される物品、取り締まりの状況などについて、瑞慶覧地区における実際の取り締まりやその過程から具体的に明らかにしており、前資料で「困難である」とされていた売買春の「発見」や「逮捕や訴追に必要な証拠」の確保を実現した米軍と沖縄警察による合同捜査の報告書のような内容となっている⁴。本資料は、1947年2月から3月の前述の三つの布告制定に至るまでの間、米軍が、軍人を対象とした売買春や関係者をどのように見ていたのか、また、売買春をめぐる米軍の取り締まりに関わる動向などをうかがい知ることのできる資料として、貴重なものであると思われる。

本資料の首題には「Sukiran」と明記されているものの、本文中の「Sukiran」には「琉球米軍司令部近く」と説明されていることから（本資料1項）、「Sukiran」「SUKIRAN」と書かれている地区名は「瑞慶覧」（北中城村）であると考えられる⁵。なお、各部の担当は以下の通りである。【解説】の「はじめに」と「1. 本資料と布告との関係に見る売買春の取り締まりと表象」を成定洋子、「2. 布告上の売春の定義—処罰の対象」を藤本秀平、【翻訳】の項目1-7を藤本秀平、項目8-14を成定洋子が担当した⁶。

1. 本資料と布告との関係に見る売買春の取り締まりと表象

ここでは、前資料と本資料を合わせて見ることで、前述の三つの布告（米国軍政府特別布告第14～16号）が制定される以前の1946年7月から1947年2月にかけて、米軍が、売買春やその関係者をどのようなものとして捉えて、どのように取り締まろうとしたのかについて辿

² 21 Paul H. Skuse Papers, エドワード・フライマス文書／文書類（沖縄に関する雑書）、沖縄県公文書館蔵（資料コードU00001426B）。

³ 本小論では、売買春に関する米軍の認識について、歴史上の文脈を再構成する必要に鑑み、2019年の翻訳と同様、「prostitution」を「売春」と訳している。また、解説文中では、米軍の視点に基づく際は「売春」、それ以外の文脈では「売買春」と使い分ける形で用いている。なお、煩雑さを避けるために、鍵括弧を使用していない。

⁴ 1947年2月10日付の前資料では、「密会所は、発見されるのを避けて頻繁に変更され」たり、「客が売春婦の自宅でサービスを受けないため」、売春を発見し、「逮捕や訴追に必要な証拠を得ること」は「困難である」とされている（土井・藤本・成定 2019：70-71）。

⁵ 上原令も、「Sukiran」を北中城村の「瑞慶覧」であるとしている（上原2001：238）。

⁶ 本論は、科学研究費（代表者：成定洋子、番号18K11912）の助成を受けたものである。なお、翻訳については、平田正代氏からご助言頂いた。記して謝意を申し上げます。但し、誤訳等の責任は、すべて筆者の責任である。

ることで、米軍占領初期の沖縄島における売買春の取り締まりと三つの布告との関係について考えてみたい。下記の表1「1946～1947年における売買春の取り締まり」は、前資料と本資料を基に、1946年7月～1947年3月、売買春の取り締まりをめぐる米軍や沖縄民政府警察（以下、民警察と表記する）の動向を時系列にまとめたものである。

表1 1946～1947年における売買春の取り締まり

日にち	米軍や民警察などの動向	米軍資料名
1946年7月1日～ 1947年1月31日	民警察、性犯罪として、81名を逮捕した（軍政府公安部は、許可を得ていない売春婦、仲介者、売春宿の経営者を逮捕することを慣例化していた）。	「21 Paul H. Skuse Papers」第7項目（70頁）、第13項目（71頁）
1947年2月8日	軍政府副司令官が瑞慶覧地区における売春の捜査を指示する。	Prostitution in Sukiran Area, 24 Paul H. Skuse Papers
1947年2月10日	軍政府副司令官が、米軍要員と沖縄人女性の売春問題を調査しようスキューズ公安部長に命令する。	21 Paul H. Skuse Papers
1947年2月10日	警察本部長、刑事に瑞慶覧地区での捜査と報告を命令する。	Prostitution in Sukiran Area, 24 Paul H. Skuse Papers
1947年2月12日	刑事が口頭報告。	Prostitution in Sukiran Area, 24 Paul H. Skuse Papers
1947年2月13日 午前9時	スキューズ公安部長らによる米軍要員と沖縄人女性の売春問題に関する調査委員会が開催される。	21 Paul H. Skuse Papers
1947年2月13日 午後2時	瑞慶覧地区の売春に対し、民警察と軍警察が共同強制捜査のための事前打ち合わせを行う。	Prostitution in Sukiran Area, 24 Paul H. Skuse Papers
1947年2月13日	スキューズ公安部長らは、予定通り、瑞慶覧地区の売春に対し、民警察と軍警察が共同強制捜査を実施する。	Prostitution in Sukiran Area, 24 Paul H. Skuse Papers
1947年2月14日	「瑞慶覧地区の売春」と題されたスキューズ公安部長の報告書が作成される。	Prostitution in Sukiran Area, 24 Paul H. Skuse Papers
1947年2月17日	「売春」と題された、スキューズ公安部長らによって作成された委員会の文書が作成される。	21 Paul H. Skuse Papers
1947年3月1日	米軍政府特別布告第14号、第15号、第16号が布告される。	
1947年3月31日	米軍政府特別布告第14号、第15号、第16号が有効となる。	

前資料には、民警察が、1946年7月1日～1947年1月31日の半年の間に、81名を性犯罪違反者として逮捕したと記されていることから（土井・藤本・成定 2019：71）、前資料や本資料が作成された1947年2月時点で、米軍は、沖縄島における売買春の実態をある程度把握した上で、本資料に報告されている、民警察と軍警察による売春の合同捜査に着手したと考えられる。本資料によると、1947年2月8日、軍副司令官が瑞慶覧地区における売春の捜査を指示、10日に警察部長が刑事に現地での捜査と報告を命令、また、同日、軍政府副司令官は、前資料と本資料の作成者であるP. H. スキューズ公安部長に「米軍要員と沖縄人女性の間の売春問題を調査するよう命令」している（土井・藤本・成定 2019：68）⁷。同月12日、同刑事は元島袋村の廃屋が売買春に使用されていることを突き止めている。スキューズ公安部長は、2月13日午前9時、米軍要員と沖縄人女性の売春問題に関する調査委員会を開催、同日午後2時、軍警察と民警察による打ち合わせの後、合同強制捜査を行い、「売春婦」と「仲介者」を逮捕、翌14日に本資料となる合同捜査の報告書を作成している。そして、2月17日には、13日の調査委員会の記録文書を軍政府副司令官に提出している。スキューズ公安部長らによるこれらの一連の動きから、同年3月1日の三つの布告発布に向けて、売買春の取り締まりに関わる米軍の複数のプロジェクトが同時並行的に計画・実行される中、着々と、米軍要員に対する沖縄人女性の売春や売春の仲介行為を犯罪化・非合法化する布告の準備が進められていたことがうかがい知れる。売春と売春の仲介行為を犯罪化・非合法化するというこのような眼差しは、前述の三つの布告における米軍の売春観を形作る上で、重要な核となるものである。

しかしながら、本資料や前資料には、米軍要員と沖縄人女性をめぐる売買春に対して、二つの異なる視点が共存していたように思われる。第一に、上述したように、米軍要員に対する売春を犯罪化・非合法化する視点が挙げられる。沖縄には、売春を禁止する法が存在しないとしながらも、軍警察と民警察の合同捜査によって、「売春婦」（と「仲介者」）を逮捕し、米軍裁判において裁こうとしており、「売春婦」（と「仲介者」）を「犯罪者」として見なしていると考えられる。第二に、前資料において、売春を「女性が利得のために行う野卑な金銭目当てのわいせつ行為」と定義しているように（土井・藤本・成定 2019：69）、女性が売春によって対価を得ていることを明記するなど、売春を行う女性を「労働者」として可視化する視点が見受けられる。本資料の9項でも、女性たちが、「毛布、衣服、蓄音機、タバコ、石鹸など」を売春の対価として得ていたことが記されており、女性たちの労働者性を可視しつつも、「犯罪者」として位置付けているように思われる。ただ、「犯罪者」という見方は、性病管理の観点からも、「労働者」という視点よりも両資料全体に通底するとともに、前景化されているように見受けられる。

では、両資料における売買春に関わる二つの表象は、前述の三つの布告における売春観と

⁷ 本資料や前資料では、「米軍要員 (American personnel)」と記されているのに対し、布告第14～16号では、「占領軍員 (Members of the Occupation Forces)」とされている。

どのような関係にあるのだろうか。まず、布告第14号「占領軍への娼業禁止」は、「占領軍員」に対して、「娼婦として行動」することや「娼業」、「占領軍に娼婦を取り持つ」こと、占領軍対象の「娼家」などを「不法性行為」として「禁止」し、これに違反した場合、1年以下の懲役、1万円以下の罰金、或いは両刑に処するとされていることから（月刊沖縄社 1983：371）、本資料や前資料における、売春と売春の仲介行為を犯罪化・非合法化するという見方を踏襲している⁸。また、布告第14号第1条では、「売春婦」は「交合の為報酬を得て自己の肉体の使用を許す者」と定義されており（月刊沖縄社 1983:371）、前資料同様、「交合」の対償として支払われる「報酬」を得る「労働者」として労働者性が可視化される形で記されている。

さらに、これらの二つの視点に加え、布告第16号「婦女子の性的奴隷の禁止」は、十八才以下、或いは「年期にて売春する」場合、「淫行並に娼業の目的を以て寄辺なき婦女子を搾取すべきを禁じ」としていることから（月刊沖縄社 1983:373）、これらの「婦女子」を、「犯罪者」や「労働者」ではなく、「搾取」される「被害者」として位置付けているように見受けられる。したがって、本資料や前資料では、売買春に関わる沖縄人女性について、「犯罪者」と「労働者」という二つの見方が混在していたのに対し、布告第14号と第16号では、「犯罪者」と「労働者」に加えて、「被害者」という三つ目の表象が追加されていることになる。この三つ目の表象がどのような経緯で追加されたのかについて、残念ながら、前資料と本資料からは見えてこない。しかし、このように、当時の米軍は、売春や仲介行為を犯罪化・非合法化しながら、売買春に関わる沖縄人女性たちを、「被害者」「犯罪者」「労働者」という三つの異なる見方で眼差すという、相矛盾した視点を混在させる形で、占領初期の沖縄島における売買春や女性の身体を管理しようとしていたことが指摘できるように思われる。

なお、布告第16号は、イリノイ州出身のジェームス・ロバート・マン下院議員（James Robert Mann）によって立案化された、米国の「白人奴隷売買法（White Slave Traffic Act）」（1910年6月）、通称「マン法」の趣旨に近い内容となっている。マン法は、売春や酒色のために女性や少女を米国内外に移動させることを禁じるものであり、米国における売買春に従事する女性を「犠牲者」として見なすようになった言説の起源であるとされている（Lutnick 2016：2）。米本国のマン法と布告第16号の関係は、米国の軍事基地周辺における売春等を禁止するメイ法と前資料の関係にも重なるものであり（土井・藤本・成定 2019：66-67）、沖縄島におけるスキューズ公安部長らによる売買春の取り締まりが、米本国と占領地を横断する形で展開されていることを、ローカルかつグローバルな視点で考える必要があることを示しているように思われる。

⁸ 布告第14号「占領軍への娼業禁止」において「不法性行為禁止」の対象とされたのは、「売春婦」や「仲介者」に留まっており、米軍人は、売買春に関わっていたとしても処罰の対象とはされていなかったことから、米軍の売春観が、米軍人による買春は問わないが、沖縄女性による売春や売春の仲介は犯罪化するというダブル・スタンダードのように見受けられる。

2. 布告上の売春の定義——処罰の対象

本資料からは、1947年発布の特別布告第14号「占領軍への娼業禁止」の成文化前の先取りの法的な法運用の実践局面の様態とも言えるものがうかがえる。

もう少し広く捉えるなら、売春管理が具体的にどこを起点にどの部局を通過し、どこに至り、誰への予防を目指し、捕捉し、裁くのかという想定とその過程を確認することが出来るとも言える。軍政府副司令官から発せられた調査指令に基づき、P.H.スキューズ公安部長(資料作成者)が現地の沖縄警察を指揮して、「売春婦」と「仲介人」を逮捕し、布告の適用の試運転を行っていることがわかるが、中でも注目すべき点としては、まず、売春の行われていると思しき場所を探り、特定し、確実に逮捕していくために、沖縄警察から刑事が派遣されている点である。こうした手法が用いられている理由としては、当該期の売春が組織的なものではなく、またその都度、場所の移動が行われており、発見が困難であったことが推察される(前資料、10項)。両資料を読む限り、米軍主導のもと沖縄警察が売春の狩り出しのために共同で計画的に捜査を行っていくのは初めてのように読める。実際に共同捜査を実行し、18名を摘発し裁判にかけ、物品を押収し、性病管理を強制していくという行いが一連の手続きとして成立していく過程が具体的にうかがえるのである。こうした具体的な捜査・逮捕・処罰・更生が「売春婦」、「仲介人」に適用されていく。これらの具体的な法の適用対象者は、その後成立している布告14号の第1条における定義の「売春婦」、「売春屋の亭主」、「売淫者」という対象名とその説明に結実しているものとして読める。加えて、注目すべきは布告の条文が「売淫屋」という対象名を明記している点である。この点は、前述したように対象者の移動への懸念として読み取れる。売春行為の前に、売春に使用する空間を整えることを禁じるものであり、予防的であると言える。予防という点を踏まえつつ、確認されていい内容として、布告そのものがそもそも予防拘禁的な性格の強いものであるという点が挙げられる。前資料で副司令官が、「沖縄島における売春防止に最適な処罰に関する勧告…[中略]…について検討されるべきである」と公安部長に命令していることと布告の刑罰が「10年以下の懲役」を課していることにそれは明らかである。本資料で説明されている逮捕においても、売春場所へ来客予定のフィリピン兵が現われていない時点で、現地の男性と女性の逮捕と処罰が行われている。

法の対象についてここまで確認して来たところで、本資料自体の解説からは若干逸れるが、法の対象となっていない者についても簡単に触れておきたい。「売春夫」は一切想定されていないこと、売春行為の処罰は「占領軍への」行いだけに限定されていること、「軍用員と沖縄人女性との間に、正確に売春と名付けることのできない不特定多数を対象とした性行為が多々あることを否定することはできない」ことなどが重要だと思われる(前資料、22項)。こうした点とともに法が策定されていることも踏まえて本資料を確認することで占領における管理対象とは何かについて今後、考察を深める一助となると幸甚である。法の対象を焦点化していく動きについて言及したが、あくまで本資料に記された捜査時点では布告は

成立しておらず、本資料の14項にも示されているように、米軍法規にも、沖縄現地の法にも、「日本の刑法」でも「売春婦」は、処罰の対象として法文上に存在しないことになっている。14項の中で、「沖縄には売春を禁止する法が存在しない」ことを「興味深い」と捉えている記述があるが、どのように「興味深い」と認識されていたのか今後、明らかにしていく必要があるだろう。

最後に、本資料に表された実践が布告として結実した後の、大まかな展開について極簡単に触れておく。

その後、1955年3月16日に発布された米国民政府布令第144号「刑法並に訴訟手続き法典」の第2部第4章において売春における刑罰・訴訟関連の法が、より整備されていくが、条文における売春や「売春婦」の定義などは、布告第14号の文言がそのまま踏襲されている。後半においては、年齢の規定など細かい変更点はあるが、定義や処罰対象の文言が基本的に一致している点を踏まえると、1947年時点における米軍の売春の対象への認識と処罰のあり方がその後も、戦後一貫したかたちで法文上、存在していたと捉え得る。

以上が本資料と前資料、そして布告第14号を踏まえた売春の定義における対象をめぐる内容の紹介である。

【翻訳の凡例】

- ・〔 〕は、日本語訳文中の原語併記である。
- ・（ ）は、訳者による説明や補足。語句の言い換えなどを示す。
- ・[]は、原資料中の（ ）を変更したものである。
- ・注は、すべて訳者によるものである。（訳注）と記す。

【資料全訳】

琉球列島軍政府司令部

公安部

陸軍郵便331

AIMG-Q軍政府行政指令-Q

1947年2月14日

首題：瑞慶覧地区における売春

宛先：軍政府副司令官〔Deputy Commander for Military Government〕

1. 1947年2月8日付、軍政府副司令官の口頭命令と琉球軍司令部参謀第2部（情報担当）主任参謀〔AC/S G-2〕、公衆衛生部長パットン中佐からの情報に従い、下記署名人（P. H.

スキューズ公安部長)は、沖縄警察部長に対して、琉球軍司令部付近に位置する瑞慶覧地区において報告された売春行為に関する捜査を指揮するよう指令した。

2. 1947年2月10日、警察部長は、ある刑事に捜査とその報告を行うよう命令した。この刑事は、参謀第2部(情報担当)主任参謀の協力のもと、瑞慶覧地区におけるある事業計画の労働者としての仕事を得た。
3. 2月12日、この刑事は、5号線交差点と泡瀬家族住宅地区に続く裏道に近い、元島袋村の地元の古い廃屋が、売春に使用されていることを突き止め、報告した。この地区は、(米軍の)侵攻によって完全に破壊されて、まだ再定住には至っていない。
4. 刑事は、約4分の1マイル(判読不明)離れた島袋の新しい村において、売春婦が居住する家を3軒突き止めたことも報告した。彼の捜査によると、アメリカ兵やフィリピン兵との事前交渉を行っていた地元の(売春)仲介者が、不道德な目的のために、これらの女性達を前記の廃屋に連れて来たと思われる。
5. 刑事は、口頭での報告に加えて、これら3軒の住居の位置を示す地図を提出した。
6. 下記署名人は、直ちに琉球米軍司令部憲兵司令官モーマイアー中佐に連絡するとともに、民警察と軍警察との共同強制捜査を手配した。全ての捜査関係者は、事前打ち合わせのために、1947年2月13日14時に琉球米軍司令部の憲兵司令官室に集合することが決定された。
7. 強制捜査は、軍政府公安部部长(P. H. スキューズ)、軍政府公安部のライセンビー中尉、選抜された14名の民警察官を率いたナカムラ部長、軍警察分遣隊を率いるモーマイアー中佐によって予定通り実施された。
8. 強制捜査の詳細は、後日、沖縄民警察部長からの報告書を受領次第、提出される予定である。売春婦2名と地元の男性仲介者2名が前記の地元の廃屋で逮捕され、彼らはフィリピン兵を待っていたと認めた。島袋村では自宅にいた数名の売春婦と数名の仲介者が自白によって逮捕され、逮捕者は合計18名程度となった。
9. 売春婦たちが軍要員からの見返りに受け取ったと認めた毛布、衣服、蓄音機、タバコ、石鹼などの大量の合衆国政府物資が証拠品として押収された。
10. 下記署名人は、沖縄民警察部長に、捜査を継続するとともに、強制捜査の際に逃走した売春婦を逮捕するため、あらゆる努力を惜しまないよう命じた。
11. 警察部長はまた、全ての売春婦に公衆衛生部の医師による性病検査を受けさせるよう指示された。
12. 逮捕者は全て、捜査終了後、米軍裁判によって裁かれる予定である。
13. 証拠品として押収された品物は、裁判終了後、軍政府本部の配給部に引き渡される予定である。
14. 興味深いことに、沖縄には、売春を禁止する既存の法は存在しない。売春は軍政府布告にも規定がなく、また日本の刑法に違反する犯罪でもなかった。しかしながら、逮捕者

らは、全ての売春婦および売春宿は許可を得る必要があると定める沖縄の法規に違反し、また布告第2号第2条第41項の「米軍、連合軍、或いはそれらの成員の秩序、或いは安全を侵害する者」は全て逮捕、処罰される「キャッチ・オール」の項目に違反したとして裁かれる予定である。

P.H.スキューズ
公安部長

同報・ファイル

琉球米軍司令部 憲兵司令官 [Provost Marchal Rycom].
参謀第2部 (情報担当) 主任参謀 [AC of S G-2]

【原文】

HEADQUARTERS
MILITARY GOVERNMENT, RYUKYUS
PUBLIC SAFETY DEPARTMENT
APO 331

AIMG-Q

14 February 1947

SUBJECT : Prostitution in Sukiran Area.

TO : The Deputy Commander for Military Government.

1. In compliance with the Deputy Commander's verbal orders of 8 February 1947, and acting on information received from Lt. Colonel Patton AC/S, G-2 Rycom, the undersigned directed the Commissioner of the Okinawan Police Department to conduct an investigation concerning alleged prostitution activities in the SUKIRAN area located near the Headquarters Ryukyus Command.
2. On 10 February 1947 the Police Commissioner detailed a detective to investigate and report. This detective obtained a job as a labor on a work project in the Sukiran Area with the assistance of AC/S G-2.
3. On 12 February this detective reported that he had spotted an old abandoned native shack, located in the former village of Shimabuku near the intersection of route 5 and the back road leading into the Awase Dependent's Housing Area, that was being used as a place of prostitution. this area was completely devastated during the

invasion and has not yet been resettled.

4. The detective also reported that he had spotted three (3) houses in the new village of Shimabuku, which is located about one-quarter (判読不明) of that these girls were brought to the aforementioned abandoned shack for immoral purposes by native pimps who made pre-arranged rendezvous with American and Filipino soldiers.
5. The detective submitted a map with his verbal report showing the location of these habitats which is attached hereto as Enclosure "A".
6. The undersigned immediately contacted Lt. Colonel Mormier, Provost Marshal Ryukyus Command and Military Police. It was decided that all parties 13 February 1947 for briefing.
7. The raid took place as scheduled with the Director of Public Safety Military Government, Lt. Lisenbee, Public Safety Department, and Commissioner Nakamura leading 14 picked civilian policemen, and Lt. Colonel Mormier leading a detachment of military police.
8. Details of the raid will be submitted at a later date upon receipt of the Okinawa Police Commissioner's report. Two (2) prostitutes and two (2) native male pimps were arrested at the aforementioned abandoned native shack who admitted that they were waiting for some Filipino soldiers. Several more prostitutes were arrested in their homes in Shimabuku village together with several self-confessed pimps. In all about eighteen (18) arrests were made.
9. A large quantity of United States Government materials including blankets, clothing, phonographs, cigarettes, soap, etc. which the prostitutes admitted they received from military personnel for their favors were confiscated as evidence.
10. The undersigned directed the Commissioner of the Okinawa Police Department to continue his investigation and make every effort to apprehend several more prostitutes who escaped during the raid.
11. The Police Commissioner was also instructed to have all the prostitutes examined by a doctor of the Public Health Department for venereal diseases.
12. All of those arrested will be tried by a United States Military Court as soon as the investigation is completed.
13. The confiscated goods seized as evidence will be turned into the Supply Department Military Government Headquarters on completion of the trial.
14. It is interesting to note that there are no existing laws prohibiting prostitution in Okinawa. Prostitution is not covered in the Military Governor's Proclamations and

was not an offence against the Japanese Penal Code. However the persons under arrest will be charged with violation of an Okinawan regulation which requires that all prostitutes and houses of prostitution be licenced, and also under a “catch all” section of the proclamations, namely Proclamation #2, Article 2, Section 41, which provides for the arrest and punishment of “any person who does any act to the prejudice of good order or the safety or security of the armed forces of the U.S.A. or its Allies or any member thereof -----.”

P.H.SKUSE

Director,

Public Safety Department

C.C. – File

Provost Marshal Rykom.

AC of S G-2.

引用文献

土井智義、藤本秀平、成定洋子、2019年、「米軍占領初期の沖縄島における売買春と性病管理－ポール・H・スキューズ文書にみる布告の成立過程－」、『地域研究』、No. 24、pp. 63-77。

月刊沖縄社編、1983年、『アメリカの沖縄統治関係法規総覧（I）』、池宮商会。

Lutnick, Alexandra. 2016. *Domestic minor sex trafficking: Beyond victims and villains*. New York: Columbia University Press.

上原令、2001年、「アイスバーグ作戦軍事用語 B略語及び地名集」、『史料編集室紀要』、第26号、221-240頁。

HEADQUARTERS
MILITARY GOVERNMENT, RYUKYUS
PUBLIC SAFETY DEPARTMENT
APO 331

5
Personnel File
JRS

AING-Q

14 February 1947

SUBJECT: Prostitution in Sukiran Area.

TO : The Deputy Commander for Military Government.

1. In compliance with the Deputy Commander's verbal orders of 8 February 1947, and acting on information received from Lt. Colonel Patton AC/S, C-2 Rykom, the undersigned directed the Commissioner of the Okinawan Police Department to conduct an investigation concerning alleged prostitution activities in the SUKIRAN area located near the Headquarters Ryukyus Command.
2. On 10 February 1947 the Police Commissioner detailed a detective to investigate and report. This detective obtained a job as a laborer on a work project in the Sukiran Area with the assistance of AC/S C-2.
3. On 12 February this detective reported that he had spotted an old abandoned native shack, located in the former village of Shimabuku near the intersection of route 5 and the back road leading into the Awase Dependent's Housing Area, that was being used as a place of prostitution. This area was completely devastated during the invasion and has not yet been resettled.
4. The detective also reported that he had spotted three (3) houses in the new village of Shimabuku, which is located about one-quarter (1/4) of a mile away, that are occupied by prostitutes. His investigation indicated that these girls were brought to the aforementioned abandoned shack for immoral purposes by native pimps who made pre-arranged rendezvous with American and Filipino soldiers.
5. The detective submitted a map with his verbal report showing the location of these habitats which is attached hereto as Enclosure "A".
6. The undersigned immediately contacted Lt. Colonel Normier, Provost Marshal Ryukyus Command and made arrangements for a joint raid to be conducted by the Civilian Police and Military Police. It was decided that all parties to the raid would meet at the Provost Marshal's Office Rykom at 1400 hours, 13 February 1947 for briefing.
7. The raid took place as scheduled with the Director of Public Safety Military Government, Lt. Lisenbee, Public Safety Department, and Commissioner Nakamura leading 14 picked civilian policemen, and Lt. Colonel Normier leading a detachment of military police.
8. Details of the raid will be submitted at a later date upon receipt of the Okinawan Police Commissioner's report. Two (2) prostitutes and two

- 1 -

115

78

Subject: Prostitution in Sukiran Area.

(continued)

(2) native male pimps were arrested at the aforementioned abandoned native shack who admitted that they were waiting for some Filipino soldiers. Several more prostitutes were arrested in their homes in Shimabuku village together with several self-confessed pimps. In all about eighteen (18) arrests were made.

9. A large quantity of United States Government materials including blankets, clothing, phonographs, cigarettes, soap, etc. which the prostitutes admitted they received from military personnel for their favors were confiscated as evidence.

10. The undersigned directed the Commissioner of the Okinawan Police Department to continue his investigation and make every effort to apprehend several more prostitutes who escaped during the raid.

11. The Police Commissioner was also instructed to have all the prostitutes examined by a doctor of the Public Health Department for venereal diseases.

12. All of those arrested will be tried by a United States Military Court as soon as the investigation is completed.

13. The confiscated goods seized as evidence will be turned into the Supply Department Military Government Headquarters on completion of the trial.

14. It is interesting to note that there are no existing laws prohibiting prostitution in Okinawa. Prostitution is not covered in the Military Governor's Proclamations and was not an offence against the Japanese Penal Code. However the persons under arrest will be charged with violation of an Okinawan regulation which requires that all prostitutes and houses of prostitution be licensed, and also under a "catch all" section of the proclamations, namely Proclamation #2, Article 2, Section 41, which provides for the arrest and punishment of "any person who does any act to the prejudice of good order or the safety or security of the armed forces of the U.S.A. or its Allies or any member thereof -----."

P.H. SKUSE
Director,
Public Safety Department

C.C. - File
Provost Marshal Rykom.
AC of S G-2.

沖縄県の小学校における「総合的な学習の時間」の実態の検討

宮 城 利佳子*

Survey on integrated studies at elementary school in Okinawa

MIYAGI Rikako

要 旨

沖縄県内の小学校を卒業した学生に対し、小学校の「総合的な学習の時間」について質問紙調査を行った。その結果、学習した内容の中で最も記憶に残っていることは、沖縄県に関連する内容、特に戦争についてであり、「総合的な学習の時間」に学習したい内容は、沖縄についてであることが明らかになった。

要 約

小学校における総合的な学習の時間は、探究的な見方・考え方による課題解決学習が行われており、実社会や実生活の中から問いを見出し、課題を立て、情報を集め、情報を分析し表現することが目標となっており、主体的・協同的な学びが重視され、積極的な社会参加のための学習が行われている。

沖縄県は、亜熱帯に位置し、日本本土とは異なる歴史や文化をもっている。沖縄県の総合学習においては、地域の特色に応じた課題として、沖縄県の伝統と文化に関することが、実社会や実生活に関連する問いとなることが考えられる。

そこで本研究では、沖縄県で小学校教育を受けた高校卒業後の学生が、小学校で行った総合学習をどのように記憶しているかを調査することで、どのようなテーマが記憶に残る総合学習となるのか。総合学習として、さらに深めるテーマにどのようなものがあるのかについて検討を行った。調査の結果、(1)総合的な学習において最も記憶に残っている学習内容として、戦争について学んだ経験を挙げる者が多いこと、(2)学生は、沖縄について学びたいと考えていることが明らかになった。一方、探究的な活動を意識している学生が少なかった。今後、授業実践に置ける工夫が必要だと考えられる。

キーワード：総合的な学習の時間、沖縄県、小学校、カリキュラム・マネジメント、沖縄戦

* 琉球大学教育学部

1. 問題と目的

1. 1 新学習指導要領における総合的な学習

1. 1. 1 カリキュラム・マネジメントと総合的な学習

平成29年（2017年）3月に、文部科学省によって新しい小学校新学習指導要領が告示された。新しい小学校学習指導要領では、カリキュラム・マネジメントという概念が導入されることになった。カリキュラム・マネジメントについて、学習指導要領には、以下のように記述されている。

各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。（文部科学省 2018）

（波線部は筆者による。）

カリキュラム・マネジメントとは、「学校の教育目標を具現化するために、評価から始まるカリキュラムのマネジメントサイクルに、組織文化を含めた学校内外の諸条件のマネジメントを対応させ、これを組織的に動態化させる課題解決的な営み（田村 2005）」である。つまり、これまで、教科書を中心とした学習であったのが、「児童や学校、地域の実態を適切に把握」する評価を起点として、実態にあった学習が行われるようにと変化したのである。

2007年に全国学力・学習状況調査が開始され、義務教育においては、B問題で活用型の学力へと教育は変化してきた。そして、今後、大学入試改革が行われ、高等学校段階でも教育は変化していくことが予測される（原田 2018）。

このような中でカリキュラム・マネジメントを導入することは、総合的な学習の時間の理念が、学習指導要領全体へと広がったものであると捉えることもできる。児童や学校、地域の実態に合わせ、教育課程を編成、実施、評価・改善するというカリキュラム・マネジメントの一連のサイクルを運用するにあたって、教育内容を相互的に関連づけて教科横断的な取り組みを行うという点において、教育内容の構成が教科書に沿って行われるのではなく、子どもの実態にあわせて行われる生活科及び総合的な学習の時間と同様の考え方であるからである（鈴木 2017）。

今後、総合的な学習の時間をより充実させるためには、評価やそれに基づく改善のPDCAサイクルを行い、地域資源を活用するカリキュラム・マネジメントをしていく必要がある。

1. 1. 2 総合的な学習と探求課題

平成29年（2017年）の改訂で、総合的な学習の時間の目標には変化が見られた。以下にそ

の内容を示す。

平成29年告示	平成20年告示
<p>第1目標 探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。</p> <p>(1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解できるようにする。</p> <p>(2) 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。</p> <p>(3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。</p>	<p>第1目標 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。</p>

* 文部科学省（2018）、文部科学省（2009）を引用した。

平成20年告示に比べ、平成29年の改訂では、総合的な学習の時間を通して、身につける資質・能力が明示され、探究的な学習の過程を一層充実することが強調されている。これまでと同様に、主体的な学び、協同的な学びを重視しているが、記述がより具体的になり、これまでよりさらに総合的な学習の時間が重視されていることがわかる。

探究課題については、以下のように定められている。

目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。

つまり、総合的な時間に扱う内容は、各学校が実態にあわせて決めることができる。その際に、地域や学校の特色に応じた課題を扱うことも可能であり、総合的な学習の時間には地域性のある学びが展開されていると考えられる。

実際に、数多くの地域の実態にあわせた学びが報告されている（谷尻・早崎 2019、花島 2019等多数）。そして、探究のプロセスを重視した展開を重視する実践が重要であることについて繰り返し指摘されてきている。

このように何を学ぶのかという学習内容を重視するのではなく、合科的に、探究のプロセスを重視し、主体的・協同的に学びを進めていくことは、保育における「遊び」や小学校低学年での生活科における「学び」からつながるものであり、技術が飛躍的に進歩し先行きが見えない時代において重要なものとなってくると考えられる。

1. 1. 3 探求学習と保育

保育において、探求型の保育実践は多く実施されている。砂上（2019）は、『保育学用語辞典』の「遊びを通しての総合的指導」の項目で、「発達の諸側面にかかわる内容を、遊びを中心とする具体的な活動を通して指導する点に、幼児教育の大きな特徴がある。」とし、「ねらいと内容は領域ごとに取り出して扱うのではなく、具体的な活動のなかで総合的に始動される。」とし、「テーマやめあてを共有して子どもが協力して取り組む『プロジェクト保育』も、具体的な活動を通して総合的指導をするという点において、遊びを通しての指導の発展、延長にあるものといえる。」としている。つまり、保育では、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の五領域は、領域ごとに分けて行われるのではなく、総合的に行われており、その中で「プロジェクト保育」という形をとることもあるということである。保育における「遊びを通しての総合的指導」は、教科別に分けて行うのではなく、児童の興味・関心に基づいて設定した課題に取り組むという点において小学校以降の生活科や総合的な学習につながっていくものであると考えられる。

遊びにおける「探求」について、平成29年告示の保育所保育指針及び幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領ではどのように扱われているのかについて野口（2020）が整理を行っている。野口（2020）によると、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」における「自然との関わり・生命尊重」、そして領域「環境」の中で、「探求心」という用語が使用され、子どもが深める（深まる）側面として、①関係性、②活動や体験、③環境との関わり、④思考や学び、⑤生活の5つのカテゴリーがあげられている。

小学校以降での総合的な学習の時間においても、子どもが深める側面をどのようなものにするのかに、学習の課題となる内容について検討を行う必要がある。

1. 2 沖縄県と総合的な学習の時間

1. 2. 1 沖縄県における総合的な学習の時間

沖縄県は亜熱帯に位置し、日本本土とは異なる気候の特徴を持っている。冬も温暖であり、雪が降ることはほぼない。また、日本本土とは異なる歴史や文化を持っている。年中行事も、日本本土とは異なっている。しかし、沖縄県の歴史については、小中高の歴史に時間で取り

上げられる割合はきわめて小さく、子どもにとって学べる場が少ないと考えられる。また、沖縄県の言語は、ユネスコで消滅の危機にあるとされている（重大な危機：八重山語、与那国語、危険：国頭語、沖縄語、宮古語）。沖縄県の言語も、生活の中で自然に学べる言語ではなくなりつつあり、学校教育による普及が必要であると考えられる。

このような状況であるので、地域の特色に応じた課題として、沖縄県の伝統と文化に関することを沖縄県における総合的な学習の時間の中で取り上げていく必要があると考えられる。

1. 2. 2 沖縄県を扱う総合的な学習の時間

総合的な学習の時間の中で沖縄県を扱っている実践が報告されている（吉松 2003、梅原 2006、鈴木 2017等）。鈴木（2017）によると、和光小学校は、沖縄「独自の文化、歴史、自然、地理などを学びつつ、沖縄戦・米軍基地の問題から平和学習につながる壮大な『総合学習』を構成」している。そして、米兵による婦女暴行事件や教科書検定問題、普天間基地移設問題などの時事的な問題も取り上げてきている。

沖縄県外においても、沖縄県に関することを総合的な学習の中で扱うことは、日本国内における異文化にふれることにつながり、多文化共生へとつながると考えられる。

1. 3 本研究の目的

本研究は、沖縄県でこれまで実施されてきた総合的な学習の時間の内容を明らかにすることをその目的とする。実態を明らかにすることで、今後の総合的な学習の時間にどのような内容を取り上げ、どのように実施していくのかを考えていく示唆を得られると考えるからである。

2. 方法

18歳から20歳の専門学校に通う学生66人を対象にアンケート調査を行った。学生は、平成18年（2006年）から平成24年（2012年）の間に小学校3年生から6年生として、小学校で総合的な学習の時間を経験している。沖縄県でこれまで実施されてきた総合的な学習の内容について検討するために、沖縄県外の小学校へと通った2人を分析から除外した。

3. 倫理的配慮

調査は、学生の同意を得て、筆者の授業時間の中で行った。学生にはアンケートへの答えの有無は評価には関係しないことを口頭で説明し、さらにアンケート用紙の中でも、評価には影響しないことを明記した。なお、調査の実施に関しては、事前に小田原短期大学の倫理委員会での審査を受け、許可を得た。

4. 結果と考察

4. 1 総合的な学習の時間で、学習した内容

学生に、小学校の総合的な学習の時間の中で、最も記憶に残っている内容を具体的に記述するように依頼した。その結果をTable 1 に示す。

Table 1 総合的な学習の時間の中で、記憶に残っている内容別言及人数

記憶に残っている内容	人数
戦争（戦争体験者の話を聞いた、ガマ、平和祈念公園へ行った等）	19人
無回答、覚えていない、忘れた	17人
まち探検とインタビュー、マップづくり等	8人
首里城	3人
平和の礎と伝統芸能、戦争と伝統行事	2人
歴史の劇（沖縄、宮古）	2人
ゴミ置き場のカラスを撃退する取り組みでかかし作り	1人
エイサー	1人
博物館に行った	1人
方言を調べて壁新聞	1人
サンゴについて調べた	1人
昔遊びを地域のお年寄りを招いて行った	1人
職場体験、修学旅行新聞	1人
親の仕事について	1人
昔遊びと戦争	1人
三線	1人
小学校の紹介をカメラを回して行った	1人
福祉体験をやってみた	
宮古の伝統芸能	1人
1人	
計	64人

総合的な学習の時間の中で、最も記憶に残っているものは、沖縄県に関連する内容であるとするものが、戦争19人、まち探検8人、首里城3人、平和の礎と伝統芸能2人、歴史の劇、エイサー、方言、サンゴ、昔遊び、昔遊びと戦争、三線、宮古の伝統芸能各1人、合計41人（64.1%）であり、半数以上であった。この結果より、地域に応じた課題を扱うことは、ほ

とんどの学校で行っていると考えられる。

回答の中で、特に多かった戦争に関連する総合的な学習の時間について、分析する。戦争と伝統芸能や、戦争と昔遊びをあげたもの等、戦争について答えた学生は計22人（計34.3%）である。

戦争と答えた19人に対し、追加インタビューを行い、具体的な内容について質問したところ、「みんなで戦争体験者の話を聞いた」「ビデオを見た」「ガマに行った」と具体的な行動について答え、個人やグループで「課題を立て、整理・分析して、まとめ・表現する」という探求した内容についてはあまり答えがなかった。学習の成果のまとめについては、「壁新聞にまとめた。」「感想文を書いた。」「覚えていない」という回答であった。戦争の悲惨さが印象に残っているという点では成功しているが、探究的な学習とはなっていないという見方もできる。ただし、これらの回答は、学生が小学生の頃を振り返って総合的な学習の時間の中で印象的だと考えているものであり、そもそも、総合的な学習の時間として行われた学習ではなかったということも考えられる。

4. 2 総合的な学習で学びたいこと

学生に、「あなたは、総合的な学習の時間にどのようなことを学ぶことができたら良いと思いますか。具体的に書いてください。（『国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。』と学習指導要領では定められています。）」と質問を行った。その結果をTable 2 に示す。

Table 2 総合的な学習で学びたい内容別言及人数

学びたいこと	人 数
沖縄の伝統と文化（方言、宗教）	18人
無回答	15人
地域の人々の交流、地域の環境	6人
国際理解、世界で起こっている問題、日本との結びつき	4人
沖縄の歴史	3人
沖縄の現状	2人
社会に出た時に必要な力（語彙力、マナー）	2人
外国人観光客について（なぜ沖縄に来るのか、色々な国のことを知る）	2人
現代社会について	2人
差別をなくす、LGBTについて	2人
日本の行事の歴史	1人

学びたいこと	人 数
ネットの危険性、沖縄の歴史から戦争や伝統、日本世界の問題を学ぶ	1人
色々な県の食べ物	1人
身近な問題を発見し解決する練習	1人
多くの人の考え方を知る時間	1人
沖縄戦、福祉	1人
国の文化	1人
児童の興味・関心に基づいて	1人
計	64人

沖縄に関連する内容について言及した者が、沖縄の伝統と文化（方言、宗教）18人、地域の人々の交流、地域の環境6人、沖縄の歴史3人、沖縄の現状2人、外国人観光客について2人、沖縄の歴史から戦争や伝統、日本世界の問題を学ぶ1人、沖縄戦1人と合計33人（51%）であり、半数以上であった。

しかし、沖縄県の歴史や文化、伝統芸能、沖縄の現状について等、抽象的な記述が多く、具体的に学ぶ内容について言及するものは、少なかった。だが、「沖縄への観光客が増えている。なぜ沖縄に来るのかを調べたい。」「色々な国からの観光客が増えている。色々な国について知りたい」と具体的に身近なことから、調べたいことを考えている学生もいた。

5. 総合考察

調査の結果、(1)総合的な学習において最も記憶に残っている学習内容として、戦争について学んだ経験を挙げる者が多いこと、(2)学生は、沖縄について学びたいと考えていることが明らかになった。

地域への関心を深めるという点において、沖縄県の総合的な学習の時間は成果を上げていると言えるだろう。一方、探究的な活動を意識している学生が少なかった。「話を聞いた」「〇〇に行った」という回答も多く、一度の体験として探究へとつながっていない可能性も考えられる。今後、授業実践における工夫が必要だと考えられる。

また、学生は、沖縄の様々な歴史・文化について学びたいと考えているのに対し、沖縄戦について学ぶ割合が多く、沖縄の歴史全体にふれる機会が少ないのではないかと考えられる。沖縄戦について学ぶことは、非常に重要なことであるが、旧石器時代から沖縄が歴史を紡ぎ、豊かな文化をもっていることに関しても学ぶ機会を用意することも重要なことであると考えられる。首里城やグスクへ行くだけでなく、琉球王国成立の過程、薩摩侵攻、琉球王国の終焉も学ぶ必要があるのではないだろうか。また、沖縄戦について学ぶだけでなく、戦後の混乱や土地接收、復帰前の沖縄の状況についても学ぶ必要があるだろう（沖縄の歴史に

ついて、伊波（2003）を参照）。

沖縄の言語に関して、沖縄県では、『しまくとぅば読本』を制作しており、小学校、中学校で配布している。これらを活用することも「沖縄」についての学びへとつながると考えられる。

但し、この研究は、総合的な学習の時間で記憶に残っている学習内容を尋ねたものであり、沖縄県全体の教育の実態を調査したものではない。しかし、学習後に記憶に残っている内容を尋ねることで、学習者により影響を与えた学習内容を明らかにすることはできたと考えられる。今後、教員への調査等を行い、より実態を明らかにすることを今後の課題としたい。

さらに、今後、総合的な学習の時間における教員の役割についても検討を行う必要がある。堀田（2020）は、幼児の科学的探究を育む保育者の役割を、「幼児にとって、協同学習者、ファシリテーター、観察者、リソース、ドキュメンター、直接的な教育者などのさまざまな役割の間で常に流動的な存在であり続けることが、幼児期の深い探究過程において重要であるといえる。」としている。小学校以降の沖縄に関する総合的な学習の時間においても、教師は「協働学習者、ファシリテーター、観察者、リソース、ドキュメンター、直接的な教育者」のさまざまな役割をどのように果たしているのかについても検討することを今後の課題としたい。

引用文献

- 伊波 勝雄（2003）『世替わりにみる沖縄の歴史』 むぎ社
- 梅原 利夫（2006）「小学校6年生が沖縄学習を行う意義——和光小学校の総合学習『沖縄』に着目して」人間関係学部紀要11巻 1-18
- 「しまくとぅば読本」制作委員会（2015）『しまくとぅば読本』 合資会社 沖縄時事出版
- 鈴木 隆司（2017）「小学校におけるカリキュラム・マネジメントの実際：生活科・『総合的な学習の時間』を中心として」千葉大学教育学部研究紀要 65巻31-40
- 文部科学省（2009）『小学校学習指導要領 第4版 平成20年3月告示』 東京書籍
- 砂上 史子（2019）「遊びを通しての総合的指導」秋田喜代美監修 東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター編著『保育学用語辞典』中央法規 11-12
- 谷尻 治・早崎 大輔（2019）「『総合的な学習の時間』における探究的な学習の過程：和歌山に焦点をあてて」『和歌山大学教職大学大学院紀要：学校教育実践研究』(3) 1-8
- 田村 知子（2005）「カリキュラム・マネジメントのモデル開発」『日本教育工学会論文集』29巻Supple号, 137-140
- 野口 隆子（2020）「遊びにおける『探求』プロセス」公益財団法人日本教材文化研究財団『幼児期の深い学びの検討 探求過程の分析』公益財団法人 日本教材文化研究財団 21-29
- 花島 秀樹（2019）「地域社会とのかかわりを生かした生活科・総合的な学習の時間の実践的研究」『福岡教育大学大学院研究科教職実践専攻（教職大学院）年報』(9) 87-94

- 原田 信之 編著 (2018) 『カリキュラム・マネジメントと授業の質保証—各国の事例の比較から—』 北大路書房 16-21
- 堀田 由加里 (2020) 「幼児期の探求過程を捉える諸視点の検討」 公益財団法人日本教材文化研究財団 『幼児期の深い学びの検討 探求過程の分析』 公益財団法人 日本教材文化研究財団 31-40
- 文部科学省 (2018) 『小学校学習指導要領 (平成29年告示)』 東洋館出版社
- 吉松 正秀 (2003) 「沖縄の『魅力』『問題』から自分の生き方を考える：総合学習『沖縄』15年」 地理教育32巻 70-76

沖縄県と千葉県の保育学生の生活習慣に関する調査研究 —加濃式社会的ニコチン依存度テスト（KTSND）に着目して—

宮川名子*

Research about the lifestyle of the childcare student of Okinawa and Chiba

MIYAGAWA Meiko

要旨

本研究は、沖縄県と千葉県の保育学生を対象に、社会的ニコチン依存度を表す加濃式社会的ニコチン依存度テスト（KTSND）を含んだ生活習慣に関する比較研究を行った。両県の保育学生は、喫煙規制の有無にも関わらず、喫煙防止教育の目標値である9点を上回り、タバコに対する認知の歪みが明らかとなった。また、両県の喫煙未経験者の生活習慣の比較では、栄養バランス以外のすべての項目に差が見られた。

キーワード：保育学生、生活習慣、喫煙、KTSND、禁煙教育

1. はじめに

保育所等における保育は、子ども一人ひとりの生涯にわたる人格形成の基礎を培い、健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設である。したがって、保育士自身も自己のヘルスリテラシーを高めていくことが大切である。

しかし、近年の若者を取り巻く健康問題として、食生活の乱れ、睡眠不足、運動不足、ゲーム依存、喫煙など様々なものがある。筆者は今まで保育者養成に携わる中で、学生の朝寝坊による遅刻、保育・教育実習中の体調不良による欠勤、授業中の居眠り、喫煙など教科指導よりも学生一人ひとりが健康意識を高めていけるよう指導することへの難しさを日頃より感じていた。特に喫煙は、妊娠や出産で悪影響を及ぼすことは、保育者養成カリキュラムの「子どもの保健」「乳児保育」等の授業で当然学んでおり、特に乳幼児突然死症候群（SIDS）の

*（非）沖縄福祉保育専門学校

要因の一つとして、喫煙があげられるということは十分熟知されているものだと思う。しかし、すれ違いざまにタバコの臭いがする学生や僅かながらではあるが喫煙している学生を目にすることがある。

令和元年「国民健康・栄養調査」によると、現在習慣的に喫煙している者の割合は16.7%であり、男性27.1%、女性7.6%である。この10年間で、いずれも有意に減少しているが、食習慣・運動習慣を「改善するつもりはない」と答えた者が4人に1人いることが明らかとなった。

保育学生の生活習慣に関する先行研究は数多くある。その中で、川上（2011）の保育学生の実習中の健康管理に関する研究では、実習中に1日3食摂っていた学生は74%、摂っていない学生は26%で、そのほとんどが朝食を採らないで実習に臨むことが明らかとなった。また、睡眠時間は平均5時間14分～5時間21分で、6時間以上の睡眠を取ることができていたものは41%、睡眠時間が6時間以下となったものは59%という結果となり、全体的に十分な睡眠が取れていないことが分かった。実習中の生活は社会人の生活と同じであるが、実習日誌や指導案などを含め慣れない勤務もあるため不安定な生活習慣になったことを指摘し、保育者養成課程においては、知識を備えさせることと共に、実習に先がけて生活習慣と健康状態が関連していることを実体験できるようなプログラムが必要であることを明らかにした。

学生の喫煙に関する研究では、加濃式社会的ニコチン依存度調査を使用した研究がいくつかある。タバコに対する心理的依存の評価方法として、2003年、加濃正人らが提唱した加濃式社会的ニコチン依存度テスト（Kano Test for Nicotine Dependence:以下KTSND）を実施した研究は、非喫煙者でも測定可能である。KTSNDとは、禁煙を阻害するニコチン依存のうち、心理的依存（特にタバコに対する認知の歪み）を判定する質問票である。10項目の質問から30点で構成されており点数が高いほど喫煙を美化、合理化し、害を否定する意識が強いとされており、喫煙防止教育の目標値は9点以下である。その中で、稲垣、佐藤（2013）らの歯科医療系学生と薬学部学生を対象とした研究では、KTSND得点が非喫煙者は11.1、前喫煙者が11.3、喫煙者が12.4という結果になり、非喫煙者と前喫煙者のKTSND得点はほぼ同じで喫煙者がやや高く、男女別では男子が高く、受動喫煙のある非喫煙学生で高くなったことが明らかとなった。また喫煙する異性は好ましくないと回答した者が68%、喫煙学生が禁煙するタバコの価格が500円と回答した者が30%と最も多いことが分かった。そして、口腔清掃の重要性やタバコの有害性に関する正しい知識を啓発させる必要があることを示唆した。

阿部、駒田（2009）らが、食物栄養学専攻学生を対象とした研究で、KTSND値は、禁煙教育講義前に比べて講義後では低下するが、講義6ヵ月後では講義前と同程度に上昇することが明らかになった。

以上のことから、先行研究にはない、沖縄県と千葉県の保育学生を対象とした生活習慣に関する調査研究を行い、今後の指導に活かすことを目的とした。

2. 研究 1

目的

沖縄県にある保育学生のKTSND値の状況について調査し、喫煙経験有無、禁煙教育講義前後の観点から状況を明らかにする。

方法

調査年月：2017年12月

調査対象：沖縄県内A保育専門学校108名、B保育専門学校84名、C保育専門学校35名

合計227名在籍する学生（当時3校とも受動喫煙対策は、敷地内禁煙）

調査内容

無記名の質問紙調査を実施した。質問紙の内容はKTSNDの質問票10項目の質問に対し、「そう思う」「ややそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」の4問の中から1つを選ぶ。点数は0、1、2、3点の配点、30点満点で、喫煙防止教育の目標値は9点以下で

表 1. 加濃式社会的ニコチン依存度調査票（KTSND）の得点

質問内容	回答(カッコ内は点数)
1. タバコを吸うこと自体が病気である。	そう思う (0) ややそう思う (1) あまりそう思わない(2) そう思わない(3)
2. 喫煙には文化がある。	そう思う (3) ややそう思う (2) あまりそう思わない(1) そう思わない(0)
3. タバコは嗜好品（しこうひん：味や刺激楽しむ品）である。	そう思う (3) ややそう思う (2) あまりそう思わない(1) そう思わない(0)
4. 喫煙する生活様式も尊重されてよい。	そう思う (3) ややそう思う (2) あまりそう思わない(1) そう思わない(0)
5. 喫煙によって人生が豊かになる人もいる。	そう思う (3) ややそう思う (2) あまりそう思わない(1) そう思わない(0)
6. タバコには効用（からだや精神に良い作用）がある。	そう思う (3) ややそう思う (2) あまりそう思わない(1) そう思わない(0)
7. タバコにはストレスを解消する作用がある。	そう思う (3) ややそう思う (2) あまりそう思わない(1) そう思わない(0)
8. タバコは喫煙者の頭の働きを高める。	そう思う (3) ややそう思う (2) あまりそう思わない(1) そう思わない(0)
9. 医者はタバコの害を騒ぎすぎる。	そう思う (3) ややそう思う (2) あまりそう思わない(1) そう思わない(0)
10. 灰皿が置かれている場所は、喫煙できる場所である。	そう思う (3) ややそう思う (2) あまりそう思わない(1) そう思わない(0)

カッコ内を0点から3点に点数化し、10問30点満点とし、9点以下が喫煙防止教育の目標値

あるとされている。また、健康意識に関するアンケートも同時に実施し、その中の97名には視聴覚教材を用いながらの禁煙教育講義を行い、直後にアンケートを行った。分析方法はt検定を行い、5%以下を有意とした (IBM SPSS Statistics ver. 25)。

倫理的配慮として、聖徳大学ヒューマンスタディに関する倫理委員会の承認を受けて実施され (承認番号 H29U062)、調査前に説明し承諾した180名が参加し、未回答を除いた169名が有効回答数であった (回収率 79.3%)

結果

① 沖縄県の保育学生の喫煙状況およびKTSND値について

アンケートでは、欠席者、未記入者を除き、有効回答数は169名の中であった。その中で、現在喫煙者は13名、過去喫煙者は6名、試し喫煙者は25名、喫煙未経験者は125名であった (表2)。KTSND値は、全回答者の平均値が11.6であり、現在喫煙者が15.0、過去喫煙者が18.0、試し喫煙者が12.4、喫煙未経験者は10.8であることが明らかとなった。

また、KTSND項目別得点では、「10. 灰皿が置かれている場所は、喫煙できる場所である」の点数が最も高く、次に「7. タバコにはストレスを解消する作用がある」の点数が高かった。(表3)。

表2. 沖縄県の保育学生のKTSNDの平均値と標準偏差

	N	KTSND 値 M	SD
回答者	169	11.6	4.7
現在喫煙者	13	15.0	5.6
過去喫煙者	6	18.0	2.4
試し喫煙者	25	12.4	4.1
喫煙未経験者	125	10.8	4.4

表3. 沖縄県保育学生のKTSND項目別得点

質問	沖縄県保育学生
1. タバコを吸うこと自体が病気である。	1.4+1.0
2. 喫煙には文化がある。	1.0+0.9
3. タバコは嗜好品 (しこうひん：味や刺激楽しむ品) である。	1.4+1.0
4. 喫煙する生活様式も尊重されてよい。	1.0+0.9
5. 喫煙によって人生が豊かになる人もいる。	1.2+0.9
6. タバコには効用 (からだや精神に良い作用) がある。	0.6+0.8
7. タバコにはストレスを解消する作用がある。	1.6+0.9
8. タバコは喫煙者の頭の働きを高める。	0.6+0.8
9. 医者らはタバコの害を騒ぎすぎる。	0.7+0.8
10. 灰皿が置かれている場所は、喫煙できる場所である。	2.1+1.0

② 禁煙教育講義前と禁煙教育講義後のKTSND値の変化（全体）について

アンケート実施全体学生の中から97名を対象に、禁煙教育講義前と禁煙教育講義後の関係を分析したところ、禁煙教育講義前のKTSND値は11.1に対して、禁煙教育講義後は8.1と、喫煙防止教育の目標値である9点以下となり、KTSND値の低下に $p=0.001$ で有意差が見られた（表4）。

また、喫煙経験有無による禁煙教育講義前後のKTSND値の変化の調査では、禁煙教育講義後、試し喫煙、喫煙未経験者は、禁煙教育講義後の方がKTSND値の数値が有意に下がっていることが明らかとなった（表5）。

表4. 禁煙教育講義前と禁煙教育講義後のKTSND値の変化（全体）

$p=0.001$

N=97

		禁煙教育講義前	禁煙教育講義後
KTSND 値	M	11.1	8.1
KTSND 値	SD	4.7	4.6

表5. 喫煙経験有無による禁煙教育講義前後のKTSND値の変化

喫煙者	N= 5	禁煙教育講義前	禁煙教育講義後
	M	12.8	9.0
	SD	6.2	4.0
	$p = 0.15$		
過去喫煙者	N= 5	禁煙教育講義前	禁煙教育講義後
	M	18.6	18.6
	SD	2.2	2.4
	$p = 0.06$		
試し喫煙者	N=16	禁煙教育講義前	禁煙教育講義後
	M	11.5	6.6
	SD	4.5	3.8
	$p=0.001$		
喫煙未経験者	N=71	禁煙教育講義前 ^o	禁煙教育講義後 ^o
	M	10.4	8.1
	SD	4.3	4.6
	$p=0.001$		

考察

保育学生の喫煙者は他集団に比べて少ない結果となったが、回答者全体のKTSND値は11.6と望ましいとされている9点よりもはるかに上回ったことから、タバコに対しての認知の歪みがある保育学生が多いことが明らかとなった。また禁煙教育講義前後のKTSND値を分析すると禁煙教育講義前のKTSND値は11.1であったのに対し、禁煙教育講義後は8.1と減

少し、喫煙防止教育の目標値の9点以下の数値となり、喫煙経験別の分析でも、喫煙者と過去喫煙者以外はすべて有意差が見られ、禁煙教育講義の効果が表れた。

KTSND項目別得点では、「10. 灰皿が置かれている場所は、喫煙できる場所である」、「7. タバコにはストレスを解消する作用がある」の得点が高く、「6. タバコには効用（からだや精神に良い作用）がある」、「8. タバコは喫煙者の頭の働きを高める」の得点が低かったことから、タバコにはストレスを解消してくれる効果があるという歪んだ認識があるものの、体には良くないものという正しい認識もあることが明らかになった。

3. 研究2

目的

沖縄県保育学生の生活習慣と社会的ニコチン依存度の関係について、どのような関係が見られるのか調査、分析する。

方法

調査年月：2017年12月

調査対象：沖縄県内A保育専門学校108名、B保育専門学校84名、C保育専門学校35名
合計227名3校に在籍する学生

調査内容

研究1の健康意識に関するアンケートから、喫煙未経験者の生活習慣によるKTSND総合得点の差について分析する。分析方法は、KTSND総合得点と生活習慣の比較はKruskal-Wallis検定を行い、5%以下を有意とした（IBM SPSS Statistics ver. 25）。

結果

アンケートでは、欠席者、未記入者を除き、有効回答数は169名、喫煙未経験者が125名であった。喫煙未経験者の生活習慣によるKTSND総合得点の差について分析したところ、疲労感と飲酒の回答に有意差がみられた（表6）。

表 6. 喫煙未経験者の生活習慣によるKTSND総合得点の差

	度数	平均値±標準偏差	p 値		度数	平均値±標準偏差	p 値
朝食	125		0.4	*疲労感	125		0.03
	毎日食べている	64	11.3±4.1		あまり感じない	15	12.5±4.8
	週数日食べている	37	10.6±4.7		時々疲れる	83	11.1±4.3
	ほとんど食べない	24	9.9±4.4		いつも疲れている	27	9.0±3.6
栄養バランス	125		0.9	*飲酒	125		0.04
	いつも考えている	21	10.8±3.7		毎日	3	20.0±1.4
	時々考える	57	10.7±4.9		週数日位	12	11.1±3.5
	ほとんど食べない考えない	47	11.0±3.9		月数回	51	10.6±4.0
運動	125		0.4	就床時間	122		0.1
	週3回以上	18	9.9±4.3		0時まで	56	10.2±3.8
	週1～2回	40	11.9±4.5		1時まで	29	10.8±4.3
	月1回以下	67	10.4±4.2		2時まで	24	11.2±5.6
睡眠時間	125		0.4	起床時間	122		0.9
	5時間まで	25	11.6±5.1		6時まで	11	10.3±3.4
	5-6時間	39	10.3±5.0		6時台	11	11.7±4.8
	7-8時間	56	10.8±3.5		7時台	49	11.0±4.9
ストレス感	125		0.3	8時台	36	10.7±4.1	
	あまり感じない	49	11.0±4.2	9時以降	15	10.5±3.2	
	やや感じる	59	11.2±4.5				
	強く感じる	17	9.2±4.1				
食事の規則性	124		0.2				
	ほぼ規則的	39	11.3±4.8				
	時々不規則	56	11.1±4.4				
	いつも不規則	29	9.6±3.5				

*p : < 0.05

考察

喫煙未経験者の生活習慣によるKTSND総合得点の差の調査では、タバコと疲労感、飲酒に有意な差が見られた。その背景には、沖縄県の産業構成に特色があるといえる。沖縄県は飲食店が多く、人口10万人当たりのコンビニエンスストア数も全国2位である。また、過去1ヶ月間に、受動喫煙の割合を場所別にみる調査では、飲食店が約5割で最も高く、次いで路上、職場、遊技場が高いことが明らかとなった。また、全国と比較すると、家庭、職場、遊技場では有意に低いが、飲食店と医療機関で有意に高くなっていることから、他県よりも受動喫煙の機会が多いことが考えられた。

4. 研究3

目的

千葉県にある保育学生の生活習慣を明らかにする。

方法

調査年月：2018年6月

調査対象：千葉県にある保育短期大学に在籍する237名

調査内容

研究1と同じ無記名の質問紙調査を実施した。調査対象校の受動喫煙対策は、すべて敷地内禁煙である。倫理的配慮として、聖徳大学ヒューマンスタディに関する倫理委員会の承認を受けて実施され（承認番号 H29U062）、調査前に説明し承諾した237名が参加した（有効回答数222名、回答率94％）。

結果

千葉県にある保育学生全体のKTSND値は、アンケートでの未記入者を除き、有効回答数は222名で、現在喫煙者は1名、過去喫煙者は1名、試し喫煙者は2名と沖縄県の保育学生よりも喫煙者はかなり少ないことが明らかとなったが、全体のKTSND値の平均値は11.5で、沖縄県の保育学生と差がない結果となった。また、喫煙防止教育の目標値の9点以下よりも高く、喫煙未経験者においては、KTSND値の平均値が11.5で沖縄県の喫煙未経験者の保育学生のKTSND値を上回り、試し喫煙者が10.0点、過去喫煙者および現在喫煙者も15.0点と高い傾向であった（表7）。

表7. 千葉県の保育学生のKTSNDの平均値と標準偏差

	N	KTSND 値 M	SD
回答者	222	11.5	5.4
現在喫煙者	1	15.0	0
過去喫煙者	1	15.0	0
試し喫煙者	2	10.0	3.0
喫煙未経験者	218	11.5	5.4

そして、喫煙未経験者の生活習慣によるKTSND総合得点の差では、どの項目においても有意な差は見られなかった。

また、KTSND項目別得点では、「10. 灰皿が置かれている場所は、喫煙できる場所である」の得点が最も高く、次に「7. タバコにはストレスを解消する作用がある」が高かった。一方、最も得点が低かったのは、「6. タバコには効用（からだや精神に良い作用）がある」で、次に得点が低かったのは「8. タバコは喫煙者の頭の働きを高める」であった。

考察

千葉県保育学生は、喫煙規制に厳しい学則（完全喫煙禁止）があることから、現在喫煙者、過去喫煙者共に1名であったが、KTSND値は11.5で、沖縄県の保育学生のKTSND値11.6と、ほとんど変わらない結果となった。したがって、タバコに関する認知の歪みは、喫煙規制が厳しくても変わらないことが明らかとなった。

また、KTSND項目別得点では、「10. 灰皿が置かれている場所は、喫煙できる場所である」の得点が最も高く、次に「7. タバコにはストレスを解消する作用がある」の得点が高かった。そして、最も得点が低かったのは、「6. タバコには効用（からだや精神に良い作用）がある」で、次に「8. タバコは喫煙者の頭の働きを高める」の点数が低かったことから、タバコに対する考え方は、沖縄県の保育学生と同様に、タバコにはストレスを解消してくれる効果があるという歪んだ認識があるものの、体には良くないものであるという正しい認識も明らかになった。

5. 研究4

目的

沖縄県、千葉県の保育学生の健康意識に関する考え方を明らかにする。

方法

調査年月：2018年6月

調査対象：沖縄県の未喫煙の保育学生125名、千葉県の未喫煙の保育学生237名合計362名

調査内容

沖縄県保育学生、千葉県保育学生の喫煙未経験者の生活習慣の比較を行い、さらにアンケート内の（11）あなたの周りでタバコを吸っている人はいますか、（12）それについてどう思うか、（13）生活習慣病を知っていますか、（14）食育の意味を説明することができますかについての質問項目を分析する。

結果

沖縄県保育学生と千葉県保育学生の喫煙未経験者の生活習慣の比較で、 χ^2 検定を行ったところ、栄養バランスの項目以外はすべて有意な結果となった（表11）。特に、朝食の項目では、沖縄県の保育学生がほとんど食べないと回答した者が27%と千葉県の保育学生の朝食をほとんど食べないと回答した者の約3倍も多いことが明らかとなった。また、睡眠時間の質問では、沖縄県の保育学生の約半数が、は7～8時間の睡眠をとっているのに対して、千葉県の保育学生の約半数の睡眠時間は、5～6時間であり、沖縄県の保育学生よりも千葉県の保育学生の方が睡眠時間の短いことが明らかとなった（表13）。

また、「周りにタバコを吸っている人についてどう思うか」、「生活習慣病を説明すること

表11. 沖縄県、千葉県の保育学生の喫煙未経験者の生活習慣の比較

		沖縄県の保育学生	千葉県の保育学生				
*朝食				*外食			
	毎日食べている	51%	71%	1日2食以上	9%	1%	
	週数日位食べている	30%	20%	1日1食は外食	21%	14%	
栄養バランス	ほとんど食べない	19%	9%	週数回位外食	31%	35%	
	いつも考えている	17%	16%	月に数回程度	34%	46%	
	時々考える	45%	56%	外食しない	5%	4%	
*運動	ほとんど考えない	38%	28%	*疲労感			
	週3回以上している	14%	24%	あまり疲れていない	12%	3%	
	週1～2回程度	32%	49%	時々疲れる	66%	39%	
*睡眠時間	月1回以下	54%	27%	いつも疲れている	22%	58%	
	5時間まで	20%	28%	*飲酒			
	5-6時間	31%	52%	毎日飲んでいる	2%	0%	
*ストレス感	7-8時間	45%	19%	週数日位飲んでいる	10%	2%	
	9時間以上	4%	1%	月数回飲んでいる	41%	11%	
	あまり感じない	39%	21%	ほとんど飲まない	47%	87%	
*食事の規則性	やや感じる	47%	51%	*就床時間			
	強く感じる	14%	28%	0時まで	46%	51%	
	ほぼ規則的	32%	51%	1時まで	24%	34%	
*食事の規則性	時々不規則	45%	43%	2時まで	20%	11%	
	いつも不規則	23%	6%	2時以降	10%	4%	
				*起床時間			
			6時まで	9%	35%		
			6時台	9%	34%		
			7時台	40%	30%		
			8時台	30%	1%		
			9時以降	12%	0%		

*p: <0.05

表12. 周りにタバコを吸っている人についてどう思うか

		沖縄県の保育学生	千葉県の保育学生
周りにタバコを吸っている人	いる	83%	78%
	いない	17%	22%
タバコを吸っている人についてどう思うか	吸わない方がよい	32%	40%
	できれば吸わないでほしい	43%	41%
	吸っても良い	14%	12%
	わからない	3%	2%
	その他	8%	5%

表13. 生活習慣病を知っていますか

生活習慣病		沖縄県の保育学生	千葉県の保育学生
	知っている	81%	77%
	聞いたことはあるが内容は知らない	17%	21%
	知らない	2%	2%

表14. 食育の意味を説明することができますか

食育の意味		沖縄県の保育学生	千葉県の保育学生
	説明できる	15%	15%
	言葉は知っているが内容は知らない	74%	70%
	説明できない	11%	15%

ができますか」、「食育を説明することができますか」の質問項目では、両県の保育学生に有意差は見られなかった（表12、13、14）。

考察

沖縄県、千葉県の保育学生の喫煙未経験者のKTSND値では沖縄県の保育学生は10.8、千葉県の保育学生は11.5と、喫煙未経験者で分析すると、敷地内外禁煙の千葉県の保育学生が高い結果となった。また、沖縄県、千葉県の保育学生の喫煙未経験者の生活習慣の比較では、沖縄県の保育学生が、朝食欠食、運動不足、飲酒の機会が多く、千葉県の保育学生は、睡眠不足、疲労感が強い傾向が明らかとなった。

その背景には、両県の保育学生の交通手段も影響していることが考えられる。千葉県の保育学生は、ほとんどの学生が電車通学であり、午前6時までには起床している者が約4割となった。一方、車通学が主な沖縄県の保育学生は、午前7時に起床している者が4割と睡眠時間に1時間の差があったことが明らかとなった。そのため、千葉県の保育学生は、沖縄県の保育学生よりも睡眠不足や疲労感を感じていることが考えられた。

また、「周りにタバコを吸っている人についてどう思うか」、「生活習慣病を知っていますか」、「食育の意味を説明することができますか」の質問では、両県の保育学生に有意な差は見られなかったが、周りにタバコを吸っている人が8割もいたことが明らかとなった。そして、タバコを吸わない方がよいと答えたのは沖縄県の保育学生が3割、千葉県の保育学生は4割と、半数に満たない結果となり、両県の保育学生共に、周りにタバコを吸う人がいても、吸う、吸わないは個人が決めることで、あまり気に掛からないという考えが半数以上いることが明らかとなった。

6. 研究のまとめと今後の課題

本研究では、先行研究にはなかった沖縄県と千葉県の保育学生を対象とした生活習慣に関する調査研究を実施した。沖縄県の保育学生と千葉県の保育学生を比較すると、沖縄県の保育学生の喫煙者が多かった。平成28年度県民健康・栄養調査結果の概要の「現在習慣的に喫煙している者の割合」においても、男性は3割、女性が1割と全国との有意な差は見られないが、20歳～29歳の女性は全国の喫煙率6.7%に対して12.2%と約2倍という数値であり、沖縄県内における若年者の女性の喫煙者は他県と比較すると、多いことが明らかとなった。

また、沖縄県の保育学生は日々の禁煙教育が緩い環境の中、KTSND値は平均値が11.6、千葉県の保育学生は日々の喫煙防止教育が徹底されているにも関わらずKTSND値は11.5と、ほぼ変わらない数値であった。また両県の保育学生ともに喫煙防止教育の目標値である9点を上回り、タバコに対する認知の歪みが示唆された。また、禁煙教育講義を受講するグループの前後のKTSND値を算出したところ、禁煙教育講義前は11.1であったが、禁煙教育講義直後は8.1と大幅にKTSND値が下がったことから、禁煙教育講義の効果が明らかとなった。

このことから、喫煙に関する学則などが存在し、ほとんどが喫煙未経験者の集団でもタバコへの認知の歪みは大きいことが分かり、喫煙規制を重視するよりもタバコへの認知の歪みを直していく方法が大切であることが示唆された。そのためには禁煙教育講義を定期的に行っていくことが大切である。

喫煙未経験者の生活習慣とニコチン依存度の関係性の研究では、沖縄県の保育学生は、飲酒と疲労感に有意な差が見られた。そして、沖縄県の保育学生と千葉県の保育学生の健康意識に関する考え方の調査では、沖縄県の保育学生が、朝食欠食、運動不足、飲酒の機会が多く、千葉県の保育学生は、睡眠不足、疲労感が強い傾向が明らかとなった。

今後の課題として、ニコチン含有の非燃焼・加熱式タバコや電子タバコの問題がある。中には、煙が少ないものや出ないものもあるため、喫煙者は自身の健康リスクや受動喫煙の危険がないと思込み、急速な広がりを見せている。若い者が読むファッション雑誌等にも非燃焼・加熱式タバコや電子タバコの魅力をアピールする大きな広告が一面に記載され、あたかも無害であるかを感じさせるものになっている。

しかし、日本呼吸器学会によると、非燃焼・加熱式タバコや電子タバコの使用は、健康に悪影響をもたらされる可能性があることと、非燃焼・加熱式タバコや電子タバコの利用者が呼出したエアロゾルは周囲に拡散するため、受動吸引による健康被害が生じる可能性があるため、従来の燃焼式タバコと同様に、すべての飲食店やバーを含む公共の場所、公共交通機関での使用は認められないことを主張している。さらに同学会によると、新型タバコの国民の健康に対する影響や社会的影響について、非燃焼・加熱式タバコや電子タバコは、燃焼式タバコをやめられない人、あるいはやめる意志のない人にとっては健康被害の低減につながるとして、従来の燃焼式タバコ利用者は代替品として電子タバコを使用することを推奨する考え方があるが、これらの新型タバコの使用と病気や死亡リスクとの関連性についての科学的証拠が得られるまでには、かなりの時間を要することを見解として表している。その理由として、燃焼式タバコとほぼ同レベルのニコチンや揮発性化合物などが含有されていることなどから禁煙を出来ないままという、健康を害する恐れがあるとし、電子タバコは未だ十分な研究が行われておらず、有害性については明らかになっていないことを指摘している。さらに、日本禁煙学会においても、加熱式電子タバコと普通のタバコの蒸気成分を比較し、多環芳香族炭化水素類は数パーセントと減少はしているものの、ホルムアルデヒドなどの発がん物質はほぼ従来のタバコと同様であったこと、また、アクロレイン・ベンズアルデヒドなどの毒性物質・刺激性物質もほぼ同様であることから、加熱式電子タバコは、普通のタバコと同様に危険であることを強く指摘している。

以上のことから、今後の課題として、禁煙教育を定期的に行う中で、非燃焼・加熱式タバコや電子タバコの使用についての依存度テストをはじめ、有害性についてもわかりやすく指導することと同時に保育学生だけではなく、園の保護者や保育現場の職員など子どもを取り巻く全ての人に伝え、タバコから子どもを守ることが大切である。

付記

本研究は、令和元年度聖徳大学大学院児童学研究科に提出した修士論文の一部について、加筆修正したものである。

引用・参考文献

厚生労働省 平成30年 国民健康・栄養

<https://www.mhlw.go.jp/content/000615325.pdf> (最終アクセス日：2021/10/22)

川上暁子：保育学生の実習中の健康管理に関する研究-生活習慣と健康状態に関するアンケート調査から 清和大学短期大学部紀要/清和大学短期大学部編40:39-46.2011

Yoshii C, Kano M, Isomura T, et al: An innovative questionnaire examining psychological nicotine dependence, "The Kano Test for Social Nicotine Dependence (KTSND) ". J UOEH 2006; 28: 45-55.

稲垣幸司、佐藤厚子、後藤君江、原山裕子、上田祐子、古川絵理華、吉田彩乃、高坂利美、向井正視、野口俊英：歯科医療系学生と薬学部学生の喫煙状況、歯周病所見および社会的ニコチン依存度に関する調査 日本歯科衛生教育学会雑誌4:25-34, 2013

阿部稚里、駒田亜衣、稲垣幸司、梅澤真樹子：加濃式社会的ニコチン依存度調査票を用いた食物栄養学専攻学生の社会的ニコチン依存度に対する意識調査.日本禁煙学会雑誌 57：1-6, 2009

H28沖縄県勢要覧

<https://www.pref.okinawa.jp/toukeika/youran/H28youran.pdf>
(最終アクセス日：2021/11/30)

県民健康・栄養調査 (2016) http://www.kenkookinawa21.jp/090docs/2018012500010/file_contents/h28kenmineiyoutyousakekkanogaiyou.pdf
(最終アクセス日：2021/11/30)

日本呼吸器学会

https://www.jrs.or.jp/uploads/uploads/files/photos/hikanetsu_kenkai.pdf
(最終アクセス日：2021/10/01)

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/%2017.7.18%20%E5%8A%A0%E7%86%B1%E5%BC%8F%E3%82%BF%E3%83%90%E3%82%B3%E3%80%80%E7%B7%8A%E6%80%A5%E8%AD%A6%E5%91%8A%EF%BC%81-2.pdf>
(最終アクセス日：2021/10/1)

先住民族と迷惑施設に関する研究

—アイヌの人々は「核のごみ施設」立地計画をどう思うのか—

吉 井 美知子*

A Study on Indigenous People and Troublesome Facilities

—What does Ainu People Think about the Project of Nuclear Waste Disposal Site—

YOSHII Michiko

要 旨

2020年、北海道西部の二自治体が、原発から出る核のごみ最終処分場の立地調査受け入れを表明した。この計画を先住民族アイヌの人々はどう考えるのか。調査からは原子力がアイヌの精神文化と相いれないこと、しかしアイヌには反対の声を上げにくいことが判明した。それでもイベントで勇気を持って反対意見表明をした15人のアイヌの人々がいた。

なお本研究は沖縄大学地域研究所共同研究班による研究活動の一環として実施したものである。

キーワード：アイヌ民族、核のごみ、寿都町、神恵内村、泊原発

はじめに

1. 背景

日本では2011年の福島原子力発電所事故前の時点で全54基の原発が稼働していた。2021年12月現在、そのうち9基が発電を続けている（原子力規制委員会2021）。しかし、発電後に使用済み核燃料の再処理を経て出る高レベル放射性核廃棄物（以下、「核のごみ」と記述する）については最終処分場の立地が定まっていない。

1981年、北海道の北部、天塩郡幌延町（てしおぐん・ほろのべちょう）に地層処分場の設置の話が持ち上がった。しかし市民や道議会の反対で一旦白紙になるなどの紆余曲折を経て、2001年より処分場ではなく放射性物質を一切持ち込まない研究施設として稼働している。

* 沖縄大学人文学部

幌延を断念した国は2000年に原子力発電環境整備機構（以下略称の“NUMO”を用いる）を設立、放射性核廃棄物の地層処分を進めるために全国の地方自治体より処分場の受け入れ希望を募り始めた。

2007年、高知県安芸郡東洋町（あきぐん・とうようちょう）から首長の強い意志により初の応募があったが住民の大反対により頓挫、その後は特に手を挙げる自治体もなのまま十数年が経過していた。

2020年10月、北海道後志（しりべし）管内寿都町（すつつちょう）が遂に応募を申し入れる。後を追うように、同管内の神恵内村（かもえないむら）も同月、受け入れ

の意志を表明した。応募を表明すると当初の2年間、設置の可能性を確認するための「文献調査」が実施され、毎年10億円の交付金が国から自治体に支払われる。文献調査に合格すると今度は2年間の「詳細調査」、さらに2年間の「実施調査」を経て建設の運びとなり、万一建設に至らなくても自治体には大きな収入が見込まれる。

2021年9月、筆者が調査に訪れた両自治体ではすでにNUMOの現地事務所が置かれ、文献調査が進められていた。

2. 目的

高レベル放射性廃棄物地層処分場は、単に地下300mの深い穴を掘って埋めて終わりではない。10万年の管理が必要とされる猛毒の高レベル放射性廃棄物を、長期間安全に管理しておく必要がある。このような施設をアイヌモシリ（「人の住む場所」の意のアイヌ語）に作ることを、先住のアイヌ民族はどのようにとらえているのか。報道では反対の市民運動が立ち上がったとは伝えられても、2021年夏の時点でアイヌの人々の声はまったく報道されていなかった。

主として明治維新以降に移住してきた和人¹に比べ、はるかに長い年月をアイヌモシリで暮らしてきたアイヌの人々は、故郷に建設が取りざたされるこの計画をどう思うのか。本稿ではごく限定的な調査の範囲内で明らかになったことを報告する。

3. 方法

計画の概要、アイヌ民族や地域の歴史について文献調査を進めると同時に、2回のフィールド調査を実施した。1回目は2021年8月～9月の聴き取りおよび寿都町、神恵内村での現



図1：北海道地図と関連地点の位置
出典：新聞「農民」（2020）をもとに筆者作成

¹ 本土出身の日本人を指す。沖縄での「ナイチャー」に相当。

地調査、2回目は同年11月の聴き取りおよび関連イベント参加である。本稿ではこのうち、アイヌの人々およびアイヌ文化研究者への聴き取り調査と関連イベント参加に関する報告を行いたい。

I. 聴き取り調査

2021年8月から11月にかけて、北海道在住のアイヌの方々計4名、和人のアイヌ文化研究者1名からの聴き取りを実施した。アイヌの方々はアイヌ語で「エカシ」と称される長老を含み、全員が中高年男性である。以下、氏名、肩書、年齢、聴き取りの日時と場所、聴き取り内容の順に報告する。

1. アイヌ民族

(1) A氏

8月30日(月) 13:00~14:10 於札幌市内

アイヌの世界観は自然と向き合うものであり、人間の力が及ばない核はアイヌにとって積極的に受け入れられない。人間の手に負えなくなるものは作ってはならないと先輩から教わった。

北海道開拓150年といわれているが、アイヌが住む大地に多数者が入植した歴史である。その多数者が地元アイヌの生活や文化、現状に配慮しない開発計画を進めてきたことが問題となっている。

二風谷(にぶたに)ダム²も同様に、反対運動が起こった。泊原発、幌延の研究所についてもアイヌから懸念や反対の表明があったが、組織的な反対運動にならなかった。

自らをアイヌと表明する人の数は1万数千人、表明しない人も多く、実際には数万人とも数十万人ともいわれている。原子力発電は、政府や企業が始めたもので、そこから出る廃棄物をどうするかは全国民が自身の問題として考える問題で、アイヌに反対運動を押しつけないで欲しい。

(2) 山丸和幸(やままる・かずゆき)氏

白老(しらおい)町在住、建設業、73歳

9月2日(木) 14:15~16:00 於白老町内

白老町は人口1万7千人、アイヌ協会員は230名だが、実際には人口の1割超、2千人以上のアイヌが住む。最近ウポポイ⁴が開かれた。

泊原発が計画された頃、アイヌは日々の生活に追われていたため原発問題などに目を向ける余裕がなかった。その後、3.11の福島原発事故で初めて自分は原発の恐ろしさに気づいた。

その後寿都町の調査同意を機に、反対するようになった。核のごみはすでに出ていて、海

² 北海道沙流郡に1997年に建設されたダム。アイヌコタンの水没や聖地の破壊を伴うため、大きな反対運動が起き裁判にもなり、アイヌ民族を先住民族として公認する契機となった。

³ 2020年に国が設置した民族共生象徴空間。国立アイヌ民族博物館を含む。

外に輸出するわけにもいかないの、どこか国内で引き受けざるをえない。しかし、順番が違う。まず原発を止めてごみの総量を確定したうえで、国民的議論をして立地を決めるべきであり、札束で頬を張るような方法はいけない。

核は一旦何か起こると手に負えない悪魔であり、核のごみは大地のカムイ（神）の手には負えない。個人的には北海道の大地に埋めることに反対だ。大地のカムイへの感謝という精神文化を大切にしたい。

(3) 加藤敬人（かとう・たかと）氏

函館市在住、学校経営、66歳

9月3日（金）20：00～21：30 於千歳市内

北海道にアイヌ系の人々は50万人くらい、しかしアイヌ協会員は1万5千人くらいしかない。独立というようなことは無理でも、せめてイオル（狩場）を返してほしい。長らくアイヌは空、海、湖、山、川から恵みを受けて動物、魚、植物を採って生活の糧にしてきた。そこを和人が国立・国定公園に指定したことで、火を焚いてカムイに祈ることさえもできなくなった。

自分は2008年から2009年にかけて、大間原発反対運動をしていた。チェルノブイリ事故で原発に疑問を持っていたからだ。大間は函館からわずか二十数キロの対岸にあり、海を挟んでよく見える。函館市民は皆反対している。

アイヌ協会本部も、阿寒のアイヌも皆、原発には反対している。しかし泊原発の地元にはアイヌがいない。

核のごみは日本国内で処分するしかない。心情的には国会議事堂や皇居の地下に埋めてほしいと思う。寿都町や神恵内村の首長は盗人猛々しいと言わざるを得ない。元々はアイヌが住んでいた場所だ。泊原発で地元に着る交付金を見て、自分のところにも欲しくなったのだろう。

(4) 石井ポンペ 氏

札幌市在住、原住・アイヌ民族の権利を取り戻すウコ・チャランケ⁴の会 代表、

元札幌市職員、76歳

11月13日（土）10：40～11：45 於札幌市内

寿都町、神恵内村に核のごみ施設を設置することに反対である。そもそも原発は人間のコントロールがきかないものであり、受け入れられない。すでに稼働した泊原発の分のごみだけ、やむを得ないので泊の地上で保管するべきだ。

泊、寿都、神恵内の地元にもうアイヌはいない。たとえ今の居住地から離れていても、アイヌとしてとにかくアイヌモシリを汚さないでほしいという思いだ。

アイヌ協会も、アイヌの若者たちも皆内心では反対だが、それを表明しない。少数派であ

⁴ ものごとを多数決でなく話し合いで決めるというアイヌの伝統を指す名称。

るアイヌには、国の方針に反対するような声はなかなか上げられない。

1997年に旧土人保護法がアイヌ文化振興法に置き変わった。保護がなくなったことでアイヌは生活が難しくなった。そして文化振興だけに偏って先住権や環境権が無視されている。

自分は公務員だったので生活の安定が得られていた数少ないひとりである。当時の札幌市職員にアイヌは2人だけだった。

今夜の講演会では自分も出番を予定している。

2. アイヌ民族研究者

本田優子 氏

札幌大学アイヌ文化教育研究センター長 教授

8月30日(月) 15:30~17:30 於札幌大学 同教授研究室

核のごみ施設を北海道にだけは絶対作ってはいけない。ここは江戸時代までは海外だったが、日本の領土となり明治2年に「北海道」と命名されている。その時の統合よりももっとひどい行為だ。

アイヌ文化を尊重している和人のひとりとして、アイヌ民族に対して非常に恥ずかしい。

もともと泊、寿都、神恵内の位置する北海道の日本海側には、コタンがありアイヌが多く住んでいた。しかしニシンが多く獲れることから和人が押し寄せ、強制労働や天然痘の影響でアイヌがいなくなった。開拓者の和人は東北六県の次男、三男坊が中心であった。今住んでいる人々には土地への愛着が少ない。

東京で使う電気のために、発電は福島、ごみは北海道というのはおかしい。

II. 核ゴミ問題を考える北海道会議 in さっぽろ

1. プログラム

2011年11月13日(土)かでの2.7⁵に於いて「核ゴミ問題を考える北海道会議 in さっぽろ」と題したイベントが、同会議の主催で開かれた。

「核ゴミ問題を考える北海道会議」は2011年3月に弁護士、学者、市民らが呼びかけて設立された団体で、「核ゴミ問題を北海道全体の問題として考えるために、道民の関心を喚起し、情報を共有しながら論議を深め、合意形成をはかっていくための公論の場をつくる」ことを目的としている(同会議HP)。呼びかけ人には、本稿I. 2. で聴き取りを行った本田優子氏も含まれる。

イベントは午後2時から夜8時30分までの長時間にわたり、パネルトーク、ワークショップ、全体集会の三部構成となっていた(表1参照)。

⁵ 北海道立道民活動センター。〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 TEL 011-204-5100, <http://homepage.kaderu27.or.jp/>

表1：「核ゴミ問題を考える北海道会議 in さっぽろ」のプログラム

日 程	2021年11月13日（土）
会 場	かでの2・7大会議室&かでのホール （札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センター）
プログラム	開場13：30～ 会場：かでの2・7大会議室 14：00～15：20 第1部 パネルトーク「考えよう！北海道の未来と核ゴミ問題」 各界からのパネリストの皆さんのトークとディスカッション コーディネイター 外岡秀俊さん（ジャーナリスト） パネリスト 上田文雄さん（元札幌市長・弁護士）ほか
	15：30～17：00 第2部 ワークショップ「話さる会～みんなで話そう！北海道の未来」 グループに分かれての参加者による自由な対話と交流の場
	開場18：00～ 会場：かでのホール 18：30～20：30 第3部 全体集会「アイヌ民族と北海道の大地」 講演会 宇梶静江さん（アイヌ古布絵作家） トークセッション 宇梶静江さん×本田優子さん（札幌大学教授）
参加費	1000円（第1～3部の全てのプログラムに参加できます） 学生・子どもは無料
主 催	核ゴミ問題を考える北海道会議

出典：核ゴミ問題を考える北海道会議HP

第1部のパネルでは弁護士や市民運動家など数名の登壇者、そしてフロアから福島からの避難者や寿都町民などの発言と討論があった。会場は補助席を用意するほどの盛況で、参加者の熱気が感じられる討論であったが、残念ながらアイヌ民族に言及したのは全員が和人のパネリストのうちひとりのみであった。フロアのアイヌの人々からの発言もなかった。

第2部のワークショップは、参加者全員が数名のグループに分かれ、各々が核ごみに対する意見を述べた。グループ内で一部の成員に発言が偏らないよう工夫されていた。筆者のグループ内は和人ばかりであった。

第3部の全体会議は、同じ建物の1階の大ホールで夜間に開催された。プログラムには、以前より反原発の意見発信をしている首都圏在住のアイヌ女性作家、宇梶静江氏の講演会とだけ記されている。タイトルは「アイヌ民族と北海道の大地—北海道の歴史から未来を考える—」とある。

講演内容は概ね著書（宇梶2020）に沿ったもので、自身の生い立ちからアイヌの精神文化、そして3.11の福島原発事故から現代文明への疑問を説き、アイヌの視点で核のごみ施設への反対を呼びかけるものであった。1933年生まれの高齢ながら、しっかりとした口調で語りかける講演には説得力と迫力があつた。

休憩後には司会の本田優子氏との対談もあり、なごやかな雰囲気イベントが終わろうとしていた。午後の第1、第2部とは異なりようやくアイヌ民族の視点が取り上げられたと満

足し、帰ろうとしたところに意外な展開が用意されていた。

2. プログラム外のメインイベント

司会の本田氏が、「実はこれからがメインイベントです」と突然切り出して、客席で講演を聴いていたアイヌ民族の出演者になった。促されて席を立ち、続々とステージに上がる人々。その中には本稿で報告した聴き取り対象者の山丸氏や石井氏の姿もあった。高齢男性だけではない。老若男女、宇梶氏を入れて全15名のアイヌの人々がずらっと舞台上に並んだ姿は圧巻であった（写真1参照）。



写真1：舞台上のアイヌの人々

出典：核ゴミ問題を考える北海道会議HP

以下、報道記事より、代表でマイクを握った人々の発言を引用する：

「一人の道民として、一人のアイヌとして、核にごみを持ち込ませてはならないという気持ちでこの場に立っている。みんなの先人が大事に守ってきたこの土地を守ろう。」(…)

「豊かな自然は次世代からの借り物で、傷つけずに引き継ぐべきだ。」(北海道新聞2021)

聴き取りでも明らかになったように、国策に逆行するような発言をすることはアイヌの人々にとって大変難しい。そんななかでも、高齢の有名作家で自由な発言のできる宇梶氏を招へいし、その講演会という場で勇気ある人々が舞台上上がって意見を表明したことは画期的であったと考える。またそのような場を準備した本田氏の力量には大いに感銘を受けた。

Ⅲ. 考察—調査からわかったこと—

1. アイヌの精神文化と核のごみ

聴き取ったすべてのアイヌの人々とイベントでのアイヌ登壇者から、アイヌの精神文化と核のごみ施設がまったく相容れないものであるとの発言があった。「人間がコントロールできず、土に還せないものを作ってはならない」というアイヌの教えに完全に正反対の方向にあるのが、原子力発電であり、そこから出る核のごみだといえる。コントロールできないからこそ原発事故が起き、埋めても土に還らないそのごみをどうするかが問題になっている。

2. アイヌモシリと北海道

北海道は琉球王国と同じく、明治初期に日本本土に併合された。アイヌの人々にとってはあくまでアイヌモシリであり、和人は後からやって来た闖入者に過ぎない。その和人が持ち込んだ「便利なもの」がアイヌの大地を汚すばかりか、日本本土でできたごみまで持って来て埋めることを、アイヌの人々は拒否する。

日本全土を守るためとして置く米軍基地が沖縄に集中するのと同様に、日本全国の核のご

みを北海道に集めて埋めることは、たとえ近隣に住んでいなくてもアイヌの人々の心情が許さない。辺野古から遠い那覇市内や離島に住んでいる沖縄人が、埋め立てに反対するのと同様である。

3. 声を上げにくい構造

石井氏からの聴き取りでは、公務員として生活の安定が得られていた数少ないアイヌであったからこそ、環境保護の声を上げられたとの話があった。そうでない人々には、当然声は上げにくい。

また、聴き取りのなかでは意見表明がアイヌ同士の分断を招くのが心配だという発言もあった。その意味でも、11月のイベントで舞台上がったアイヌの人々は、本当に勇気があったといえる。

なお金を用いて地域を分断する方法は、原発立地においても本土の各地で普通に用いられている。沖縄振興予算と基地受け入れを関連づけるのも同様の手段だと考えられる。

4. 寿都町と神恵内村

両自治体は北海道後志管内の日本海に面し、泊原発にも近い。泊村に隣接する神恵内村には泊原発受け入れの交付金も出ている。

もともとアイヌのコタンがあったことは、アイヌ語起源の地名からもわかる。しかしニシン豊漁により大挙して押し寄せた和人の下で強制労働させられたことや、持ち込まれた天然痘でコタン全滅になるなどの歴史を経て、現在はアイヌが住んでいない。地域のアイヌ協会もない。

和人だけの自治体で、それぞれの首長が唐突に核施設の受け入れを表明している。表明して2年間の文献調査を受け入れただけで、20億円の交付金が出る。これを「盗人猛々しい」と表現したのは、アイヌの加藤氏であった。

形だけでも意見を伺うべきアイヌ協会さえもなく、すでに原発の交付金が落ちている地域ということで、両自治体には手を上げやすい条件が揃っていたといえよう。同時に、アイヌの人々にとっては、現在その地域に住んでいなくてもやはり守るべきアイヌモシリの大地であることに変わりはないようである。

おわりに

本稿は北海道の二自治体が核のごみ施設受け入れを表明してから1年ほどの時期に、先住民アイヌの人々の意見を、聴き取りとイベント参加を通して調査したものである。聴き取り対象の年齢層や性別が偏り、人数も限られる短期間の調査ではあるが、その結果からはいくつかの示唆が得られた。以下に四点を挙げる。

第一に、この核のごみ問題を、受け入れを表明した両自治体だけに關するものと矮小化することの非合理性である。核のごみは全国から発生したもので、各原発で生産された電気は首都圏や関西圏など、主として大都市で大量消費されている。

NUMOによる施設立地受入れ促進事業には、大都市で発生した消費がもとでできたごみであるという観点が抜け落ち、ひたすら交付金と引き換えにそれを遠隔地に立地させようという意図が見られる。本来は国全体で議論をして処分方法と立地を検討すべきであろう。

第二には、受入れ表明をした二自治体の地域史が問題である。両自治体に先住アイヌ民族は住んでいない。先行研究には寿都町のアイヌ人口が、19世紀半ばに天然痘で壊滅的に減少との記述がみられる（平山 2016：36-41）。そこに代わって入った和人が10万年に渡り管理を必要とする猛毒のごみを大地に埋めるという。

これは北海道全体を「アイヌモシリ」と捉える先住アイヌ民族から見ると、先住民族の環境権侵害である。

第三に、筆者が暮らす沖縄との比較を示唆しておきたい。日本全国を防衛するためとして米軍基地が沖縄に集中している現状と、日本全国の核のごみを北海道に集めて埋める計画はどちらも、明治期以前は日本ではなかった場所への差別であろう。東京でものごとを決める人々が、自身の思い入れの少ない土地を選んで迷惑施設を押し付けるという図式である。

しかし両者には大きな違いもある。アイヌの人々がアイヌモシリにおいてさえも少数派だという事実である。沖縄では基地建設に反対して、沖縄人が中心となって立ち上がる。容認の首長も、反対する首長も、みんな沖縄人だ。しかしアイヌの人々は北海道においても、そして多くのアイヌが比較的多く集住している白老のような場所でも、やはり少数派である。

本稿で報告したイベントの最後にステージに上がったアイヌの人々は、沖縄人が辺野古新基地反対の集会に出るのは異次元の、大きな勇気を必要としたのではないか。特にエカシやフチ⁶と呼ばれる社会的地位や生活基盤の整った長老の人々を除けば、舞台上でマスコミのフラッシュを浴びることにはどれほど勇気が要ったことだろう。

第四に、そして最後に、アイヌ民族の精神文化から学ぶ必要性を強調しておきたい。「人間のコントロールできないもの、土に還らないものは作ってはならない」というアイヌの掟は、まさに今、全世界で目指している「持続可能な開発目標（SDGs）」のうちの、「持続可能性」につながる思想ではないだろうか。

3.11の福島原発事故は、原子力が人間のコントロールできないものであることを証明した。そしてたとえ事故が起ころなくとも、通常運転をした原発から出る核のごみは土に還らない。アイヌ民族は古来より伝わるその思想で、私たちが今必要としている学びを提供してくれていると思えてならない。

謝 辞

貴重なお話を聴かせてくださったアイヌの皆様と本田優子札幌大学教授、そして北海道の市民の方々、同行案内をくださった元北海道護憲ネットワーク代表の瀬尾英幸氏に心よりお礼申し上げます。

⁶ 「エカシ」に対応する女性の長老を指すアイヌ語。本稿では宇梶氏がこれに当たる。

本研究は2021年度宇流麻学術研究助成基金研究助成「先住民族と迷惑施設に関する研究—アイヌの人々と核関連施設—」をもとに実施した。ここに記して貴重な支援にお礼申し上げる。

参考・引用文献

原子力規制委員会HP (2021)「原子力発電所の現在の運転状況」

https://www.nsr.go.jp/jimusho/untent_jokyo.html (2021/12/29)

稗田一俊 (2005)『鮭はダムに殺された—二風谷ダムとユーラップ川からの警鐘』岩波書店

平山裕人 (2016)『アイヌ地域史資料集』明石書店

北海道新聞 (2021)「核ごみ反対 アイヌ民族も」11月22日付、

<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/614248> (2021/12/25)

北海道新聞(2021)「シリーズ評論 核のごみどこへ 候補地選定 差別の構造」(吉井美知子インタビュー記事) 12月4日付、p.5 総合

飯島伸子 (2000)「地球環境問題における公害・環境問題と環境社会学—加害—被害構造の視点から—」『環境社会学研究』6、pp.5-22

核ゴミ問題を考える北海道会議HP, <https://h-nuclear-waste-problem.net/> (2021/12/26)

小坂洋右 (2015)『大地の哲学—アイヌ民族の精神文化に学ぶ—』未来社

野村保子 (2015)『大間原発と日本の未来』寿郎社

NUMO原子力発電環境整備機構HP, <https://www.numo.or.jp/> (2021/12/26)

西郷貴洋ほか (2010)「高知県東洋町における高レベル放射性廃棄物処分地決定に係る紛争の対立要因と解決策」『社会技術研究論文集』Vol.7, pp.87-98,

https://www.jstage.jst.go.jp/article/sociotechnica/7/0/7_0_87/_pdf/-char/ja (2021/12/27)

新聞「農民」(2020)「寿都町、神恵内村 文献調査に名乗り“核ゴミ”最終処分場」11月2日付、農民運動全国連合会

<http://www.nouminren.ne.jp/newspaper.pHP?fname=dat/202011/2020110203.htm> (2021/12/28)

関口裕士 (2021)『核のごみ 考えるヒント』北海道新聞社

外岡秀俊 (2021)「核ごみ 全道で話し、聴き、『共感』」朝日新聞11月25日付「道しるべ」欄

滝川康治 (1991)『幌延—核のゴミ捨て場を拒否する—』七ツ森書館

滝川康治 (2001)『核に揺れる北の大地』七ツ森書館

泊原発の廃炉をめざす会 (2012)『北海道電力〈泊原発〉の問題は何か』寿郎社

宇梶静江 (2011)『すべてを明日への糧として—今こそ、アイヌの知恵と勇気を—』清流出版

宇梶静江 (2020)『大地よ!—アイヌの母神、宇梶静江自伝—』藤原書店

八木健三 (1995)『北の自然を守る—知床、千歳川そして幌延—』北海道大学図書刊行会

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿規程

1. 目的

沖縄大学地域研究所は、琉球弧およびアジア地域に関する国内外の研究水準の向上を目的として、沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』を原則として年2回発行する。

刊行・編集については、本研究所紀要編集委員会（以下、編集委員会とする）がその任にあたるものとする。

2. 投稿資格

本誌への投稿は、原則として沖縄大学地域研究所所員（学内所員および特別研究員）、および編集委員会が投稿を依頼した者とする。

3. 原稿

原稿は、原則として日本語または英語で書かれたものとし、琉球弧およびアジアを対象とする未発表のもので、以下のいずれかに相当するものとする。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究
- (4) 調査報告（現地調査などによって得られた資料、データ、聴取記録など）
- (5) 実践研究報告
- (6) その他（書評、資料紹介、翻訳など）

4. 原稿の提出

原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、以下のメールアドレスにメールにて提出とする。

E-mail : chicken@okinawa-u.ac.jp

紀要投稿をメール受信後、こちらから1週間以内に返信します。返信が無い場合はご連絡下さい。

5. 原稿の締め切り

原則毎年、5月～6月末日及び11月～12月末日を募集期間とする。

6. 原稿の種分けおよび採否

- (1) 原稿の種分けの最終的な決定は編集委員会が行う。
- (2) 原稿の採否については編集委員会が決定する。

7. 査読

原稿の採否について、特に3に示された種別のうち、論文については、査読者により判定される。査読者は、学内外における当該論文の内容にふさわしい研究者とし、編集委員会より委嘱される。査読の方法ならびにその取り扱いについては別途定める。

8. 掲載誌及び抜刷の贈呈

掲載誌2部、抜刷30部を執筆者に贈呈する。これらを超える部数については、執筆者の自己負担とする。

9. 著作権

- (1) 掲載された論文等の著作権は原則として本研究所に帰属する。
- (2) 掲載された論文等は、インターネット上で公開される。
- (3) 本誌掲載の原稿を転載する場合は、本誌に掲載された原稿である旨を転載先の原稿に記載した上で、出版物を1部本研究所に寄贈して下さい。

10. 問い合わせ先

〒902-0075 沖縄県那覇市字国場405 沖縄大学地域研究所

(tel 098-832-5599 fax 098-832-3220 メール chicken@okinawa-u.ac.jp)

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』執筆要項

1. 使用する言語

原則的に日本語または英語とします。

2. 表題と著者名

和文原稿には英文表題と英文著者名をつけて下さい。英文原稿の場合は、和文表題と和文著者名をつけて下さい。

3. 要旨、要約、キーワード、原稿の種類と長さ

(1) 要旨

原稿の種類を問わず、執筆の意図を説明するものとして要旨（150字）を冒頭につけて下さい。地域研究という性格上、専門分野が多岐にわたるため、他分野の読者にも、原稿の狙いや扱っている問題の性格についての理解を促すためのものとして心がけて下さい。

(2) 要約

和文の論文には和文要約（600字程度）および原則として英文要約（600語以内）をつけて下さい。

英文の論文の場合には英文要約（200語程度）および和文要約（1,200～2,600字程度）をつけて下さい。

(3) キーワード

各要約の末尾には、それぞれの言語で3～5語のキーワードを明記して下さい。

(4) 原稿の種類と長さ（和文）

原稿1枚を40字×40行＝1,600字で換算。図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。

- ・「論文」：10～18枚（16,000字～28,000字）＋要旨（150字）＋要約（600字程度）＋英文要約（600語以内）＋キーワード（5つ程度）
- ・「研究ノート」「判例研究」：5～13枚（8,000字～20,000字）＋要旨（150字）＋キーワード（5つ程度）
- ・「調査報告」「実践研究報告」：5～8枚（8,000字～12,000字）＋要旨（150字）＋キーワード（5つ程度）
- ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：3～5枚（4,000字～8,000字）＋要旨（150字）

(5) 原稿の種類と長さ（英文）

- ・「論文」：7,000語以内＋要旨（40語）＋要約（200語程度）＋和文要約（1,200～2,600字程度）＋キーワード（5つ程度）
- ・「研究ノート」「判例研究」：5,000語以内＋要旨（40語）＋要約（150語程度）＋キーワード（5つ程度）
- ・「調査報告」「実践研究報告」：3,000語以内＋要旨（40語）＋要約（100語程度）＋キーワード（5つ程度）
- ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：2,000語以内＋要旨（40語）

4. 書式

原稿の書式は以下の原則に従って下さい。

(1) ワードプロソフトはMS-Wordに限定します。

- ・用紙：A4（横書き）。各頁には、通し番号を明記して下さい。
- ・余白：上下左右すべて20mm
- ・行数×文字数：40×40（1,600字）
- ・フォント：和文はMS明朝（10.5ポイント）、欧文はCentury（10.5ポイント）

(2) 論文は、表題、執筆者名、要旨、和文要約、英文要約（原則）、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。

- (3) 研究ノート、判例研究、調査報告などは、表題、執筆者名、要旨、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
- (4) 注および図表の位置、特殊な指示などは、ペーパー原稿の上に朱書して下さい。

5. 表記法

- (1) 英数字は、原則として半角文字を用いて下さい。． 。（ ）＝ などの記号類は、全角文字を用いて下さい。
- (2) 節、項には半角数字を用いて、それぞれ 1. (1) のように記して下さい。
- (3) 外国人名や外国地名はよく知られたもののほかは、初出の箇所にその原綴りを、「フライブルク (Freiburg)」のように記して下さい。
- (4) 原則として西暦を用いて下さい。年号を使用する場合には、「昭和63年 (1988年)」のように記して下さい。

6. 図表、写真

- (1) 図表、写真はそのまま版下として使えるように、執筆者の責任で別紙に作成し、オリジナルおよび仕上がり寸法大のコピーを提出して下さい。
メールで提出する場合は、jpgのデータを添付して下さい。(図表用の版下作成の必要が生じた場合には、執筆者に版下作成の実費を負担いただきます。)
- (2) 図表の頭に、「図1 世界の人口 (1992年12月末現在)」のように題名を記し、データ類を他の文献から引用する場合には、下部に「(出典) 厚生省人口問題研究所『人口統計資料集1992』」のように、引用した文献を挙示して下さい。
- (3) 図表、写真の挿入位置を原稿中に明記して下さい。

7. 注、文献引用

- (1) 注は、本文該当箇所の右肩に通し番号(1)、(2)のように記し、本文の最後にまとめて記載して下さい。
- (2) 本文注とする場合は「Carson (1962)」のように「著者名 (発表年)」を記して下さい。文献リストは、著者名 (五十音順もしくはアルファベット順)、発表年、論文名、書名、雑誌名、出版社名、巻号：所在ページの順で記載して下さい。和文文献は書名、雑誌名を『』で、論文名を「」でくくり、欧文文献は書名、雑誌名をイタリックで表記して下さい。

8. 校正

著者校正を1回行います。(万一校正段階の加筆、修正によって組換え等追加の費用が必要になった場合は、その費用を執筆者にご負担いただくことがあります。)

※原稿番号： _____

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿票

※受付日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
※は編集委員会記入

著者名（連名の場合は全著者について） ①日本語 ②英 語	
表 題 ①日本語 ②英 語	
キーワード（5語程度） ①日本語 ②英 語	
文字数（図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。）	
原稿の種分け（著者希望） 1. 論 文 2. 研究ノート 3. 判例研究 4. 調査報告 5. 実践研究報告 6. その他（ _____ ）	著者連絡先 住所：〒 氏名： Tel: _____ Fax: _____ E-mail: _____
著者紹介（執筆者の①所属、②所属機関の住所、③E-mailを執筆文章の1ページ目に掲載します。連名の場合は全著者について掲載します。） 著者名： ① _____ ② 〒 _____ ③ _____ 著者名： ① _____ ② 〒 _____ ③ _____	

(注) 原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、メールで提出する。

問い合わせ先：〒902-0075 那覇市字国場405 沖縄大学地域研究所

Tel: 098-832-5599 Fax: 098-832-3220 E-mail: chicken@okinawa-u.ac.jp

『地域研究』 No.28

編集委員長
発行日
発行

島村 聡 (沖縄大学・地域研究所所長)
2022年4月
沖縄大学地域研究所
〒902-0075 沖縄県那覇市字国場405
電話：(098) 832-5599
FAX：(098) 832-3220
E-mail：chiken@okinawa-u.ac.jp

印刷・製本

株式会社 国際印刷
〒901-0147 沖縄県那覇市宮城1-13-9
電話：(098) 857-3385
FAX：(098) 857-3892
E-mail：kokusai@herb.ocn.ne.jp

Regional Studies No. 28

